矯正図書館

刑政

第四十卷　拾月號　第十號

劍の力と愛の力	卷頭言	2
主任制を論ず	有馬四郎助	15
私の見た日本の一刑務所	メツト・カーフ	20
ヘンリー・ホード ロシヤを征服す	モーリス・ヒンダス	36
死の心理考察	乙坂佳性	46
答案漫評	香川生	25
白耳義刑務所に於ける刑事人類學實驗所	泉二新熊	53
遺蹟巡禮	E生	33
新しい試み	見學生	44
刑務教誨及刑務教育に就て	辻敬助	4
拘禁生活の衞生學的觀察	芥川信	93
地方だより		75
まつりに就て	粟野鳴人	60
讀者頁—家庭頁—會報—叙任辭令—令規—統計—犯罪文藝		

財團法人 刑務協會發行

告

いよ〳〵行刑研究資料の第二輯が出來ました

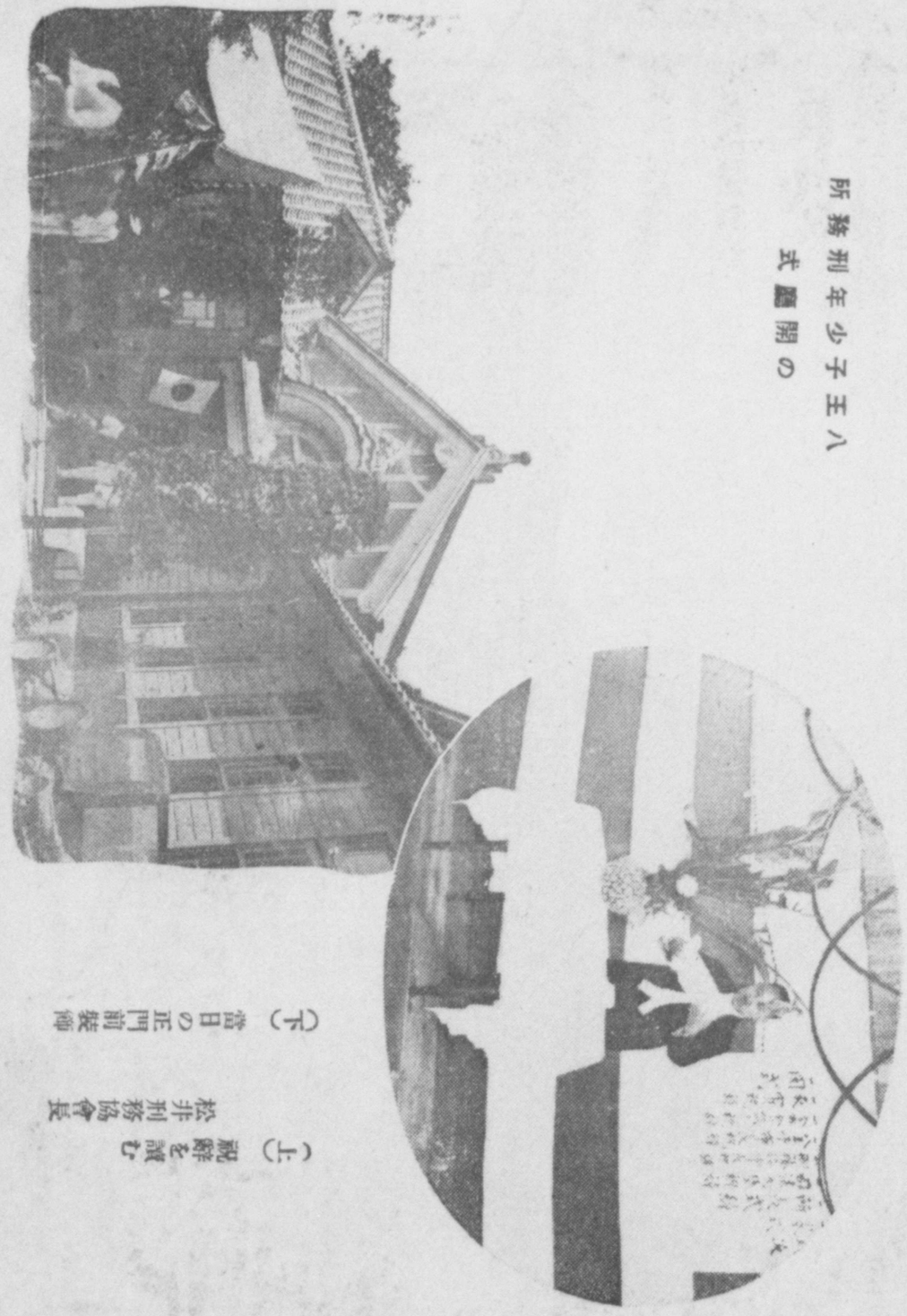
『自由刑ノ執行ニ關スル原則』
『獨逸普國司法省所管刑務所職務及執行規則』

本書は本省の刑法並監獄法改正調査委員會の參考書として採用されたもので、新しい刑法監獄法の生れ出でんとする今日斯道に身を置く人々として是非一讀を要するものと考へます。前者は正木書記官後者は辻書記官の飜譯になるものであります。

菊版二百頁・クロース・金文字美裝・實費金壹圓貳拾錢・送料金拾貳錢

刑務協會出版部

振替口座 東京二五〇五九番

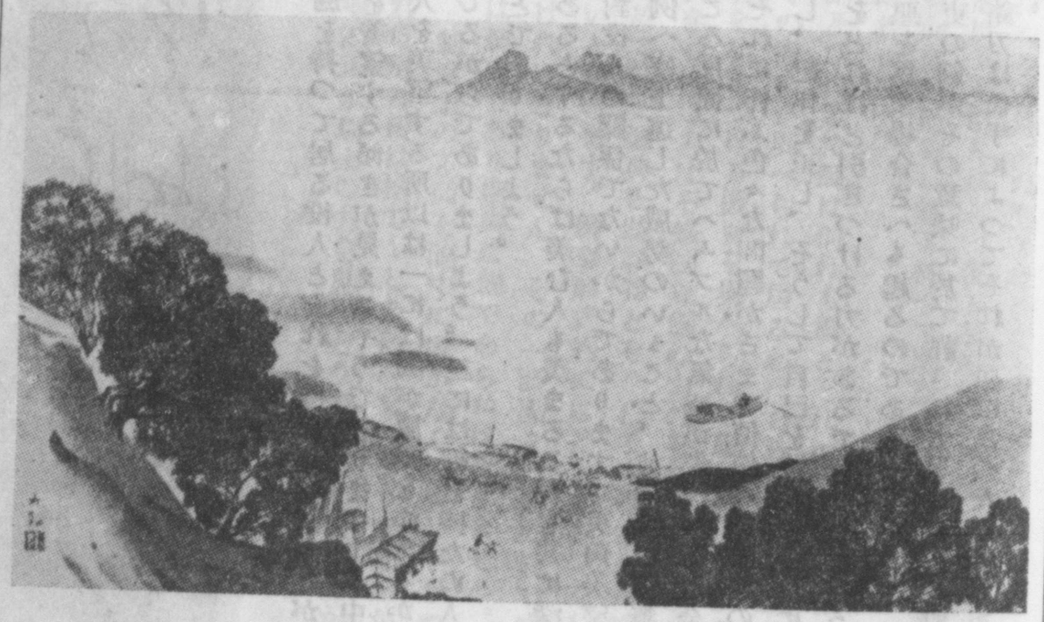


（上）　松井刑務協會長　祝辭を讀む

（下）　當日の正門前裝飾

矯正図書館

刑政

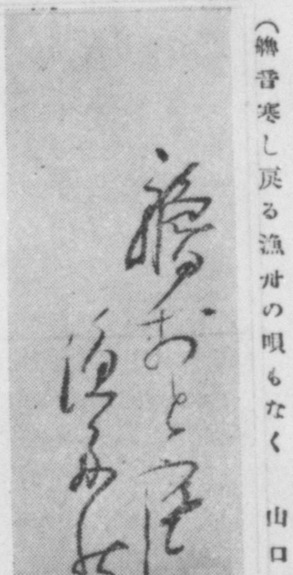


〔院展〕　漁村返照

横山大観

第四拾巻

第十號



（鴨音寒し戻る漁舟の唄もなく　山口嵐更宗匠自画賛）

劍の力と

今日の刑務所には劍を持つて居る役人とそれを持たない役人とがあります。そうして劍を持たない役人は兎角劍を持つ役人を羨望する傾きが見えるやうであります――中にはそうでない人もありますが。劍を持たぬ人が劍を持つ人を羨望する所以は一には劍が威勢を添えるからでありましょう。二には劍を持つ人が所謂戒護權を持つてるからでありましょう。三には劍を持たぬ人が待遇官吏の扱ひを受けて居る制度上の問題からも來ることでありましょう。

此の假定が事實であるとするならば羨む人も羨まるる人も共に深甚なる考慮を拂はねばなりません。何故ならば行刑は役人對役人の關係でないからであります。兎角羨望は形式的な比較に源を發する場合が多いようであります。例へば上述した威勢のいゝこと、戒護權の有無及び待遇の如何のそれの如く。そうして、羨望の存するところ反面に於てハムブルな氣持が失はれる場合も亦多いようであります。

わたくしは劍及びそれに伴ふ色々な問題がさまで價値のあるものと思ふことは出來ません。成るほど劍の力は受刑者を威壓し、紀律を正し、そうして自己を嚴格に裝ふには違ひありません。けれども、威壓、紀律、嚴格はその用ゐ方によつては反つて惡を爲す場合さへも起るのであります。

わたくしは刑務官吏の劍がその意味に於て許されて居るならば劍の力が有害無益であることを考へざるを得ません。村正の銘刀は使手によつてそれが惡になつたそうであります。だから村正は持たないにしくはないのだそうです。

愛の力

刑務官吏が劍を持つのは村正の使手たることを前提としなければなりませんし、苟もそれを持つことを義務付けられて居る以上その人がその使方を修練しなければならぬことは監獄法の精神であります。そうして、その使方の免許は結局その劍を持つて居ない心を獲得することにあることを忘れてはなりません。劍の力は實に其處にあります。

敎誨師、保健技師及び作業技師は何れも劍とそれに伴ふ色々な權力とを持つて居ません。それ丈け人の心を引きつける多くの機會が與へられて居るわけであります。劍の使方を修練する暇に自己の熱と血との總てを灑いで受刑者をひきつける機會を與へられて居るわけであります。一卷の聖典と一つの聽診器と一本のものさしとの引きつける力は不修練な劍の力のそれとどちらが尙いでありましょう。

わたくしは行刑に於て劍と聖典と聽診器とそうしてものさしが恰も機械工場のそれの如くわかれわかれに働くべき筋合でないと考へます。例令形式的にはどうであつてもそれ等の眞の力はその持主の心血の向ふところに一致しなければなりません。その一致點を行刑に於ては愛の力と申します。

その意味に於て劍は聖典であり聖典は劍であらねばなりません。そうして、各々の職務者は分業的地位を離れることが出來、制度上の差別を眼中に置かなくて濟むやうになるのであります。

劍を持つ刑務官諸君危險な劍は捨てゝしまをふではありませんか。劍を持たない刑務官諸君、聖典と聽診器とものさしとの中に正宗以上の力を見出そうではありませんか。

（あき緯）



（大阪　岡本大更画伯筆）

刑政第40巻第10号
矯正図書館

刑務教誨及刑務教育に就て（三）

辻　敬助

以上を以て教誨及教育に關する大體論を終へたか教育主義に依れる少年刑務所の各種の訓練は廣き意味に於ける教育に包含せしめ得るを以て玆に教誨教育論の最後のものとして少年訓練に關する管見の二三を述ることゝする。

第三　少年刑務所に於ける訓練に就て

（一）、少年刑務所の現況

晩近犯罪少年の增加に伴ひ少年犯罪問題は一個の重要なる社會問題として取扱はるゝに至り各國は競て之か法制の完備と施設の改善とに努めつゝあるの狀況である就中英のボルスタル制度(Borstal System)の改善米のリホルマトリ制度(Reformatory System)並にコッテージシステム(Cottage System)の普及の如きは最も顯著なる事實として擧くるを得べく其の成績の如きも大に見るへきものかあるのである我國に於ても大正十二年少年の保護に關し特別の規程即ち少年法を設け最近に於ける刑事政策の理論に基き不定期刑の制度を採用し一面又漸次少年刑務所を特設し不定期刑の運用を全からしめむことを期しつゝあるのである。

惟ふに不定期刑は少年を教養して順良なる國民たらしめ依て社會を保安することを以て理想とするものにして少年刑務所に於ける處遇は普通刑務所に比し特に教育的處遇殊に訓練に重きを置かさるへからさるは言を俟たさる所である然るに我少年刑務所に於ける此等施設の實際を見るに多くは依然として少年法施行前の舊態を脫する能はす又職員の待遇の如きも極めて菲薄にして此等と略ほ同樣の職司たる矯正院長及教官の待遇に比し非常なる懸隔があるのである從て有爲の人材を招致するを得さるは勿論所長の如きは多くは典獄補を以て之に當つるの止むを得ざるの關係上冥々の間に一般刑務所長に對し從屬的地位に在るが如き觀念を生し所長自ら其の職責を輕視するの風があるのである事情此の如く法制の体裁既に備はり設備の形態に於ても漸次改善を見つゝあるも其の行刑の內容殊に教育的施設に至りては未だ甚だ不備不整を免れざるの實況にして若し此儘に推移せむか少年薰育の實と遂に多くを期待し得ざるに至り少年立法の如きも半ば其の效果を失はるゝに至るなきを保しないのである吾々は國家財政豫算の緩急を圖りて速に是等の諸點に對しても特別の考慮を拂はれんことを希望するものである

（二）訓練の意義並訓練上の主義

訓練なる語は種々なる意義に使用せらるゝも普通教育學上の所謂訓練は學科教授に相對して使用せられて居る即ち學科教授が主として知性の開發を任務とするに對し訓練は道德的意志及道德的情操の涵養を任務とするものである私の玆に研究せんとする所謂少年刑務所に於ける訓練も亦大体教育學上の訓練に相當するものであ故に少年受刑者訓練方法を研究せんとせば先づ以て教育學上の訓練論に於ける訓練の主義及方法を吟味するの必要があるのである

訓練に關しては歷史的に發展し來りし種々なる學說かあるが最も根本的なる說は左の二主義である

a　自由主義　此の主義は自由を基礎として成るへく被教育者の天賦の性能其の儘に之を害する處なく發達せしむることが最も善き訓練なりとするものである（ルソー、エレンケイ、デュヰー）

b　保護主義（干涉主義）　自由主義に全く反對したる思想に出でゝ居るのであつて少年は良心ありと雖も生

來完全なるものに非す從て少年を自然に放任するは甚だ危險である即ち不良なる精神の横暴に依りて善良なる精神は撲滅せらるゝ處がある故に此不良分子の撲滅を計る爲には教師の充分なる保護と嚴格なる干渉とがなければならぬと說くのである

前者は主として亞米利加に於て見る所の訓練主義にして後者は主として佛蘭西、獨逸に於て見る所の主義である佛蘭西の訓練主義は徹頭徹尾保護干渉主義にして干渉事項が極めて細密に亘り些々たる惡影響と雖も看過しないのである之に反しているものはかの亞米利加である元來亞米利加は民主的な自由主義的な國柄であつて各人は獨立心旺盛にして一面自治的精神が横溢して居るのである此の國民性は驕て學校其の他諸團体の訓練に及び學校の組織其のものが既に自由發展を助成するが如き組織となつて居る從て嘗に上級の學校のみならず小學教育に於ても尙ほ個人の責任を主として訓練を施すを以て大方針として居るのである英吉利の訓練は佛蘭西及亞米利加の中間にあるのであつて一方に於て自由を尊ぶと同時に他方に於て嚴重なる取締をするのである從來我國の學校訓練は概ね保護主義に依り他動的に督促的に之を爲して居つたか保護干渉に過ぐるときは凡ての方面に於て消極的となり服從の强迫となり盲從に墮し遂に虐僞の人間を造るの虞がある寧ろ被教育者の興味を喚起し自ら向上せんとする動機を促して之に順應して適當の指導を爲す様にすべきであると考へるのである然らば少年受刑者の訓練は如何に取扱はるべきであらうか私は大體一般訓練論と同一に論ずることが出來ると思ふ但し此等犯罪少年は社會、學校及家庭より受けたる惡影響の爲に不良となれるものにして彼等の多くは事物の適正なる批判能力なきのみならず意志の訓練に於て特に缺くる所あるを以て本能若は衝動に支配せらるゝことが極めて多いのである從て一般學校訓練等に於けるよりも幾分他律的指導に重きを置かなければならぬと考へる即一面に於て自律的自發的に修養せしむることに留意すると同時に他面に於て管理を嚴にすることが必要である要するに保護自由兩主義の特長を巧に按排して惡性の除去と善性の助長とに力めなければならぬのである

（三）訓練の方法

（A）教授方法と訓練方法との相異點

然らば訓練を施すには如何なる方法に依り之を爲すへきか學科教授は一定の材料を系統的に整理し論理的に定められたる一般的順序に從て之を行ふことを得んも人の道徳的品性の教養を目的とする訓練はかく系統的に具案的に組織し得るものではないあらゆる訓練の機會を捉らへ訓練の方法を考究し以て其の效果を全うすることに留意しなければならぬ

（B）訓練の個別化と團体的訓練の必要

近時の教育思潮は著しく個性を重視するに至つた學科教授に於ても個別的取扱はされば眞の教授を全うすることを得さるは勿論であるが訓練に於ては特に一層個別的に指導することか必要である其の個性、年齢、家庭の狀況其の他あらゆる外部の環境に鑑みて適當の機會又は材料を與へて之を爲すことが肝要である

併しながら刑務所は團体生活を爲す所であるからして團體的精神の涵養を爲すに適當なる場所である劃一的訓練は禁物ではあるが團體的訓練を爲すことは大に努めなければならぬ

英國に於けるボルスタル制度は夙に此の點に留意する所あり個別的訓練（訓練の個別化）と團体的訓練との併用に於て實に模範的に成功して居る今其の實況を錄して參考に供することにする

ボルスタル制度に於て最も特色のあるのは訓導（Tutor）の制度である訓導の職は本制度の極めて重要なる要素を形作るものにして部下の補導長補導を監督し訓練の個別化即個別處遇の責務を負擔するのである今訓導中心の訓練方法の大要を述ぶれば左の如くである

1個別化　收容者は之を三部若は四部（Divisions）に分ち一人の訓導をして各一部を擔當せしむ即訓導は各部の長として其の

家長たり舍監たるの地位に在るものである彼は常に其の部内の收容者の精密周到なる觀察を爲し彼等の思想及活動の指導者となり一面又院長に對し收容者の行狀、性格及其の進歩に付助言報告を爲すの事務を負ひ院長は受持訓導の意見を聞きたる上收容者の行狀勤勉か昇進（階級處遇に於ける昇級）の價値あることを確むるに非されは之を昇級せしむることを得ないのである

次に各部は數個の支部（Section）に分たれ補導長（Principal officers）は各支部長として部員の一般訓練（學科敎授及作業指導を除く）のことに當り行狀に付ては行狀錄を備付け毎週之を記入するのである尙補導係（Party officers）又は作業指導者（Instructors）は手帖を支給せられ之に靑年の性質行狀勤勉に關する重要事項を記入し之を補導長に提出することになつて居る。

訓練の個別化を期せんとせは勢ひ職員を精選しなければならぬポルスタル院に於ては下級職員は之を主要作業部員と家庭作業（經理的作業）部員とに分ち前者は日勤とし日々作業時間中收容者を監督し後者は早朝より正午迄及正午より閉所時迄の二部に分ち交互に交代勤務して居る而して職員の補充は家庭作業部に付之を行ひ本部に勤務の傍院の事業及目的に關する充分なる知識を養ひ然る後主要作業部員に轉するのである是等職員の敎習に付ては一般刑務官吏の如く刑務官養成所を經す各ポルスタル院に於て院長敎誨師醫官及訓導（Tutor）より其の職務に關する敎育を授くるの方法を採つて居る

上述の如く訓導（Tutor）は實にポルスタル訓練の基本を爲すものにして各部の長として繼續的に間斷なく靑年と共に生活することに依りて益々其の成績を收め得へき譯てあるから其の常務の補助者として各一名の助手を任命し兼て敎育を擔當せしめて居る。

2 團體的訓練と個別化との調和

a 各支部の對立。 前述せるか如く訓導監督の下に在る各部は尙各數個の支部に分たれ各支部間に健全なる競爭を刺激するか如き方法にて組織せられて居るのである此の組織は靑年の健全なる團體的精神の訓練となり且各部の指導職員と各部員（收容者）との間に密接なる個人的關係を設定することゝなるのである各支部間の對抗は主として野外遊戲（Football 蹴球 Cricket 關球、障碍物競爭肋木上り、綱引き）ドミノ遊戲 Domino race 文學上若は藝術上の競爭等に依るのである

b 職員及收容者の固定

團體部員（收容者）と職員とか絕へす更迭變更するときは到底部員の個別的處遇の適切を期することか出來ない故に本制度に於ては特に此の點に留意し作業の交換職員の更迭を頻發せさる樣特別の注意を拂ひつゝあるのである（入所より釋放に至る迄同一舍寮に起臥する樣）

（C）各種の訓練方法

訓練方法及訓練の機會として普通に擧げらるゝものは左の如くである

（1）命令禁止 これは何れも強制的に行ふもので一は積極的に爲すへきことを命するもの他は消極的に或行爲を禁するものである前項にも述べたるが如く犯罪少年は多年惡習に染み本能若は衝動に支配せらるゝこと多きを以て行爲の目標を與へ善行の習慣を養ひ一面又刑務所內秩序維持の必要上よりして大體の禁止事項を定め紀律の保持を期すべきである行爲の目標並禁止事項として特に規定すべきもの大凡左の如くである

1 法令を遵守すること　2 秩序を重んし禮儀を守ること殊に官吏に對し從順なること　3 敎誨敎育を尙ひ知識の發達並精神の修養に努むること　4 作業を勵み技能の熟達を圖ること　5 衞生に注意し身體の健全を保つこと　6 器具製素品其の他の物品を鄭重に取扱ふこと　7 虛僞の申述を爲し人を誣罔せさること　8 擅に他人と交談し又は書面物品の授受を爲さゝること　9 其の他紀律を遵守すること

（2）賞罰と階級制度 命令禁止の結果として賞罰を行ふことを普通とする即命令によく服從すれば其の報酬として賞せられ之に背反すれば罰せらるゝのである昔から此の賞罰は訓練の主要なる方法として用ゐられたものであるが少年受刑者に對して之か運用を爲すには大に注意を要するものがある殊に罰に付て其の最も然るものがある即彼等犯罪少年の多くは其の家庭に於て社會に於て將又學校に於て既に減食冷遇打擲に慣れて居るのであつて到底單純なる威嚇罰を以てしては多くの效果を期待することが出來ない寧ろ益々反感を誘ひ自暴自棄を促し罰に加ふるに罰を以てすることゝなり罰に對する「辛抱の仕較べ」となり遂に訓練の基礎を全く失ふに至るの虞あることを注意しなければならぬ

賞は罰と相對して行はるゝ方法である賞は罰の如く弊害が少ないのであるが賞の濫用は報償の爲に善行を爲すの習慣を養ふの弊に陷り易いのであるかゝる習慣は將來釋放後に於て常に報償を目的として活動し下品な人間と

ならしむる處がある故に罰と共に賞も大に注意して施さるべきであつて特に物質的よりも精神的に之を爲すべきである

かやうに賞罰共に運用上種々困難なる問題を伴ふを以て私は寧ろ之を階級處遇制度の内に織込むで該制度以外に特別なる賞罰を認めぬ様にすることが最も適當なりと考へる

(3)作業　作業は懲役刑の構成要素であると共に一方に於て學科教授の補充作用を爲し又一面意志の實行的習慣を養ひ且身體の健全を齎らすのであつて訓練上大なる效果を現らはすものである殊に構外作業に於ける大自然の感化力は殆と斗量し得べからざる程大なる效果があるのである而かのみならず構外作業殊に農業的作業は自然物や生物を愛護するの美しい感情を養ふことを得美育及情操教育にも好適の機會を與ふるものである併しながら私は農業的作業万能を主張するものではない此種作業の缺點として通例下記の如きものが擧けられて居る(一)第一の批難は比較的多數の監督職員を要することである併しこれは階級處遇制度最後の階段即假釋放の準備期に在る者の試練方法として採用することゝせば監督職員の如きも極めて少數を以て足るべく此點を以て必ずしも大なる缺點と見ることが出來ない(二)次の批難は職業訓練的價値が極めて乏しきことであるこれは釋放後の就職成績に於て實際に証明されているのであるが私は此の種作業は必ずしも職業訓練を目的として之を課せむとするものではない寧ろ補助的作業若は副業的作業として之を主業に配し若は階級處遇の階段として之を採用することを適當と信するのである

(4)刑務所の位置　犯罪少年は多くは其の境遇の産物である之を感化し矯正するには先づ惡境遇より善良なる境遇に轉換するの必要がある而かも一面又拘禁生活に伴ふ單純無趣味は益々少年刑務所の生活を殺風景ならしむるのである依て少年刑務所の位置の選定に付ては須く天然の風致に富める所を選ばねばならぬ人格の感化は訓練上最も重要なるものであるが併し天然自然が又人を陶冶する上に偉大なる力を有することを忘れてはならぬ我國に於ける少年刑務所は此條件に於て缺くるもの尠くない當局は將來の施設に付て此等の點に大に考慮を拂ふの必要があると考へる

(5)遊戲　少年に興味を有せしめつゝ訓練の效果を最も積極的に現はし得るものは遊戲である元來遊戲は體育の一方法であるが又一面訓練上極めて價値多きものである即遊戲は職員と少年と一体となりて行はるゝを普通とするがかゝる方法は眞に教育的價値を現はすものであつて訓練の好機會を與ふるものである元來少年は活動本能旺盛なるが故に之を利用し之に依りて品性を陶冶することは確に有效である殊に團體的遊戲に於ては協同忍耐同情等の團體的精神を養ふことが出來る尙遊戲は遊戲の間に少年の個性がよく現はるゝが故に職員に對して個性觀察の好機會を與ふるものなることも看のがすことが出來ない特長である

(6)訓練の統一調和　訓練は意志及感情の陶冶を目的とするのであるが意志及感情の陶冶は實行其のものに由るに非ざれば出來ないのである從て如此實行に關する機會は教場内に於ける教授に際してよりも寧ろ教場外の各種の生活に於てより多く見出さるゝのである其れ故に刑務所に於て道德的意志及感情を陶冶せんとせば學科教授にのみ依賴することなく刑務所生活全体に就て適當なる工夫を凝らさねばならぬ近來教育の生活化といふことがよく稱道せられて居るが少年の生活に即し教授が施され又訓練が施されなければならぬ此の意味に於て私は少年刑務所生活の總ての部分は統一せられたる少年教育の見地より組織せらるゝことを要求するものである即工場の管理者耕作の指導者體操教師等は皆教場内の教師の協力者となりねばならぬ而して少年刑務所職員の全員は彼等の最も重大なる職務は少年の訓練なることを自覺し所長は教場内の教師と他の職員とを隔つる障壁を徹去し總て教育なる同一目的の下に働かしむることに留意しなければならぬ。

(7) 自治制度　刑務所自治は最初に米國に於て稱道せられ今や英國に於ても之に倣はんとするの傾向にある感化院教育としても米國少年共和國（G.C.R.）の如きは其の標本的のものである其の創立者は彼の有名なるジョージ氏 William George であるが彼の主張の根據は「從來の感化院制度は收容者に作業を强要することに依て彼等を勤勉の人たらしめ諸般の誘惑を除去することに依て彼等を有德の人たらしめ官憲の强制命令に服從せしむることに依て彼等に邊法の念を起さしめ將來を觀測するの機會を與へざることに依て彼等に先見の明を養はしめんとするに在りて要するに收容者を現社會の實情と相隔絕せる境遇の下に置くことに因て彼等を社會に復歸せしむる準備を整へんとするものである斯くの如くして安ぞ能く其の目的を全ふすることを得んや人をして自由に適應する資格を作らしめむとせば唯だ自由あるのみ如此保護干渉主義は即彼等をして自由の天地に於ては最早成長し得ざる暖室植物たらしむるものにして之が爲に彼等の意思は益々薄弱となり獨立心は全然滅却し徒に空想に生るに至る」といふにあるこれは從來の行刑や感化教育が餘りに他動的干渉的に過き極端なる消極的の訓育となり不良方面の撲滅のみに全努力を拂ふの結果單なる外見的服從者機械的の人物のみが養成せらるゝことを痛罵せるものである

併しながら又極端なる自由主義自治主義も亦放縱に陷り亂脈となるの虞あり爲に惡結果を釀すが如きことなきを保しないのである殊に我國民は其の自治的訓練自治的精神に於て未だ多くの經驗を有しないのであつて我國の自治は相互の權利の尊嚴を忘れて自己の權利の主張のみを以てこれ事とするの弊があつて國運の發展上遺憾なる點尠からざるを以て一般社會に於ける自治を其のまゝ少年刑務所に取り入れることは聊か考慮を要する寧ろ官治自治を折衷し教師や職員が少年の團體に加入し乍ら之を指揮し誘導するの必要があると考へる

尙少年刑務所に對し自治的訓練を認むる範圍（年齡的制限又は階級等級の制限）は其の自治制度の組織如何に

依りて異ならざるを得ないのである單純なる修養上の評議機關（我岡崎少年刑務所に於ける自治組織制度）等であれば考試期間中にある者を除き全部を網羅するも可なりであるが若し自らの團體を自らの團體に依て大部分實行し行くといふ程度の深さのある自治であるならば相當撰擇された範圍（行狀良者若は階級處遇の上級者）にとゞめることが適當である其の他のものは其れに達する階梯として或程度の自治（遊戲及競技部の自治等）を認むることにするを可なりと考へる

一九二五年獨乙少年保護協會の決議せる「自由刑執行に於ける階級處遇に關する規程」の認めたる自治は左の如くである我國に於ても我國の現狀よりして先づ最初は此程度の自治を與ふることを以て滿足し一面修養上の評議機關の如きものを配し自治的訓練になれしめ漸次其の範圍を擴張することにするを可なりと考へる

獨乙少年保護協會編纂自由刑執行に於ける階級處遇に關する規程

第四十三條　第三級（階級は第一級より漸次第三級に進級せしむ此の場合に於ては武器携帶看守の常時監視は能ふ限り之を差控ふ此の目的の爲め收容者をして交談講話の爲に共同室に留まり又は遊戲及競技を爲すか爲組長を選擧することを得せしむ選擧は所長の同意を要す

組長は收容者か其の階級に於て與へられたる自由と輕減とを濫用せさるやう注意し且收容者間の意見の相異を調停するに努むへし組長は作業時間以外に於ける共同室内の秩序に關する提案を作成し之か嚴守に努むることを要す所長は何時にても組長を免し改選を命することを得小遣金（賞與金の一部）を以て調達したる物品の管理及交付は所長の監督の下に於て第三級に在る收容者をして之を掌らしむるやう努むることを要す

（四）結言

以上述べたるが如き訓練の方法は種々あるが之を調和し統一し其の效果を全ふせしむるには刑務職員の人格と熱誠とを必要とするのである學科教授に於ても教師の實力と熱心とを條件とするは勿論であるが訓練の成績の擧

否は特に職員其の人の如何に依るものである殊に犯罪少年は模倣性に富み感情に依て動かさるゝこと多きが故に此の意味に於て職員の模範的感化は少年の心性に強大なる影響を與ふるものである少年訓練に於ける最先第一の問題は畢竟人の問題人格の問題である「行刑の核心は人たる刑務職員と收容者との接觸にある」とは言ひ古された言葉であるが少年刑務所の改善は先づ「職員と收容者との接觸」から始めなければならぬ

前にも述べたるが如く犯罪少年は多くの弱點を有するものなるが故に之が訓練に付ては非常なる困難を伴ふは勿論であるが併しながら少年刑務所は一面又訓練上特別なる便宜があるのである即少年が常時刑務所内に起臥することは一般教育家の羨望する所の便宜を與へて居るのである少年の全生活は少年刑務所の絶對的保護管下に在り少年の指導奬勵は全日を通じて職員の權限職員の掌中に在るのである其の教授及訓練は單に書籍とペンに就て行はるゝのみならず工場運動場庭園農場食堂其の他に於ても行はるゝのである少年刑務所は少年の家庭であり教場であり運動場であり且つ寺院であり教會である刑務所長は少年の最も事物に感し易き數年間少年の有する時間の全部を自由に處置することを得るのである所長と職員は小さき理想の家庭、理想の社會を形造り少年は此の小社會より社會禮儀作法行爲及宗教の概念を得るに至るのである以上の如き條件の下に於ては之に配するに有能なる職員を以てせば如何なることをも成し遂げ得ざる理由がない譯である

歐米諸國の少年施設の實際を見るに少年訓練の基礎は之を少年の個別處置と其の司宰者及教師の人格的影響に重きを置き職員の人選に付ては最大の注意を拂ひ單に行政事務に經驗ある者のみに局限せず廣く人材登用の門戸を開き適材の招致に力め一面又教化職員の負擔力に留意し職員と收容者との個人的接觸に努め所謂行刑の個別化の實を擧げつゝあるの實況である要するに少年教化の成績の擧否は主として職員の人物と職員の負擔力とに依るものにして職員の配置事務分掌の如きは一般刑務所と自ら異らざるを得ぬのである私は我國に於てもボルスタル訓導制度の如き個別處遇の理想に立脚せる新制度の採用せらるゝの日の近きにある事を確信するものである(完)

主任制を論ず(一)

有馬四郎助

總論

刑務所に於ける執務上の主任制は、元課長制の變名とも云ふ可く、即ち事務の分擔を定め、分業的に其の責任を頒たしめ、以て事務の進捗を圖り、整然たる秩序を保ち事務上の紊亂を防ぎ、然して主腦者たる所長の指揮監督の下に、刑務所全体の働きをして統一あらしめるを目的とするのであつて、要は行刑機關の機能を發揮する爲めに必要缺く可らざる方法に出づるものと謂はねばならぬ。現今に於いては文書、戒護、作業、用度、會計、領置並に教務、醫務の八部に分たれて居るのであるが、蓋し此の部門は自然の必要から割り出されたものであつて、其の當を得たるものと謂はねばならぬ。されど事務の進展に伴ひ、將來に於いては猶幾多の分業を餘儀なくせらるゝに至るは、今より想像に難くない、就中教育並に考査の事務の如きは近き將來に於いて、必ずや之れを分設せなければならぬであらう。

◇

斯の如く各部門に分れたる以上、其の部門をして各々其の能率を高めしめるに就いては、之れを率ゐ纏めしむるに於いて適當なる人物を之れが主任者たらしめるは、是又當然の成り行きであつて、然も此の主任者たる位置

を如何に活用せしむるかに對しては、大いに考究を要するのである。是れに就いて、先づ第一に考慮さる可き事は、名は實の賓とも謂ふが如く、其の地位をして名實相伴はしむる丈けのものたらしむるには、夫れ相當に其の位置に信用を保たしむる丈けの品位を與ふる事である。凡そ品位は、先づ人をして信用を與へしめ、敬意を表せしめ、其の待遇を輕からしめざるものである。若し品位無くしては、如何に其の實力は具はつて居るにしても、社交上に於ては、決して其の實力丈けのものを實力丈けに買ふて貰へるもので無い。即ち總べての交渉事件に對して、相當の貫目を示して相對するに非ずんば、兎角に力負けして勝利ある折衝を遂ぐる事は六ケ敷い。理窟においては左程の事も無い樣なものゝ、實際に於いては之れは決して看過す可らざる有力の事實である。玆に於いて事苟くも社會に交渉を保つものは、一見直ちに其の實質を認知せしめ、而して夫れ相當の待遇を享けしめるに足る名稱を必要とする所以である。

◇

近時主任の名稱に就いて改正の議ある所以のものも、恐らく此邊に考慮せらるゝ爲めであるは疑ふ可くもない、殊に現今の時勢は舊時の見解を以てしては、到底時務に不適合なる場合が多いのであつて、之れが爲めに、如何に刑務上の發展に障礙を及ぼしてゐる事の甚だしきかは、既に定論の存する所、恰も世人は春衣を纏ふて快暢の生活をして居る時に、獨り刑務の側に於いては、尙冬衣を纏ふて綿かまつて尻込みの生活を爲しつゝあるの趣がないで無い。主任に對する社會の信用を厚からしめ、尊敬を加へしむる爲めには、主任たるの位置に相當の品位を保たしむるの必要ある事は、右に述ぶる如く最早議論の餘地もない所であるが、若しも刑務所自身が玆に意を用ひる事をせずして、其の人物の詮衡を誤り、譬へば事務の才能のみに重きを置いて、其の性格の下品にして徒らに辯口を事とし、小智小才を弄し、若しくは譎詐籠絡に亙るが如き誠意なき人物を以てする等の事ありたらんには、獨り其の人物の嫌惡せらるゝのみならず、惹いて刑務所全體の不信用を招くは當然である。何と云つても其の位置に品位あらしめる事が、是れに當て嵌められる人物の善良なる事と、並びに相當の識見を具へるものたるを第一とする。折衝上の巧拙の如きは末の問題と見ねばならぬ。然るに此の點に留意せざるが如きは、即ち之れ刑務所自らが之れを輕視するものと云ふ可く、然も自ら輕視して他人に重視せしめんとするの不能事たるは、判り過ぎた事である。

勿論、各主任の對世間的信用のみを以て主任者たる刑務部の役目であつて、謂はゞ對世間的には緣下の働を爲すものと云ふを至當とするかも知れぬ。猶切言すれば、對外的には主腦者たる所長が全責任を以て總べてを代表するのであるから、各主任は其の內臟的機關として、所謂所長の手足の役を務めるものと云つて可からう。されば各主任の對外的信用を多く云爲するの要も無い譯であるが、然し乍ら玆に考ふ可き一事は、縱令表面上は對外的代表者で無いにしても、所長の分身となつて對外的交涉に携はらぬ譯には參らぬ。況して今日の如く刑務の發展に伴ひ、行刑の社會化を唱導せらるゝ時代となつては、自然、主任の外部折衝が必要己む可らざる事となつて來たのである。從つて主任の人物の如き、一層玆に注意して詮衡せねばならぬ譯である。

主任としては兎も角も、幾名かの部下を指導し監督し、而して纏めて行かねばならぬ。就いては人の長上たる力量に加へて其の德を具へねばならぬ、寧ろ孰れかと云へば力量よりも德の方を高調するの必要がある。何故なれば、人は單に理窟や權力のみで働くものでなく、些くも夫れでは善い仕事は爲ないものであつて、詰り德の力に依つて、自發的に部下をして其の任務に勵ましむるに非されば、結局成績は擧らぬからである。斯の如く肯も人の長たる者は、人を責めるに嚴なるよりも、自ら責めるに嚴である可きが第一の要件である。自ら責めるに

嚴であれば自らの修養を怠らざるは必然である。修養の誰れ人にも必要なるは言を俟たぬけれども、とり分け人の長たるものにとつては、最大義務である事も辯を俟たぬ。斯くて部下を指導する丈けの高き見識と、並びに事務上の智識の如きも、勝れ秀づる所あつて、始めて部下を率ゐ得るのである。所が兎もすれば無闇に人の長たるを可い氣にして、部下に護侍仕へらるゝを悦び誇り、徒らに大きな顏して職權呼ばはりを爲すの弊に陷り易いものである。若し借りに其の樣な人物ありとせば、實力に於いては貧弱であつて、事務上の智識に乏しく、ものゝ判斷にも暗く、其の見識に於いて、亦甚だ低級を免れざるは避け難い事と見ねばならぬ。

◇

元來、權力を貪るは萬人の通有性と見ねばならぬ、威張らんとする慾心は有らゆる慾求中の最後のものと云つて可い。凡そ人間社界の事を見渡すに、人は結局權力を得て威張る事の目的を達すれば滿足の出來ない事が、明かに證據立てられて居る、此の事實は何人も否定する事の出來ないものであらう。故に人は大なり小なり各々の生活上、威張つて世渡りの出來る事を冀ふの傾きを有するは、到底免れ難いのである。左樣の傾きある所に持つて來て、官務の如き職權を楯に働く可く定められたる場合に、其の勢ひに乘じて兎角に威張り散らす弊の生じ易いのも、實に無理のない所である。之れは境遇上避け難い誘惑であるから、餘程の節制ある人物で無ければ自ら押へ難い。世間の通り言葉に玄關番の如き小役人に限つて威張り散らすと云ふ事になつてゐるのは、詰まり是等は下級者丈けに修養の足りない節制の出來ない所より、官務上の誘惑に勝ち能はざる醜態の曝露と云はねばなるまい。今是等の事を論ずるは目的では無いのであるが、只其の勢を語るに過ぎないのであつて、即ち此の主任制の如きも玆に深く顧るの必要ある事を明かにせんが爲めである。前にも述べたるが如く、主任の位置にも此の誘惑は可成り強いものがあるから、餘程の節制ある且つ賢明の頭を有する者でなければ頗る危ない位置である。餘

程の心懸けのあるものであつても、部下より追從せらるゝと、大抵な人の心理狀態は變化せざるを得ない。俗に所謂自惚れ根性に陷して、敢へて強度とは謂はぬが、些くも輕度の誇大狂になつて終ふのが通例である。故に餘りに人に尊敬せられ追從せられ過分の推稱を浴びせらるゝと云ふ事は、危險千萬寧ろ我々に採つては不幸事である。大きく謂へば、例の葦原將軍の如きも此の不幸事が多く崇つた結果とも見られぬ事はない。斯樣に部下を率ゐる者にとつては、警戒の必要あるが如く、刑務の主任者たる役目に於ても、此の注意は決して無用の事とは思へない。其處で警戒の一端として稽ふ可き事は、主任の役目は先づ部下の世話役だと感念する事である。左すれば威張つて部下を使ふと云ふ感念が持てなくなる譯であつて、油然として其處に恩情が加はつて來る、恩情あればこそ部下に對する親切心も生じ得るのである。公僕と云ふ字は英語のパブリツクサーバントと同一義である如く、昧ひ來れば頗る崇高なる忠義心を意味するものであるが、此の忠義心こそは世話役の眞髓である。或は公僕とか世話役とか謂へば、直ちに卑賤を聯想して一種の恥かし味を感ずる習ひもないでない。然し乍ら斯る低級な考へは道念の進歩せる今日には寧ろ恥づ可き事となつてゐるのである。弱いものゝ爲めに面倒を見、部下の爲めに身を低うして世話を爲すのがほんとうの武士道である事から考へても、世話役と云ふ事は非常に貴い事であつて、徒らに大きな顏して部下を顎使するよりは遙かに高尙にして權威ある事を忘れてはならぬ。斯くて部下の心からの信服と尊敬を買ひ、以て彼等をして自發的に其の事務に奮勵努力せしめねばならぬ。公平無私は人を使用するもの〻最大憲法であるが、即ち右に述ふるが如く、世話役の心持ちであつて始めて其の實を擧げ得る事は明かであるまいか。要は何事も自己中心と云ふ私心を捨てねば成功がない如く、主任の職責を竭くさんにも、先以つて此の私心を去つて然して後の事である。以下各主任の職務に就き別々に論ずる事とする。

（未完）

私の見た日本の一刑務所

メットカーフ

○

司法大臣の許可を得て本年五月小菅刑務所を參觀したる英人メットカーフ氏が其感想を記し英國某誌に寄稿したるものの（本誌八月號所載英文）抄譯に係り一外人の眼に映じたる日本刑務所觀として參考に資する點もあるだらうと思ひます。

○

日本に着いて數週間後、私は三人の外國人と一緒に夜汽車で東京から神戸に旅行をしてゐました。其の時會話の間にそれら三人の者の知つてゐる或る男が何かの罪で公判中刑務所に入れられた話が出ました。續いて日本の警察及び刑務所のことが話題になつて、日本の刑務所のことがしいこと、警察や役人や看守は野獸であること、まるで三等國程度のことが行はれてゐるといふ話でした。

私は、其の時、東洋人は皆法律違反者の取扱に關する點では野蠻人だといふ印象を强く受けたのでした。それから一二週間經たつ或晩、私は東京の一友人の圖書室を探し廻つてゐた處、下の方の棚から日本の亞細亞協會々報の古いのを一冊發見しました。それには此の國で行はれてゐた種々なる拷問に關して長文の、巧く說明を加へた記事がでてゐました。私は貪るやうにして恐ろしい詳說を讀み、且つ拷問の適用に關する規則を書き留めました。そして全く不合理なことではありますが、西歐のすべての欠點を打忘れて、比較的新しい時代に斯樣な恐ろしいことを行つた國民に對しては、嘗て私が法網にひつ掛つた人々について聞き及んでること以上の改善を期待することは到底出來ないのだと考へ初めたのでした。

かうした私の考へは、スコツトランド系カナダ人で日本に廿五年も住んでゐる一婦人に會ふ迄續きました。此の婦人から、閃く眼と人を魅惑すると同時に刺すやうな言葉を有つた此の婦人から、私は日本人の社會

的抱負について多くのことを學びました。十三年間といふもの此の婦人は大部分を日本の犯罪人の間にあつて働らいて來たのです。從つて彼女の日本の刑務所及び行刑組織に關する知識は他人の追隨を許さない程です。彼女はまた日本のトインビーホールたるべき慈惠院を設立した人でまた善行を行ふ間にあつてもどうして立派な絹の靴下を買はうかを忘れたことのない人ですが、（意義不明或は時勢に遲れぬ人、時務に通曉する人の意？）ある時私に日本の刑務所の內部を見たくはないかと尋ねました。勿論私は見たいが——そんな場合を見た後では此の仮想一等國民が道德的犯罪人の取扱について如何に味噌をつけてゐるかを英國の人々に話すことができなくなるであらうか？　かくて私は五月のある朗らかなる朝K刑務所に向ひました。此の刑務所は東京の郊外、平原の眞中にあり、十年以上服役の男子刑務所です。あらゆる種類の男子犯罪人が建物の中にも廣場の中にも居ます。殺人犯、竊盜犯、僞造犯などが皆居て制限されてはゐるが合理的な有用な生活を送つてゐます。刑務所は數棟の多少とも假設的の建物から成り立つてゐます。大部分の古い建物は一九二三年の震災で破碎されて、今は少數の新しい建物が完成してゐるばかりです。現在は刑務所構內（刑務所の空地といふ人があるならばそれでもいゝ）に至る入口は隘路を通抜けて未完成のコンクリートの周壁に達してゐる所の長い通路の端にあります。刑務所入口に近く高い鋼織製の見張塔がありこゝから看守が周圍の村落を見下ろしてゐるのです。その塔を見てゐると私の心には子供のとき見たドレーフュが長年住んでゐたといふデヴイル島の構內の繪のことが思ひ出されて來ました。歩いてゐると見張りされてゐるやうな氣がします、確かに我々の來たことが刑務所の主要部に電話で通じられてゐたに違ひありません。しかしデヴイル島と上刑務所とは雲泥の差があります、此等のものは實には最惡、今日の所では最善とを代表してゐるのです。

私が見ることを許された新建築の設計から判斷すると、新築事業が完成された曉には刑務所に入るには壯大なる看視所を通抜けることになるでせう。此の建物には監視塔が結合せられるでせうし、すべての行刑幹部の爲めの事務室や、受刑者の身分帳を藏置するための記錄室や、醫務所のための研究室及び診察室や、受刑者の友人親戚のための面會用小部室や、禮拜、敎育、又は娛樂の場所と

しての大集會所等――巧い組合せです――昔の刑務所にはよくあつた小さな監視用の格子の附いた醜い又は不氣味な扉はなくなるでせうし、數尺も厚さのある壁もなくなるでせうし、受刑者が外を見られない程の高さの所に窓の附いてゐる居房や、小さすぎて空氣を適當に容れることのできないやうな居房もその跡を斷つに至るでありませう。できるだけ刑務所といふ觀念を此等の新しい建物から除かうとしてゐるのです。刑務所内に居るすべての人々、殊に受刑者に對して空氣光線の欠乏醜惡及び恐怖を感ぜしめずして刑務所を平安ならしめ、その管理を容易ならしめ且つ適當に逃走を予防するために努力がなされつゝあるのであつて而かもその努力たるや半ば完成せる建物から見ると成功疑なき努力のやうに思はれます。事務室に入り私は所長に會ひに行きました。所長は親切氣な、物靜かな、頑丈な、キリスト數徒であつて、氏に向つてゐると、よく己の仕事を識つてゐる人だなと思はずにはゐられません。無口といふのではなく、また氣持のいゝことにしつけた人々によく見られるかの尊大な風もなく、氏は氏の一生の事業及び氏の刑務所のことを論ぜられました。――私は何故氏の刑務所と書いたかといふと、氏は刑務所の管理、統制、支配の上に深くその人格を印し、以て之を氏自身のものとして居らるゝからです。

有馬氏――これが所長の名です――は殆んど英語を話されないけれども、スコツトランド系の婦人マグドナルド嬢及び新築場の工事監督にして建築技師たる若い建築家の援助によつて會談をすることができました。勿論私は澤山の質問をしました。どんな質問をしたか、どんな返答を受けたか、その事に付いては一二月内に歸朝の上一層よくお話し申し上げるつもりです、しかし乍ら二つのことについては今こゝで申上げねばなりません。私は所長に刑期を終へて通常の生活にかへつた後の收容者に會つたことがあるか否かを尋ねました。すると、過去十三年間に於て氏の刑務所に居たことのある大部分の者は友人として氏に書信を送り、又多くの者が眞人間として訪ねてくるとの返答でした。私はまた別の質問に對して受けた沈默の返答を容易に忘れることができません。

「貴下は何かの反則について收容者を笞打つたことがありますか」

私の無識についてチラと憫憐の眼ざしを與へ、身體をす早く動かし、手を擧げて、氏は頭を振ることによつた。

て言葉以上に明瞭にそんな罰は少くとも此の刑務所に於ては時代遲れであるのみならず、野蠻にして品性を墮落せしむる無用なものと認められてゐることを言ひ表はされました。

どんな風に此の刑務所のことを申上げませうか？　もしできることなら、二三の古い煉瓦造りの建物や、比較的新しい木造の建物や、多くの完成せる又は未完成の鐵筋コンクリート建物の點在してゐる廣大なる地域を想像して下さい。此の地域を横切つて各方面に運河が通じ近隣の川から木材を運び入れます。運河と建物の間には多くの草や木で覆はれた廣い空地があり所々に可なりの大さの野菜畑があります。また此の地域があらゆる建築作業に從事してゐる收容者が半ば完成した建物の屋根から周圍の村里や川や野や鐵道や丘陵を望む邪魔にならない程の高さの未完成のコンクリート壁によつて取圍まれてゐることを思つてみて下さい。此の圍の外には刑務所農園があつて、其處には豚や山羊や牛や兎や天竺鼠が飼つてあります。この内兎や天竺鼠は病理學の研究用に病院に賣るために飼つてあるのです。此の農園も刑務所の外の人によつて品物を盜まれるといけないので、――恐らく半分は冗談でせうが――終には周壁のある圍の中に移されるさうです。刑務所には約一千一百人程の收容者が居ます。此等の者は皆その精神身體に應じた仕事に從事してゐます。印刷及び製本工場、籐筒及び指物工場、衣服及び靴工場などがあり、機械工場では自働車自轉車の修理改造が行はれてをり、又鉛管工場があつてあらゆる種類の衛生用具が製造修理されてゐます。私は收容者が新築場で漆喰を塗つたり、硝子窓をはめたり、電燈の配線をしたり、大工をしたり、コンクリートを調合したりして働らいてゐるのを見ました。また庭や道路を造つてゐるのも見ました。しかし最も奇異に思つて見たのは一人の收容者――本當の藝術家です――が日本のパンテオンたるタルマ、ホテイサン、エビス其他の神々の像を彫つてゐることでした。所内はまるで工業の蜂の巢のやうでした。我々が歩き廻る途々、所長は此處彼處で立止つて收容者や看守に話しかけました。所長は彼等に役人としてでなく、一個の人間として話しかけました。氏は誰をでも知つてゐるやうでしたし、また誰も怖がるものはなく皆から尊敬されてゐました。あらゆる仕事の分科までがよく看守によつて看視されてゐることは明白でありましたけれども、同時に差出た監督もないやうでした。何人も所内が世話されすぎず又は監督されすぎずして立派に管理されてゐることを感じます。人格が單なる物質力以上の價値を有することは明でした。未だ完成はされてゐないけれども新しい建物は注目に値します。空

氣及び光線の豐富といふことが新工場及び新居房建築計畫の背後に潜む指導原理であつたやうに思ひます。新居房の全部ではないが大部分には折寢床や、卓に轉用の出來る洗濯盥や座席に轉用のできる便所や戸棚が備付けてあります。居房の窓から收容者は刑務所の廣場を望むことが出來ます。換氣裝置は完全に出來てゐて、收容者は願はなくとも欲しいだけの空氣をとることが出來ます。工場は廣くて氣持がよい—我國の工場もこれ程に人を引付ける、衞生的なものだといゝのですが。各工場には浴室及び衣服乾燥戸棚があります。これは收容者が作業に就く前にこゝで平常着をぬぎ、一浴び浴びてから作業衣を着るやうにしてあるのです。明かに收容者の健康といふことが第一の目的ではありますけれども同時に生産手段に於ける能率といふことも看過されてはゐないのです。

作業時間は長い、毎日十三時間づつで一ケ月三日の休ある外毎日です（日曜日は日本では未だ完全に認められてゐません）。工場組織以外には收容者の教育について殆んど設備がありません。しかしこれは、英國でもさうだつたやうに、全國民が成人教育を發達組織する必要あることに目覺めてくれば出來ることに屬します。此等の弱點あるにも係らず、k刑務所は日本國民の名譽であり、所長の生きた人格の証左です。それは有馬氏の簡單ではあるが深遠なる行刑哲學の反影です。氏のその哲學は之を要約すれば次ぎの樣な言葉に盡きるでせう。「人間を人間として遇せよ、しからば彼は人間らしく行動せんことを努むるに至るべし。人間を危險なる野獸を遇するが如くに遇せよ、しからば彼は漸次危險ならざるに至るべし」。

數年間我々は我が學校に於て人格及びその養成の問題を論議して來ました。そして今此處東洋に於て、私は反對を顧みず敢然として所信を實行した卓越せる人格者に遭遇しました。のみならず更に多くの人格の改造されつゝあるのを見ました。日本の其の他の刑務所も亦此處のやうに開けてゐるかどうかは知りません、又犯罪人の取扱に付て氏と同じように健全な觀念を以て働いてゐる所長なり役人なりが他にも日本に居るかどうかそれも私は知りません。けれども、たとへ此の刑務所及び此の所長のみとするも、決して「その芳香を砂漠の風に吹き飛ばされてしまふ」ことにはならないでせう、必ずや他にも此の樣な刑務所や所長が續いて起るに違ひありません。此の刑務所は日本にとつて、その鐵道や、電力設備や、陸海軍以上に日本の發達及び近代的なることを表する著しき紀念碑です。つまりそれは新時代の機構のみならずその精神が日本の胎内に宿つてゐることを表示するものです。此の精神が日本のうちに潜んでゐる、何人かよく此の國民の前途を豫斷するを得んやです。（完）

練習生選抜試驗の答案漫評

香川生

今年は練習生志願者が三百人程あつた、其の志願者に課せられた試驗科目は普通科、實務科の二であつたが普通科實務科の兩問題とも受驗者に取ては意外の問題であり又難問題であつたといふ聲もある、或は爾かも知れないが、兩科目に對する答案は遺憾ながら概して不出來であつた。專ら私の採點した普通科目は六十點を超ゆる答案は少數であつた、普通科は文章を綴り得る力を試驗すると共に其の文章に現はれた文意で其の人の思慮の程度を知り又兼ねて受驗者に普通學の素養ありや否やを考査するのである、然るに受驗者は之を輕々しく視て居るやうである平素此の方面の學問を等閑に付して居る、普通學の素養は一夜作りでは成らぬ始終心懸けて勉學せねばならぬ、現に中學を卒業した人すら普通科目で合格點に入らない例もある、私は斷言する、普通學の素養のない人は專門の法律規則の教授を受けても之を理解する力がないと、玆に露骨に申すも憚り多いが申さねばならぬのは實務科の答案即ち受驗者の綴つた文章には文章の體になつて居らぬのも相當にあつたが、それよりも誤字が多いウソ字が多い、何といふ字や誰にも讀めない獨創の文字があつたり熟語を片假名で書いたのも隨分多い、此の誤字やウソ字の多いといふ點から視ても、普通科目を輕く視て居ると斷定し得ると思ふ、平常用ゐる簡易な文字すら知らないのを視ると普通學の素養がないのみか學問しやうとする心懸けが乏しいと極言されても辯解出來ないであらうと思ふ、斯くては將來判任官たらんとする人が斯樣な力量では一片の報告文も一通の照會文も碌々

出來ないであらうと頗る受驗者に不利益な判定を下すことになる、

課題の「友人の不品行を誡むる文」に就ては細かい批評をすることは遠慮するが作文の内容は友人が學生であるのと友人が官途に奉職する人であるのと此の二つの部類孰れかに屬するのが多かつた、大體から概括して言へば、學業又は職務を怠り酒色に溺れるといふやうな點を不品行と指摘してある、之には誰も異存はないが、中には、職務怠慢で懲戒せられたそうであるが甚た不品行であると詰責したのがあつた、「不品行」は一私人としての行狀修らぬのであつて、官吏公吏の職務上の過失や怠慢は不品行とは申されぬ、學生にしても學業を怠つて登校せぬといふだけで不品行と見做すのは當を得ぬ、學生に有るまじき或擯斥すへき行爲があればそれを不品行といふのである、故に學生が學業を怠り官吏が職務を怠るといふだけを誡めたのは決して惡いことはないが不品行の意義を解せぬものと見做さねばならぬ、斯る答案は作文巧妙でも課題に對する答案として採納し難いが前に述へたやうに思慮の深淺、普通文筆の素養ありや否やを知る標準として課したのであるから文章が巧に綴られてあれば其の點は認めたのである、それから友人の

不品行を 何に據つて知つたか、受驗者の答案の文面には、

「噂に依れば」と誰から聞あたと明言せぬもの

「新聞紙上で知つた」と餘程世間に廣く知れた新聞に報道されるやうな重大な不道德、或は犯罪行爲に類する不品行と見たもの

「何某から承れば」と他の友人を指したもの

「君の妻君から親展書で報して來た」或は「君の父親、母親から報知があつた」又は「途中で君の近狀を物語られた」といふもの

「昨夜泥醉暴行の事實を目擊した」といふもの

大體右のやうなのがあつたが、「噂に依れば」といふのは無難であるが、「新聞紙上で知つた」とは不品行の甚しいもの其の程度が犯罪となつて不品行の域を越して居る行爲であらうから友人の體面を見下げた文意となるのは已むを得ないが犯罪となつては普通往復文位の簡單なものでは誡められまい、不品行の程度を重く視て犯罪でなければ不品行でないと思ふて居るのか、これは感心出來ない、「君の妻君から報して來た」或は「父母から聞かされた」といふ類のものも餘り善い思付きでない、妻は夫の不品行を、父母は子の惡事を隱しこそすれ何那に親しいとしても其の友人に打明けることは尋常では無い事である、思案に暮れた末に親しい人の力に縋らうとすることはあるが寧ろ異例であらう、縱令友の妻君や友の兩親から報知して來たとしても、それを明白に其文面に表はさなければならぬ道理もあるまいから差控へたが可いと思ふ、「昨夜泥醉放歌暴行の事實を目擊した」と書簡で誡めるのは是か非か、目擊したなら其の

現場で制止し たらどうだらう、制止しないとすれば其の理由を書かぬのは不親切の謗を受ける、又一回の泥醉や放歌や暴行なれば此の場合禁酒せよと勸むる程度ではあるまいか誡めるまでには餘程考へて見ねばならぬことである、又或受驗者は犯罪の爲め拘禁されて居る友人に贈る書簡を書て居るがこれは、よく有勝ちな、何でも自分の職務に因緣付けねばならぬものと思ふ淺見からではあるまいか、「友人の不品行を誡むる」としては甚だ感服し兼ねる、

「噂に依れば」程度は無難であるやうに思ふが、或答案には「人の噂も七十五日」心配するなといふのがあるが、これでは忠告か煽動か奬勵か分らぬもので友人をして反省せしむることにはならぬ、餘り文意に修飾を加へやうとして斯様な諺を付加へたのであらうが、これは惜いかな誡告文として臺なしに終る、それから「噂に依れば」云々と書て其言下に「火の無き處に煙は立たぬ」と噂を噂でないやうに打消して居るのも隨分多かつた、

不品行の理由を辨明せよと詰責したり又改めなければ絶交するといふのがあるが、これは友人の反感を招く位のもので親切な友情ではない、絶交など〻輕々しく言ふへきものでないと思ふ、

今年の普通文に就て感したのは大様右の通りであつた、

× × ×

往復文 を作るには(一)書簡は自己の思想を表示するもの(二)野卑な言辭を用ゐぬこと(三)先方の感情を害するやうなことは書かぬこと(四)先方の地位や威信を傷けぬこと(五)要件以外の事項は書綴らぬこと、併し要件以外の事柄でも親しい友人の間柄なら多少要件を強める意味の事を書加へるのは差閊ないのみならず却て先方に快感を與へることもある、意氣投合した閑人同志の間に取遣りする書簡なら駄句も冗辯も强ち咎めるに及ばないが普通には先づ右の廉々を心得て置くことである、而して書簡を書くには自分の感情の興奮せず又沈鬱でない時、即ち極めて平和に氣分の落付いた時に書くことである、此の平和な情念は獨り往復文に限らす自己の思想を文筆で發表する人は毎時忘れてならぬことである

矯正図書館

が、殊に書簡文を書くには其の心得が大切である、他から自分宛に來た書簡に若し自分の意に滿たぬ事柄でも書てあると、甚だ不快に思ひ或は忿怒の念が起る、此の如き場合に即時に返書でも書くと、自然其の不平の氣分が文章の上に形はれることがある、精神の興奮した時には言語動作に平調を失ひ實は思はず識らず失策することがある又欝陶敷て快々として樂まぬといふやうな氣分の時にも已むを得ない場合の外は書簡を書かぬが安全であると思ふ。課題の、「海水浴に誘引の文」に就ての

誘引と　いふは「一緒に參りませぬか」と誘ひかけるのである、突然人に對つて單に「一緒に參りませぬか」と誘へば、其の誘ひを受けた人は必ず「何處へ」「何日」「何をすると」三つの疑は出るであらう、そこで誘ひかける方の人即ち發信者は受信者に左樣な疑ひを起させぬやう明白に自分から其の點を記載して、御同意下さいと言はねばならぬ、これが第一の注意點である、海水浴に限らず雪月花の觀賞に誘ふのでも將又碁將棊に誘ふのでも御說教の聽聞に誘ふのでも、凡そ誘引するには、(一)場所(二)日時(三)要件、此の三點は誘引文を構成する要素である。

何處の海水浴場か海濱か、其の場所を指定するのである、何日何時に家を出るとか汽車で何驛出發するとか、日時が定まらねば御同伴と云ふても出來ぬ事ではないか海水浴なら海水浴に參ると要件を明白にすること、避暑やら釣魚やら分らぬでは困るから、海水浴にと目的を指す、これが海水浴に誘ふ骨子である。誘引といへば一緒に手を携へて行かうといふので海邊に在る自宅へ來て呉れなどは感心出來ない、

誘引する　には先方の感情を煮くやうに海水浴を試みやうとする其の場所及ひ其附近の風景などの一端を述へると誘ひの意味が活きて來る、若し海水浴場として特に設備があるならば其の設備の模樣なども附記し、又豫め携帶して行く食事の準備とか着衣とか敷物とか準備する必要があれば、これも注意に書簡の中に書き加へるが可いが餘り手數を要する種々の用意を强ゆるやうになると、清遊の意を殺ぐやうになるから簡單に同意させるやうに管々しい手數のかゝることを無理强ひをせぬがよい答案中優秀の部に屬する一二を御紹介致しませう

（其の一）

拜啓來る八月一日第一日曜に家族同伴海水浴に赴かんと存し候へ共貴兄には御同意如何に候哉場所は大野海濱は如何に候哉同所は設備も完備し風光も否ならず一日の清遊を擅にするに絶好の

地かと存し候例の釜石は餘りに俗氣滿々雜踏甚しく中には濱茶屋に遊郎を呼び絃歌嬌聲まるで紅燈の巷の如く心得る輩ありて一家擧ての遊ふの地としては不適當かと存候幸ひ大野の海濱はかゝる弊害なく只海は遠淺にあらず候へ共近くの大野川に舟を泛へて遊ふは女小兒には却て面白く私等は昔の河童時代にかへりて激深結構貴兄と例の腕くらべをなさんものと今より樂みとなし居候そよ吹く海風、コバルトの海壯烈なる荒波白砂青松山馴れし私等は思ふだに心の躍るを覺え候貴兄場所に於て御意見も有之やも知らねども成るべく御同意相成る樣然して御同行の意を得度右折返し御返答願度候先は右御誘引まで　草々

此の文面には右の要素即ち場所、日、目的とする要件が具はつて居る、受信者も其の場所は粗知つて居るらしい文體從て風景などは細に記さないのであらう、海が遠淺でないから女小供と一塊になつて海水浴が出來ず女小供は川で舟遊びと云ふのは大人は海遊び子供は川遊びの離れ〳〵で聊か物足らぬ感しはするが、其の地の實狀を有りの儘に表はしたのであるから咎むるには及ばない、注意の屆かぬと思ふのは發足の時刻が記載してない、そうして先方の宅へ誘ひに行くか自分の宅へ立寄て戴て、同伴するか其の點が缺けて居るから又先方から其の反問があるか先方が意見を定めて當方の同意を求めるか兎に角書簡の交換を繰返さねばならぬといふ憾がある、

（其の二）

謹啓暑氣日に增し候處尊堂各位益々御多祥の段大慶此の事に不過候降て小生宅一同無事消光罷在候間他事ながら御安心被下度候さて暑氣加はるに連れ新聞紙上には海に山に避暑の好適地とか夏なき里なりとて宣傳記事は避暑する人々の遊意を唆かし居り候就ては我々俸給生活者として避暑などゝ贅澤は甚た分限を顧みざる沙汰に候へども矢張り人としての弱點は免れ難く追へども去らぬ煩惱には遊意の起り申候殊に本年小學校一年に登校せし腕白の長男など未だに海の何たる事すら解し得ざるもの活動寫眞位にて海の雄大なる實景を見物し又は白砂青松なる海岸の繪などを見たる記憶を辿りて日毎に其風景に憧れ氣も心も既に未知の海邊をさまよひ居るものゝ如く見受られ候此の可憐なる宿意を滿足せしむべく又愚妻も遂に一方に於て經濟の緊縮は必ず謹ふにとて條件付にて勸めて止まざる次第の爲め手近にて便利なる海水浴場を撰定すべきを餘儀なくされ申候攜てゝ本年古稀を迎へたる老母は海を知らざる爲め同行せよとの事にて結局家内總動員にて來る土曜日に出發なし經濟と勤務の關係上滯在など出來難きも一泊位の豫定にて命の洗濯でも致さばやと存し候家内のみにては何やら興味も薄く存じ候間幸ひ尊堂も此の擧御贊成下されて御同行下され候はゞ誠に心强く存ぜられ候間敢て御誘引申上此段書中を以て申入候

追て御承引の上は出發の日時等御打合致度候間御手數ナガラ否や御一報相煩度待上候　草々

月　日　　何　某

此の文面には場所と日時とを表示してない唯「海水浴」に行からではないかと誘ふだけで追書にあるやうに同意なら改めて日時等の打合をすると云ふので隨分悠長な話である、先方が同意するにも場所が決まらねば同意を躊躇する、場所まで改めて相談して決定しやうといふのでは誘引の意が弱い、殊に「手近にて便利なる海水浴場を云々」と書出してあるから發信人には「何處邊り」と腹案があるのであらうと察せられる、それを表示せず若くは全く場所に就て考へて居ないとすれば誘引の意味が弱い、一日の海水浴を欲する念の強いことは

全面の文意　に顯はれて居るから萬一先方が同意ないとしても自分の家族を引連れて出向くであらう其の時には場所も自分で決めねばなるまい、其の邊の事を思へば豫め場所を定めて先方の意見を求めるのが至當であらうと思ふ、又此の全文は自分が發意するに至つた道草を長々と記して要件が短いのも遺憾である、それは委細は後に打合すといふ心算であるからであらうが思慮が足りなかつたのであらう、文筆の素養ありながら惜しいことだと思つた、併し此の書面は往復の俗文としては實に上出來である、無論合格點に入つて餘りある、平易で流暢な言廻はし、すら〳〵と筆端から迸り出る文句は能く其の思ひの儘を述へてある、俗文としての巧妙な書振りは多くの答案中此の右に出つるものはあるまい、突然課せられた試驗問題に、僅々一時間位の間に、よくも立派に出來上つたものだと感心した、同時に之に徴して普通學の素養は綽々として充分に備はつた人であると思ふた。

誘引文と認め難き文例

（其の一）

拜啓突然ながら書面を以て申上候私事友人某の勸めに依り毎朝海水浴を致し居り候が其結果か近時著しく心身非常に爽快を感じ居り候際醫師某より承はれば意外にも素人之想像以上に體育上良好の由閉及候次第も有之毎朝日課的に實行致し居候就ては貴兄の如き繁務にして引籠勝之方には一增保健上効果有之べく確信致候間此際海水浴を實行御試み相成度何某も盛に致し居り候へば貴兄も明日より初浴を實行相成度御誘ひ申上候

（其の二）

（前略）私は夏季の衛生を思ひ浮び目下家族同伴にて某海水浴場に於て日々小供等と一緒に海濱の美を眺めつゝ身體の練磨に味ひ餘程水泳も馴れ申候時に考思し候へば我日本帝國は四面海を以て圍まれたる海國に御座候條子弟の海事思想普及旁身心の健康を保持する上に於ては尤も必要なる夏季の重要心得かと存申候何卒貴

殿も此の夏季休暇を有利に御利用遊はされ御子供樣方御同伴の上美しき自然の大庭園とも申上ぐべき海上の樂園へ御誘ひ申上候

此の二つは誘引文とは認め難い、海水浴を奬勵し、海水浴を試みよと勸告する書簡である、海水浴に誘ふのであるから海水浴の効能を說くのは勿論差閊ないけれども保健上有効なもの位は誰も知つて居るから効能を云々するは却て受信者の不快の念を挑發するやうなものである、海事思想云々も出過た言分ではあるまいか、元來此の二つは誘引と勸告とを同一の意味に解して居る結果毫も誘引の意が現はれない唯海水浴を實行せよと促したに過きない從て返事も何も要らぬ受信者は「御親切有難う」位に默認して措ても發信者は強て咎める譯にはゆくまい

誘引の拙いもの

文章の拙いのは感情を害するやうなもの、禮を缺くもの、惡意はないが受信者の好感を喚起さぬものなど種々私の眼に映つたが、就中友人も數名同行するから君も同意せよといふのが隨分にあつた、此の書狀を見た人は何と思ふだらう、必すや友人數名とは誰だ、それ等友人は自分の知る人か、數名の友人と語合つて約束が成立つた最後に自分に誘ひをかけたのかと、此に聊か不平の氣分を持たぬであらうか、同行の友があれば其の氏名若し受信人の知らぬ自分の友であるならば君の知友ではないが遠慮のない斯く〳〵の人だと紹介の意を加へ又それ等の人を誘ふ積りであるからと、氣持よく同意させるやうに婉曲に書くべきであると思ふ、それから前述へた海水浴の場所や日時は記載して「委細の事は列車內か水泳場かにて云々」といふのがあつたが豫め準備を要せぬ事なら發車後打合せたところが差閊へないが其の程度の事なら打合せの必要もないのではないか、又「子供が海水浴行を要求してウルサイ閉口して居るが愈明日云々といふ誘引だがお供を吩附けるのか非禮のものもあつた、

笑話の種になりそうな答案

懸命に注意を拂つた答案も些細な運筆の禍から抱腹絶倒な笑草に了るやうなものもあつた、御鄕重に誘引文の返事まで答案として書いたのが隨分少くはなかつた、最も振つたのは

（イ）函根塔の澤の海水浴に行かうといふのがある、函根塔の澤は溫泉地と知つて居るが海水浴場はあるまい

（ロ）私の鄕地の山中に沼があるから御出なさいといふのがあつた、沼で海水浴ば領承し難い

（ハ）臺灣在住の友を北陸の海水浴に來れと誘ふのがあつた、數百里を隔てた臺灣三界から、態々北陸まで來られ

るものか、此の信書を受けた友は定めて有難迷惑ぢやと察したであらう

（ニ）誘引の前文時候の挨拶に「健康過ぎて全く困難致候」といふのがある、海水浴との結付けにも御困難の體相見え候と申置く

（ホ）海水浴を游泳と同一視したのがあつて・河童游ぎ、蛙游ぎだの或は水府流などゝ書騒べた、海水浴には游泳を伴ふであらうが目的ではない、誘引の目的は海水を浴びることである、水泳術を學ぶのではない。

（ヘ）一日の海水浴で海國男兒の意氣を養成し他日事ある際に大に其の技を發揮したいと偉い發願額のもあつたが、これは空想か夢に等しいもの、又これも海水浴を游泳術を學ぶことゝ思ふからであらうが縱し游泳術であるとしても僅か一日の游泳で、斯様な大目的が成就するや否や文章を飾らうとして餘り筆を弄ると却て先方から笑はれるイヤこれは批評者が餘り詮索過ぎる批評かも知れぬ

詮索すれば幾多の名文もあり贅説もあり褒貶相半するであらうから玆に筆を擱くが、終に注意すべきは、誤字の多いこと、成語字典にもイロハ字引にも見當らない獨創の文字があつて、判しものとしても困るのが隨分ある熟語を片假名で補つたのも少くはない、これは記事文を綴るにも普通往復文を作るにも最も注意すべきことであ

る、又「前略」とか「冠省」とか冒頭に書いて、其次に時候見舞やら雙方の消息やらいろ〳〵の事柄を書いてそれから本文の要件を述べたのもあつた、「前略」「冠省」と冒頭に書くのは時候の挨拶などは省いて、直に要件を陳べるから「前略」であり冠省であるのであるこれも老婆心ながら今後作文の參考にもと申加へて置きます（妄誕多罪諒焉）

夫婦喧嘩

夫婦喧嘩をして女房谷川へ身を投げて死なんといひけるを仲裁者あり、これをなだみて

世の中のうき度毎に身を投げば
深き谷こそ淺くなるらめ

と諭したが、今度は尼寺へ行つて尼となりこの世を安く送らんといひければ

住めば亦浮世なりけりよそながら
思ひしまゝの山里もかな

と詠じ、生きても死んでも山へ這入つても尼になつても同じことなりと諭したるに、女房大に悟つて一首の歌

生き居ても死んでも腹の立つならば
先づ一日も生きたるがよし

とよんだといふことである

遺蹟巡禮

鼠小僧の墓

鼠小僧は這ふ兒も立つ兒もと迄はいかぬが、この名前を知らぬ者は恐らくあるまいと思ふ、この墓が本所區回向院内にある、今は回向院といふよりも國技館脇の寺の境内といふ方がよく分るやうである、併しこの墓は市川團升が「鼠小僧」の狂言で大入滿員の盛況を博したその報謝の意味で明治九年六月十八日こゝに建立し、永代供養料も十圓納めたと云ふまでゝ、當人としては天保三年八月十九日三十七才を一期として江戸市中引廻しの上品川で獄門臺上の露と消えたのが一代記の終末である。

天下周知の鼠小僧は或る意味に於ける立派な男である、この名聲嘖々たる鼠小僧次郎吉は講釋師と、狂言作者の產んだ男であるといふのが今は定説になつて居る、只一人義賊であつたと書殘した者がある、これはこの筆をとるに當つて見出した、それでこれから否定説と肯定説を並べる。

◇順序として義賊否定説から擧げる。

所謂義賊鼠小僧は徹頭徹尾紙の上と舞臺の上の想像物で、これを讀む時、見る場合、永い間武權と金權とに壓し潰されて來た江戸つ兒氣質はその敏捷な盜みつ振りと、齒切れのよい施し振りに魅せられて隨喜の涙に暮れるのであるが、實物は、日本橋堺町中村勘三郎座の木戸番定七の長男で寛政年間大阪町に生れ、十五六まで松平讃岐守御抱へ建具屋星十兵衛の徒弟を勤めあげ、家に歸り町方嵩人足となつて博奕を覺え酒と女に身を持崩し遂に親から勘當された、それでもこの道樂は已まず、資金に窮すれば夜盜を働き、文政五六年から天保三年迄江戸市中を流浪して重に大名屋敷を荒し、天保三年五月八日濱町の松平宮内少輔の屋敷へ忍び入つて捕はれたもので、御係り北町奉行榊原主殿頭の判決文によると、武家屋敷に忍ぶこと九十九ケ所、度數百二十二度、盜んだ金が三千八十五兩三分、錢十貫九百七十二文、銀四匁三分でその内三千百廿一兩二分九貫二百六十文、銀四匁三分、錢七百文は衣食住の贅澤に費ひ、其

他は酒食遊興又は博奕の資本に使ひ、際立つて貧民に施した形跡はないといふのである。

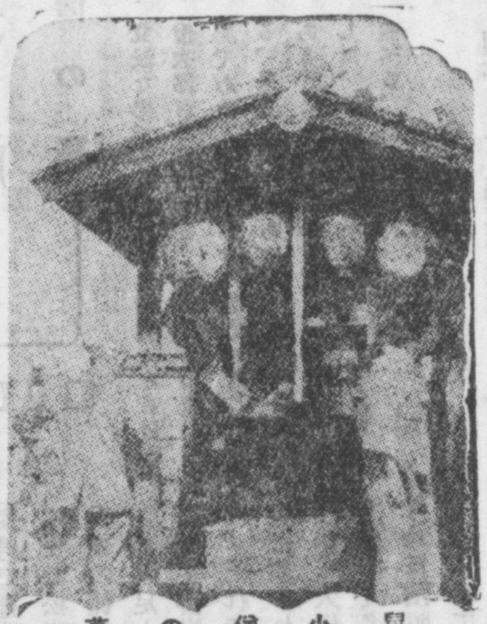
◇

今一説には

鼠小僧が梟首に上る五十年程前三十四歳で獄門に梟けられた武州足立郡生れの新助事稻葉小僧の事實を加味して書いた「鼠小僧實記」なる草双紙から義賊として喧かしくなつた、この稻葉小僧は天明五年九月に縛につき、その廿二日に處刑せられた、新井方村百姓市右衛門の倅で、幼時から盜癖があり、大膽不敵な氣性で近所なり兩親から持餘され、年と共に盜癖募り遂に江戸に乘出し、住所不定で主に、上野淺草を根城とし、多數の子分を集めて武家方とか、豪商の家を襲ひ掠奪を逞ふした、最後が一橋家へ忍入り悪運盡きて召捕られたものである。當時の刑罰申渡文には

武州無宿稻葉小僧事
新助　巳三十四歳

右之者儀先達て入墨の上敲御仕置に相成、親元へ引渡し相成候處、病死後、村方駈け落致し無宿にて所々へ立廻り往來十四ケ所、度數二十七度、長家の屋根或ひは塀を乘越え住居内へ忍び入り箪笥錠前等を固辭放し、金子幷に腰の物又は小道具類提物衣類反物其他にも色々品員數凡そ三百品餘盜み取り、右盜みに入りし度數の中六度不得盜、腰の物三腰は捨へ取放し、上野山内穴の内へ隱し置き金銀小道具類等潰し候も有之、其外の品々賣捌き候代金盜み金共、都合百四十兩餘、錢七八貫文其外金銀盜み取候高數知れず、遊女飯盛女等買揚げ、又は在方にて辻斬博奕致し打負け其外雜用に遣ひ捨て、尚又盜みを心懸け、一ツ橋殿塀を乘越え入込み候如き重々不届至極に付、淺草に於て獄門申付くるもの也。



鼠小僧の墓

とある、これを見ると矢張この男も別に貧民に施した形跡がない、これはどうしても幕府や金力に楯突いて義賊を作り上げたと見る外はない、因幡小僧の狂言は古くから出來て居る、天明五年に刑死したものを文政九年の八月に中村座で「曾我中村秋之取込」として演せられ、それを默阿彌が明治二十年十一月同じく中村座で「因幡小僧雨夜噺」として上演させた、鼠小僧の狂言は、この狂言を臺本としたものであるが、因幡小僧の筋は講釋の鼠小僧を織込んで居るといふ。

要するに因幡小僧が本家でこれを、こね上げた架空の人物が鼠小僧の芝居であるといふのである。

◇

然るに帝國圖書本である、四壁庵茂鳥の著「わすれのこり」上卷中には、鼠小僧と題記して次のやうに書いてある。

次郎太夫事、次郎吉、八町堀に住し大盜なり、常は寃彥道を以て表の業とす、此者度量廣く、瑣細の盜みを爲さず、常に諸侯の奥向へ忍び入り手元金を奪ふ、生涯に臟金一万兩餘といふ、また慈悲心深く、難義の者を救ふこと多し、故に其名顯る、此者の傳は芝居狂言または繪草紙講釋師など往々いひ盡したれば、今記するに不及、彼の者刑せらるゝ時、紅粉を塗美服を著て引かれし、予若年のときまのあたり見たり。

予若年の折見たといふから、これは、芝居や講釋で言ひ盡してあるといふそれに今は疑いを存して居るのである、死罪になつた位の者だからその判決文面に善根を施したことが現はれなかつたのか、又は當人が口を切らなかつたのか、それも分らぬ、兎に角、幕が建つたのは明治九年で俳優の手に成つた、その墓の主は、當然義賊でなければならぬ、義賊の鼠小僧が實在せなかつたとすれば理想の義賊鼠小僧を崇敬して居るものであらう。

◇

回向院境内には、歌人加藤千蔭や文豪山東京傳の墓があるけれども、訪ふ人は鼠小僧の新墓ばかりといふべく、香煙の絶ゆることが絶へてない、それは江戸つ兒の迷信を白狀するものである、而も迷信はその墓迄も缺いて行くので小堂に納められて缺ぐ爲の墓は御叮嚀なことにはその前に別に設けてある、どこ迄江戸兒は親切なのか、その奥底が知れない。さうしてその御利益のうけたご連中から奉納した返禮の墓石がまたうづだかく積まれてあるから尚更可笑しい。

（e生）

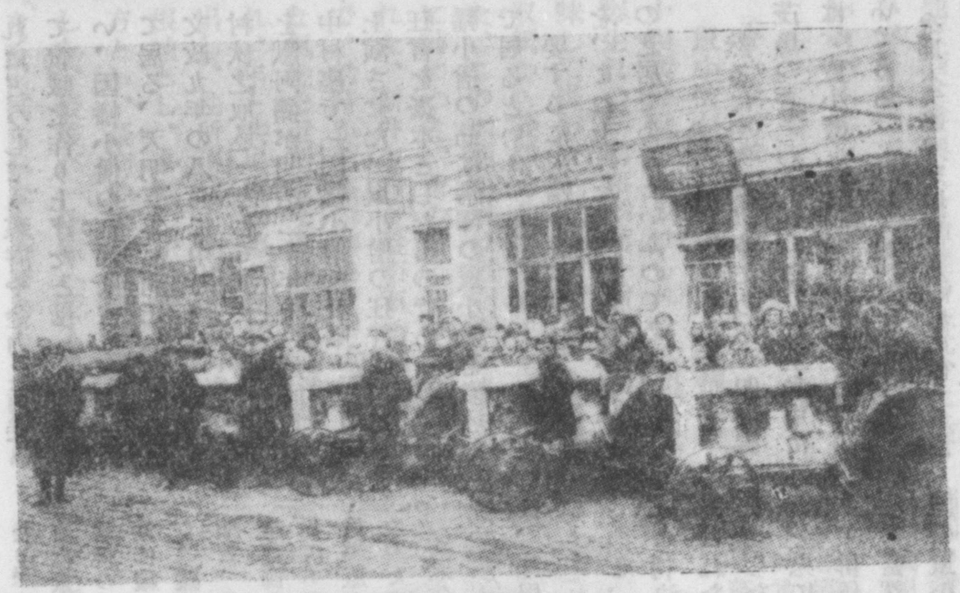


矯正図書館

〔カーレント・ヒストリー〕

ヘンリー・ホード ロシヤを征服す

モーリス・ヒンダス



ロシアはどうなるだらう。

現在のソビエト・レバブリック（労農共和國）がどうなるかつてことぢやない。ボルシエビズム（共産主義）はロシアに於ける社會進化の過程の中に生れた一場の悲喜劇（トラヂコメディ）たるに過きない。一箇のエピソードだ。マルキシズムの如きあんな機械的な小供臭い、しかも「剩余價値」の如き間違つたプレミス（前提）から演繹（デダクト）された理論で、生きた人間の複雑な生活現象がかたづけられると思つてる人達の氣がしれない。人間を十把一とからげにして百姓と職工にしてしまへたら、至極簡單で便利でよからうが、不幸にして人間は他の動物とちがつて、それ〴〵異つた厄介な「箇性」――魂と曰つてもいゝが――といふ、ルソーの話を借りると、「フエータル・ギフト」（宿命的な贈物）を授かつてゐるのだ。人間は敬虔なるプロレタリヤたるべく余りに複雑で、余りに利己的に生れついてゐるのである。そう易々と簡單には救はれない。レーニン君には御氣の毒だが、人間はもつと我まゝな獨産主義者なんだ。

（事實は何よりも明かである。已にレーニンの存生中から共産制は崩壊しつゝあつたのである。成程、昔日の中産階級（ブルヂオージー）は消滅したが、然しながら、それは直ぐと各種の官僚及び革命の結果富有になつた農民と小商人との新しい階級によつて取つて代らるるに過ぎなかつたのである。而して、此の新しい階級は、實に經濟上の必要に逼まられたコムミユニズム（共産主義）の純理の讓歩から生れたものなのである。經濟上の立場から看ても――ボルシエビズムは本來が經濟上の主義であるから、結局この立場から判斷さるべきものである――ソビエトの制度の失敗は更らに一層甚だしいものがあるのである。一九二一年の經濟的潰裂以來、經濟狀態に或る改善が見らるゝのであるが、此變化は只だ全く共産主義の原理を抛棄したがために蒙られた結果なのである。かくして、終に一九二二年だつたか、レーニン自身によつて發案せられ、次でスターリンによつて擁護された「新經濟政策」（ネップ）（N.E.P.）は、都市に在つては商工業者に一部の箇人企業を許し、農村に在つては、農民に自己の生産物を私人に賣却し且つ土地耕作のため勞働者を雇傭することを許さなければならなくなつたのであつて、是れ實にロシヤに於ける共産主義に致命的な打撃（ロウ）を與へたものと云はなければならないのである。ソビエト政府は、土地借用者（リース・ホールダー）としての（土地は國有）一億以上の農民の國に一箇のコムミユニスト・ステート（共産主義國家）を建設しようとする矛盾な仕事をしてゐるのである。然し人の性に戻つたソビエトの共産制がたとへ暫くなりとも、ロシヤに强制されたといふのは、まつたく國民の大部分とも云つてもいゝ一億有余の農民が、前世紀の半ばまで農奴（ザーフ）――土地附屬の奴隸――として取扱はれながら平氣でゐたような無智蒙昧の狀態に在つたためである。一八六一年三月皇帝（ツアー）アレキサンダー二世が農奴解放令を發した當時さへも、それは農民の要求に出たのではないので、農奴の解放に盡力した彼の百姓好きのトルストイさへ解放の結果を見て、「尚早」（ツー・スーン）と曰つた位で、自分の權利を自分で始末することもできなかつたのである（トルストイの劇・「闇の力（ドラマ・パワー・オブ・ダークネス）」を讀まれた人は、ロシヤの農民の如何に無智で殘忍で貪婪であるかを知らるゝことゝ思ふ）。かういふ農民にとつては、各家族の一員が約十エーカーの土地をリース（借地）として宛かはれたといふことは、大した事なのには違いないのである。とにもかくにも、ボルシエビスト・レボリユウシヨン（共産主義革命）は一箇の喜劇に過ぎないにしても、ロシヤの農民をモダーナイズ（近代化）する爲めにはほんとの大々的革命であつたのである。過ぐる十年間にロシヤに起つた出來事の結果は、實に測り知るべからざるものがあらう。土地所有者の消滅、大地所（エステート）の禁絶、農民への土地分配、共産主義を樹立するため無理な手段で試みられた工業の破壞等、時代後れの農民に、ロシヤの運命に對して自分達が決定的の役割を有つてるのだといふ自覺を、徐々に與へて行くのに違ひないのである。

本文によると、ロシヤの農民はホーダイズ（ホード化）されつゝあるといふ。あの長い髯を生やしたムジーク（百姓）がホー

ドソン（ホードのトラクター）を運轉するのである。彼等は已にロシヤのステップ（大平野）に蠢めいてゐる醜い動物ではない。自然を制服するの意義を學ひつある一人前の人間になつたのである。ボルシエビキは一生懸命に百姓をコムミユナイズ（共産化）しようとあせりながら、却つて百姓を一箇の人間に仕立てつゝあるのである。密蜂は共産主義だが、人間は獨産主義者だ。人間となつたロシヤのペサント（農民）がキヤピタリスト（資本家）となるのは只だ一歩である。嘸かしレーニン君は地下で、人間の濟度しがたいのを嘆いてゐることゝ思ふ。

本文の筆者モーリス・ヒンダス氏は元ロシヤ人で、十三の時アメリカへ歸化したのである。著述家で現在ロシヤを旅行中で、本篇は遠く「アウトルック」誌へ寄稿したものである。

寫眞はロシヤの或る村の街で行はれたホードソンの行列である。

F. H.

× × ×

「わが國の進歩的な農民の間に最も流行つてゐる語はホードソン（Fordson）である。農民達はいかにもなつかしげに「ホードツオニシュコ」（Fordzonishko）――（かはいらしいホードといふ意）――の事を話すのである。自分は最近或る農村の通信員（ペンホーム）からの農村だよりを新聞紙上で讀んだが、其人は自分の假名にホードソンといふ名を使つてゐた。これは決して偶然にやつた事ではなく、わざと心有つてその農村に於ける農民一般の感情を反映さしたものと思ふのである。」

――レオン・トロツキー最近の演説の一節――

自分は過ぐる日曜日にヴホルガ（東ロシヤの大河）地方の或る村をさまよつてゐた時、嘗つて見たことのない不思議な行列に出會はしたのである。それは、婚禮の行列だつたのだが、何んといふ芝居がかつた目ざましさであつたらう。花嫁も花婿も、とてもはでな服裝で、小さな荷車の上に乘つてゐるのだが、その車は馬が牽いてゐるのでなくて、驚くまいことかホードの農業用のトラクターで牽かれてゐるのである。車も、トラクターも、例の赤旗や、レーニン、カール・マルクス、それから勞農共和國の百姓大統領（ペサントプレシデント）のカリーニンの肖像やら、あらゆる種類の革命宣傳のポスターで飾られてゐた。其の地方のソビエト（共産黨）の領袖達は赤幟を風に吹かせてゐる百姓（ムヂーク）の長老連と一處に、トラクターの設けの席に坐つてゐた。車の周圍には、お祭のように着飾つた男女の殊に若い百姓達が手風琴や大鼓ではやし立てゝ、盛んに歌ひながらついて行くのであつた。

行列がとある廣場で止まつて、エンヂンの響きがびつたりと息むとルバシカの胸に大きな赤い徽章をつけた一人の青年共産黨員が花嫁の車に飛び乘つて演説を初めた。演説は、今も尚ほ豚や鷄と一處に住んでゐる自分達の村のようなひどい田舍で、普

通の百姓の花嫁花婿がはる〳〵アメリカから輸入されたホードソンでひつぱりまはされるといふようなどえらい出來事の起つた意味を、興奮した口調で述べたのであつた。續いて幾人も演說をやつたが出るもの〳〵悉くそのホードソンを指して、勞農ロシヤの進歩の證據で、合せて農村に於ける新しき日と新きし生活とのシンボルである、と稱讃して已まなかつたのである。

行列が花嫁のホームへ着くと其處にはえらい御馳走と、手製のウオツドカの大きなフラスク（瓶）か行列の人々を待つてゐたのである（ウオツドカは禁酒法で禁ぜられてゐるのだが、どこの百姓家でも作らない處はないのである）。自分もその祝宴に加はつたのであるが、自分のアメリカ人であることが知れると、百姓達は八方から集つて來て、私の健康のために、アメリカの、それからホードソンをロシヤに與へたコード（ホードの名をかう發音してゐるのである）といふ男の健康のために、是非飲め〳〵と言つてきかないのである。自分は質問の雨を浴びせかけられたのである。一体全体、ホードといふ男はどんな男かだの、ホードのよふな利巧な男がアメリカにゐたことがあるかだの、ロシヤのムジーク（百姓の事）はホードがロシヤに來てボルガ地方かでなければウクライナの何處でかトラクターの製造場を建てゝくれるのを望んでゐる、といふことを私からホードに話してくれないか、とか、ホードが昔のロシヤのザーよりも金持だといふのは眞實か、とか、それは〳〵呼吸もつかせないのである。若し彼等が一目でもホードを看たら、果してどんなに喜ぶだらう。この無邪氣なる百姓達の熱心さといふものはをかしくもあつたが、また人の心を動かすものであつたのである。

現在のロシヤに於ていかにホードが人氣があるかといふことは實際すばらしいものである。或は信ぜられないかもしれないが、今ロシヤでは、この大きなスラブの領土を支配してゐる百萬のコンミニスト（共産黨）の總指揮官ともいふべきスターリンよりも、ホードの事を知つてゐる人の方が多いのである。自分は鐵道沿線を大分離れた多くの村々を尋ねて、文盲な農夫達と語つて見たが、其人達は、スターリンが誰れで、リコフやブカーリンが誰れであるかを知らないにも拘らず、鐵の馬（アイアンホース）（iron horses）――ホードのトラクターを云ふ――を作つた其人の事は知つてゐるのであつた。レーニン、トロツキー、及びリコフに次いでは、恐くはホードかロシヤで最も廣く知られてゐる人物であらう。

處もあらうにこのボルシエビク（共産黨）のロシヤで、世界極富のキヤピタリスト（資本家）がかくも驚くべき人氣を有つてゐるのはどうしたわけであらう。固よりホードが之を求めたのではない。恐らく彼は自分のロシヤに於ける人氣のどんなものであるかといふことに氣もついてさへゐないであらう。その人氣がホードソン・トラクターの使用の、廣く各方面へ普及したのに原因するのは單に一部分である。また單に或る見えない力で促された偶然な現象でも運動でもないのである。それは全くホー

ドなる一人物がたま〳〵ロシヤ人の燃ゆるが如き熱情で欣求してゐた或る物のシンボルとなつたからなのである。

もつと具體的にいつて見よう。一體がロシヤ人は實行の人であるよりもむしろ夢想家であり、建設者たるよりもむしろのらくら者であつた。ロシヤの小説に出て來るヒーロー（篇中の大立物）――むしろ犧牲者といつた方が可いかもしれないが――はいつでも口舌の人で、懐疑家で、且つ運命の回避者である。昔日のロシヤに於ける社會生活のコンディション（條件）は、徒らに自己の運命を自ら憐んで、何等爲す有るなき病的な人物を育て上げるように出來てゐたので、その結果ロシヤ人といふものは驚くほど萬事につけて無能力なものとなつてしまつたのである。今日でもロシヤ人は仕事のやり方がルーズ（だらしなきこと）でぐづぐづと物うげで、しかも極めて不規律なのである。ロシヤ人といふやつは、只だ一つで足りる場合に三つも五つも時としては十の事さへやるといふまつたく愛な天才の持主なのである。

たとへばロシヤの郵便局で書留郵便を出すといふ簡單な場合でも、係りの書記はいかにもぶきつちやうで書いたり消したりして、それから剪刀を取り上げて恰も人間の身體に手術でも加へるように、馬鹿丁寧に受取證を帳簿から切取るのである。劇場の切符を買ふのはもう少しましだが、玆の賣場も面倒な切取式で、郵便局の係員の如うに不器用な手つきで剪刀を使つてゐるのである。郵便局の係員の如うに不器用な手つきで剪刀を使つてゐるのである。然し、鐵道の切符を買ふ人は全くかわいそうなものである。自分は一度試みてからは、二度とはやらない事にした。そのおれつたさといふものはとてもたまらないのである。たとへ三ルーブル（一弗卒）といふ高い使ひ賃を出しても驛夫（ポーター）に買はせる方が、いくら心の平靜を保てるかしれないと思つたからである。

こんな事を書いてゐたら際限のない事で、自分や友人の經驗から得た之に似た人困らせの不器用と無能の實例はいくらでも擧げることができるのである。モスコーや、レーニングラードや、キエブや、カルコブや、ミンスクや其他の大きな都市でキヤラコの小切れ、バタの一ポンド、ポテトの一と袋、其他あらゆる日用品を買ふために順番を待つて、多くの男女の群れが列を作つて幾時間も立ちつゞけてゐるのは、とても氣の毒で看てはゐられないのである。しかも、すべて此等の事は、現在ロシヤ人の營業につきまとつてゐる馬鹿氣た御役所風のために、此の弊害を一掃すべき營業方法を案出する能力がロシヤの共産黨の經濟專門家にはないからなのである。

商買ばかりではない。經濟活動の他の部面でも、特に生産の手順方法に於て斷えずこの救ふへからさる無能力に出會はすのである。自分は一夜有名なアメリカの技師と伴れだつてモスコウの目抜きの商業區ともいふへきトベルスカヤ街を散歩したことがあつた。丁度建築中の新しい電話局のビルデイングの前を通つた時、技師は立止まつて、馬鹿に手數のかゝつた高い足場を指して私の注意を呼んだのである。足場はそれだけで立派な一つの建築物でどえらいものであつた。かういふものはまだ看たことがないと技師は曰つて、勞力材料共に驚くべき濫費だと幾度か獨語してゐたのである。しかもこればかりではないので、ロシヤの到處、すべての建築には之と同じい手間のかゝつた大足場が組み上げられるのである。

たゞ喜ぶべきは、彼等ロシヤ人が自分達の欠點をよく知つてゐることである。彼等は、この欠點をどうかして矯め治さなければ、一切の活動は萎微沈滯して、ロシヤをして經濟的に自立した近代的工業國に變化せしむることのできないのを知つてゐるのである。だから、彼等は新しい進歩した、できるなら、最良の仕事のやり方を學ばうとする情熱に燃え立つてゐるのである。

彼等がホードを崇拜するのは是れが爲めなのである。何人がロシヤのためにホードを見つけ出したか、自分は知らないが、多分トロッキーだつたらうと思ふ。とにかく彼はこのデトロイトの自働車製造家を稱贊するために筆舌を惜しまなかつたのはたしかだ。とにかく何人がホードを發見したにせよ、ホードは今やロシヤに於ては驚くべき流行となつてゐるのである。ロシヤ人にとつては、ホードは彼の活動部面では、時代の最も偉ひなる革命家で、今までの出來上つた方法と標準とを無視して、產業界に大膽な新機軸を出した人なのである。彼等はホードを以て、最小の資本と勞力とを以て最短の時間に最善の結果を獲るの道を示してくれた指導者とも敎師とも看做してゐるのである。

手ツ取り早く言へば、彼れホードは才能能率成功の權化で、事業界の神樣なのである。

サミユール・クローサーとの共著に成る彼の著書は、今ロシヤで一番善く賣れてゐる書籍で、已に幾版か重ねられ、高等學校でも大學でも敎科書に採用してゐるのである。工業管理の新しいシステムも、新しい生產過程も、彼の著書が數多き試みのインスピレーションの淵源となつてゐるのである。而して今や「ホード式にやれ」（"Do it the Ford way"）といふスローガン（ときの聲）はロシヤの隅から隅まで響き渡つてゐるのである。職長も、事務員も、支配人も、シンヂケートの重役も、共產黨員がレーニンを研究すると同じ熱心を以てホードを研究してゐるのである。彼等にとつては、企業に關してはホードは一切の始めであつて同時に終りであり、一切の疑問に對する終局の審判官であるのだ。

自分の見る所で、最も興味の惹かれるのは農村の百姓達の間にホードの人氣のかくも盛んなことである。とにもかくにも、百姓（ペザント）はロシヤ其物である。ロシヤの人口一億二千萬の內一億以上は百姓なのだ。これだけの農民がホーダイズ（ホード化）されたら？　ちよいと面白い問題になるに違ひない。

最初には、百姓ははる〳〵とアメリカから輸入された「アイアン・ホース」（「鐵の馬」）には疑惧の念を懷いてゐたのである。何處かに手品が仕組んであると思つてゐたのだつた。或る村で

は、ホードのトラクターを悪魔の仕業だといつてゝんで相手にしなかつたムジーク(百姓)もゐたのである。ボルガ地方では、初めにはトラクターの通るのを恐る〳〵眺めてゐてから、恰も悪魔でも見たように三度唾を吐いた百姓のあつたといふ話を聞いたことがある。

然し、政府の農業技師も役人達も決して失望しなかつた。飽くまでも百姓に「鐵の馬」を使用させようと決心して、色々とトラクターを實地に使用して見せたのである。ホードソン・トラクターが畦から畦と、どんな馬を使ふよりも巧妙に敏活に働き返へして行くのを面たり看た時には、まつたくムジーク達はひきつけられてしまつて、今では、ロシヤの農民はトラクター使用の利を覺つたばかりでなく、爭つてトラクターを要求して已まないのである。たゞソビエト(勞農)政府には金がないので、彼等の要求を滿たすだけ十分なトラクターを輸入することができないため(外國貿易は一切政府の手にて行ふ)、それを手に入れることのできないのが、聲高い農民の不平の叫びの一なのである。

ロシヤに於けるホードソン・トラクターの使用といふことは、歴史上の出來事としても、人間の心理から見ても、非常に重大な意義を有つてゐるのであるが、そこには經濟的な方面ばかりでなく精神的な一面か存してゐるのである。

自分は一日或る大きな村に立つた市の場内を散歩してゐたが、不意に遠方から轟々たる響の起るのに驚かされたので、看ると、ホードソン・トラクターの一隊が市場に向つてやつて來るのである。程もあらせず市場のまん中へ入つて來て止ると、半年振の取引をするために集つて來た數千の農民たちは目の前の仕事を抛り出して、此等の「鐵の馬」のまわりに集つて來て、恰も市に出した馬か牛でゞもあるかのように、つく〴〵と眺めては觸つてみて、果ては際限もなくあらゆる質問を發するのであつた。次いでソビエトの領袖達や農業技師の演説が初まつた。熱中したロシヤ人一流の火のような辯舌で、前に言つた婚禮行列の辯士のやつたように、アメリカのトラクターを指しながら、新しきと日と新しき生活のシンボルとして稱讃して已まないのであつた。

演説が終つてから、自分は此等の辯士達と一緒にランチをやつたが、熱い茶を飲み、黒パンと手製のソーセーヂをかぢりながら、彼等は自分に屢々かういふ「啓蒙旅行」("excursions of enlightenment")をやるんだと告げた。彼等は自分をつかまへて、この旅行の目的を熱心に陳べ立てるのである。"科學の成し遂げたものゝ生きた證據として、かういふトラクターを持つてゐるといふことは我がロシヤにとつては重大な意味を有つてゐる。暗愚な百姓共をして自己と周圍の世界とに新しい理解を抱かしめるのに非常に役立つのであつて、この新しい理解があの醜陋な過去と絶緣したいといふ欲望を彼の心中に起させるのである。ホードソンは農村に於ける迷信を殺すためにさへ役立つてゐるのである。此等の「鐵の馬」を働かせるには何の魔法も要らないのを現に目で看て知ることができたのである。たゞ催かばかりの練習で何人でもトラクターを運轉し得らるゝことが解かつたのである。我等の「啓蒙旅行」は決して徒爾ではなかつたのである。只だ慥むらくは農民の貧しいため、入用なだけのホードソンを買ひ入れることができないのである。」と領袖連は嘆いてゐる

是に於てかホードは間接にロシヤの、特に農村の、經濟生活ばかりでなく、精神生活をもレボリユウショナイズ(革新)するのを手助けしてゐることになるのである。彼はボルシエビキ(共産黨)の間に在つてさへ一箇の偶像(アイドール)としてヒーローとして崇拜されてゐるのである。成程、彼は一箇のキヤピタリスト(資本家)である。彼はトレード、ユニオン(勞動組合)の利益をさへ信じてはゐないのである。固より自分の工場を職工(ワーカース)の管理に委ねたり、アメリカにしろ何處にしろ勞動者を助けてソビエト(勞農)政府を組織せしめようなんどゝいふ了見は毛頭持つてはゐないのである。然し、彼は科學を信ずる人(a man of science)である。彼は現代の産業界の大革命家である。彼はロシヤ農民の切に知らんと欲する所のもの、それは他でもない、如何にして最小の資本と勞力とを以て最大の生産を容易ならしめんかのその方法を、彼等に敎しゆることができるのである。

彼にして初めて、その産業界に成し遂げた科學的功蹟と、その實行方法とにより、克くこのロシヤの時代後れの不活潑な農民と勞動者とをして奮發興起せしむることができるのである。

ロシヤの農村には方々にホードソン・デー(日)やらホードソン祭がある。ホードソンといふ名をとつて村の名にした農村さへあるを耳にしたのである。

去年アメリカの映畫王ダグラス・フエヤバンクスとメリー・ピツクホードがモスカウへやつて來た時は、自分も丁度合せて、ロシヤの一新聞記者と一處に、サボイホテルを看下す或るバルコニーに立つて、一隊の騎馬巡査がこの二人の世界的スターを乘せた自動車のために群集を押し分けて道を開くのをぢつと看てゐたのである。

「若しヘンリー・ホードがロシヤへ來るようなことがあつたら、どんな事が起ると君は思ふかね。」と自分は記者に尋ねてみた。

「わかつてるぢやないか。無論、群集整理のため赤衛軍(レッド・アーミー)(ソビエト政府の陸軍)の全員を動員(モビライズ)しなけりやなるまいね。」

と彼は言下に答へたのである。

Outlook, June 29, 1927

矯正図書館

新しい試み　その二

「八王子少年」の紙風船玉張り

見學生

○

本年の五月二十九日から四日間、巣鴨刑務所内で全國刑務所製作品々評會と全製品即賣會が同時に開かれたとき、これを參觀した人々は、即賣會場の市谷の部に、陳列棚上うづだかく紙風船玉が積まれ、それが入場の子供達の歡迎を受けて飛ぶやうな賣行きであつたことを記憶せられて居るであろう。これは當時市谷刑務所八王子支所現在の八王子少年刑務所の製品であつた。

○

市谷刑務所の八王子支所が、犯罪少年中の特種型のものを收容するやうになり、最初これ等少年を收容したとき、この刑務所の表口が從前の刑務所と趣を異にし、他の諸官廳風に構えた新し味は、收容者の處遇上にも現はれて幾多の試みが實施された際、支所長からこの有難い陛下の思召を傳へ併せてその恩赦條項を說明して與へた、さうして個人に就て質問を試みると合點して居ない、更に一回述べたが尙ほ耳底に入らぬ、よつて各人にその個々に付申聞けて、又質問を試みたが、それも不成功であつた、書て與へる外に術はなかつた、このやうに大部分の者は人の云ふ事柄は耳底に入らぬ、イヤ耳には入るのであるが頭に殘らぬらしいとの話であつた、それでも作文など自己の頭から生み出すものは相當の成績であると云ふから、矢張り普通人と違つたところがある。

○

扨、風船玉のことであるが、常套の封筒張りもどうかと考へたので、問屋に交渉してこの紙風船玉張りを始めて見た、ところが能率はよい方と思はれない、最初は潰し即ち張り損じが出來る、一日に二個乃至十個位しか張れない者も中にはあつた、併し問屋からはこの調子ならば最初としては成績のよい方だと云ふものだから繼續した、今では次第に能率も進み、これならばといふ確信がついたとの話。

○

封筒張りよりもその工程能率がよいといふ點は、風船玉はいろ〳〵の色によつて組立てられて居る、さうしてこの色の配合は時々替へられる、この異なつた色に趣味付けられる、單調な一色のものを張るよりは幾通りかの色を張合せて一つの物が出來るところに面白味が生じる、それが能率を左右するらしい、と之れを傾聽した私にもこれに異議がなかつた、實際封筒張りは馴れて來ると眠りつゝ張り得る、身體にだるみが生じ、飽き易いが爲、往々製品に糊の利いて居ないものや、表裏を取違へたもの、或は底部の紙を表面へ折曲げたものなどが澤山の中からは出て來る、そこになるとこの風船玉は眠り半分では出來ない仕事であり、出來上れば形の上に材料との變化が甚しく現はれるから、その點が作業上の興味をそゝるやうに思はれる。

○

以上の次第でこの作業はこの種少年には限るまいと考へたのである、但しこの問屋との關係はどうであろうかこれは更に研究を要する。

○

この刑務所はこの外にも、プール居房、作業、教育等々新研究が積まれて居るがこれは他日に讓る

死の心理考察

乙坂佳性

死の刹那にはどんな感じが起るだらう？苦しいものだらうかそれとも苦しくないものだらうか、又いつたい何を考へ浮べるだらう？といふやうなことは誰でも聞きたがり知りたがる事柄である。ところが不都合な事にはこればかりは經驗したら最後もう助からない。人類の歴史は古いが未だかつて一ぺん死んだものが再び生きかへつたといふためしを聞かない。勿論、世の中には假死といふて死に近い狀態に陷つて蘇生した人の話は幾らもあるが併しそれは科學上嚴密な意味からいつて死を經驗した人とは云はれない、眞正の死は何人をも逆戻りさせないからである。「死人に口なし」とはうまいことをいつたものだ。死の刹那感を聞くことはかくして語ることの不可能と同樣に全く不可能に陷る。

しかし想像はゆるされる。ある點まで事實に接近した觀察を下すことはもさう困難なことではない。死んでゆく人をよく看守つてゆくとあらましのところは推量がつく。殊に、死の宣告をうけてもはや遁れられぬ運命につながれてゐる人々の日常の擧動や感想に注意を拂つてさうして最後の狀況を視察して見ると比較的まとまつた「死」の心理考察が出來やうといふものである。

考へて見ると、勿論それは考へるまでもないが、死は最も嚴肅な事實である。人間生活の最後に襲つて來る最も恐しい事實である。弱い者も强い者も富める者も貧しい者も甲乙なしに引張込んで仕舞ふ、戀も、望みも、地位も、名譽も、權力も、財産も、乃至妻子も一つとして之に抗む得るものは見當らない。全く、死は暴君だ。

だが靜かにこの暴君の正體を想ふて見ると、人間、多くは自己の內面に立ちかへる。絶ち難い生の愛執と抑へきれぬ死の恐怖、生れながらにして死を裏書されてゐる謂はゞ死刑囚も同樣な慘めな生涯に於てこそほんたうの人生が織りなされるのだ、と判つて見ると絶望の底からも一點永劫の光を仰ぐ心持で救めども盡きぬ希望が湧いて來る。古來、多くの宗教家や哲學者又は藝術家といつたやうな非凡な頭腦の持主が、いろ〳〵な意味に於

て死を觀察し之に獨特の解釋や粉飾を加へてゐる氣持がよく呑み込める。なほ、「吾れ生を知らず焉んぞ死を知らん」と人間でも五本の指に數へられるやうな偉人が苦しいいひぬけをやつてゐるくらゐに人間未だ一人としてわが出生刹那の喜びを物語つたものもなければ、死去顚末の苦腦を報告に及んだものもない。何んのことはない忽然として生れ漠然として死んでゆく、その首尾を全うしない不得要領さといつたらお話にならない。正しく前後不覺者といへば人間のことである に違ひない。いよ〳〵もつて人間は謎の動物である。

さて本筋に戻つて先づ偉人の死から調べて見る。偉人と崇められる程の人は平常に於てはいふ迄もないが、臨終の大事に際しても立派な態度をしめしてゐるのが多い。ローマの暴君ネロに死を命ぜられた三人の偉人ルカン、ペトロニウス、セネカはいづれもその當時の習慣として、腕の靜脈を切り開いて貰つて血を出しつゝ死んでゆき、死ぬまでには相當の時間がかゝるのでだん〳〵死に近づく感じもたつぷりと味ひ得たわけであるが、ルカンは誓て死んでゆく兵士を歌つた自作の詩の一節を口吟みつゝ死に、ペトロニウスも同じく詩を口吟んで死に、セネカは平素「死は極めて樂なものである」と說いた關係上臨終にも自說を飜へさず、死は決して恐るべきものでも又苦しいものでもないといふことを弟子に口授筆記せしめつゝ死んでいつた。いかにも晴々しい感じがする。併しかうしたわざは別に偉人でなければ出來ない、といふわけのものではないので、彼の「あゝ夢の夜や」で名の賣れた野口男三郎が「吾人が死に對する畏怖の念は、死即ち肉体の消滅そのものにあらずして此世の財寶より離るゝを恐るるのである。されば小生の如く既に自己以上の自己を認めてゐる者にとつては死するも可、のみにあらずして死するも亦利益なりといふべきである。古來幾多の聖賢の、火刑に就くも從容たりし所以はその主義に心を打込みたる結果ならずや。實に聖賢のみならず田夫野人に於ても其例又少くない。彼れ信長の强きを以つてしても、信徒の佛祖に對する熱誠は拔く能はなかつた。また、浮川竹の流れに沈める彼の瀧女さへ名の爲めに又に伏し、横笛は瀧口入道の情に專念して流れに沈み、袈裟御前は操に生きて命を斷つ。是等の者は縱し批難すべき點あるにもせよ眼中には唯一物のみ存して、自餘一切のものを以てするも心を奪ふに足りなかつたのである。別言すれば主義、名、或は操の爲めには生存の本體たるわが生命そのものさへ省みるに足らないのである。天下の財寶よりも尊き生命を棄つる——心靈の賞賛——良心の應答、我は善を爲したりとの心靈の賞賛、即ち眞の快樂利益を求むる前には天下の何ものを抛擲するも吝まない。況んや難易を論ずる問題では無いのである」と云つてゐるやうに、權力に反抗して斃れる場合とか、名譽の爲めにとか、義務の爲めにとか、はては愛情にからむで死を決したやうな場合とかには、得て特殊の滿足感を抱くのが自然であつて、死を怖れな

い其間の心理ははつきりと讀めて來る。

詩人は詩の世界へでも旅立つやうに武士は桜花の散るやうに、禪僧は明鏡一點の曇りをとゞめないやうに、乃至哲學者は哲學者らしく、科學者は科學者らしい死に方をする人が少くないので、生前自分の心を占領してゐた、詩とか、義とか、悟とか眞とか、理とかいつた觀念が死の刹那まで支配してゐる有様はうなづける。ド・ラニーといふ人は幾何學に興味をもち立派な數學者となつたが、その臨終のとき意識が朦朧となつて病床を圍んでゐる友達どもの見分けがつかないばかりか何んといつても返事をしない。そこで友人の一人は物も試しだと思つて、彼の耳元に口を寄せて「十二の二乘はいくつになるか」と訊くと彼は言下に「百四十四」と答へてやがて息が絶えたさうである。即ち、彼の數學に關する意識だけは死の刹那まではつきりしてゐたのである。なほ、生理學者で哲學者で且つ詩人であつたアルブレヒト・ハルラーは、死ぬ前に自分で脈を診てゐたがいよ〳〵臨終と知つたとき傍にゐた醫者を顧みて「君いよ〳〵もう脈が搏たなくなつたよ」といつたきり瞑目したと傳へられてゐる。これなどはあく迄も科學者としての態度を棄てなかつた實例と見ていゝ、其他、大哲ソクラテスの毒を嚥んで死んでいつた堂々たる態度の言葉等いくらも探し出せるが要するにその人の思想、信念、感情といつた精神内容が如實に發露されるので、信仰に燃ゆる殉教者達の歡喜に充ちた死、龍の口に於ける日蓮のあつぱれな態度がそれを裏書してゐる。下つては怨恨に悶えるものは臨終の刹那まで復讐の念をすてない、熱病にせめられながら賴朝の生首が見たいなんて獨り言を云つた平清盛のごときがお氣の毒ながらこれにあてはまる。戀に狂ふものは戀に、皆夫れ〴〵に一役演じてゐるわけであるが、いふまでもなくその間に優劣が分れるので靜かに自己の信念に生きて死んでゆく人と癪だから一つ死んでやれといつたあてつけがましい死に方とは、頭から問題にならぬほどの隔りがある。私の知る範圍に於ての少數の死刑囚について考へて見ても一人〳〵に特有の態度があり甲乙があるところから察すると、千に一つも同じ顏がないと同様に人の心もちも萬人みな異にしてるるので、自然死に對する觀念も多少づゝ變つてゐるものと見ていゝ。だから、結局死の刹那の感じは想像より外に知る由がない。死の事實はあつても死の經驗が語れないからである。

さて、死の精神方面に及ぼす影響即ち死の際には精神上にどんな感じを起すものであらうか、又、死を明かに宣告されてのつぴきならぬ破目に陷し込まれたやうな窮迫な場合に人間はいつたいどんな氣持で死に接するであらうかといふことを考へて見たいのであるが不意に他人に斬つけられたり或は自動車の衝突等によつて不慮の死を招いたやうなときには恐らく當人は死の刹那まで救はれることを期待してゐるであらうし、又、一般病死の場合に於ても自ら死を意識して逝く人は極めて稀れなので、眞に死に直面した氣持などはたとひ口が利けるにしても無いのだから問題にならぬ。なほ、義に殉じたり情に投じたりしてかねて死を意識し又は覺悟して臨終を迎へてゐるやうな場合に於ても死そのものは夢中で飛び越へてゐるのと、多くは生前自分の心を占領してゐたことに氣をつかつて死にゆく感じを味ふゝとりをもたないので、死が苦痛なものであるかどうか誰もは知らないのである。もつとも「死の經驗」はあつても「死の事實」はあり得ないのだから仕方ないが、此點になると死刑を言渡されて相當長い期間死と闘つてゐる。死刑囚の心理は貴重な資料となつて生きて來るのである。

古來、優れた人の死はまことに悠々たるもので史實の語るところであるが、英國のトーマス・モーアやウオルター・ローリーなどの態度は後々まで賞讃を博してゐる。ローリーは斷頭臺に上つて、斷頭吏に斧を貸して貰ひ「ウム、これはなかなかきつい藥だがその代りどんな病でもきつと治る」といつた。また或る犯罪者は命數盡きて刑場に呼び出されるときに「もう皆が待つてゐるから早く支度をして……」といふと「さう急ぎ給ふな僕が行かなきや始まらない」といつて極めて悠然と身拵へをしたといふことが一つ話に傳へられてゐる。いづれも死を呑んだ態度だが、これは昔にかぎつた話ではない今時の死刑囚にだつていくらも之に類した態度をしめすものがある。

わたくしの知る死刑囚には、遺書に次のやうに死の感想を書いてゐる「私は人を殺したから裁判が死刑を確定した。そして首を絞めて殺される日を今日か明日かと待つてゐる。此間に於ける私の胸中を正しく忖度し得る人が何人あるであらうか、世の常の人は、人間に何時死ぬといふその時日が分らぬので幸ひだ、若し死ぬる日が何月何日頃と分ればそれこそ大變だどんな事を仕出かすか分らない云々とよくいふが、之はその經驗のない馬鹿想像に過ぎぬと斷言して置く。そんなら、健全な身の眼前に刻々迫り來る人殺し機械を凝視しつゝある私共の胸中にど

んな思ひが起伏してゐるかと云へば、それは人によつて多少の相違はあらうが私としては別に思ひも無い。たゞあるのは

呼び出しの聲まつ外に今の世に
待つへきことのなかりけるかな

と吉田松蔭先生の詠まれたそれのみだ。その餘は零だテ、空々寂々ヨ、いはゞ寂滅爲樂かな。藤村操が遺していつた巖頭の感の末節に誠に知ぬ大なる悲觀は大なる樂觀に一致することを——とあつたやうに記憶してゐる。私は今日に到つて眞に知ぬ大なる悲觀は大なる妙諦に一致することを——といひたい。否、今日に始つたことではない私は自首就縛の時すでに此の境に入つてゐた。何がさて切つぱつまつて見ると愈々宇宙の妙諦に一致する云々」とその豪語振は死を前にしてゐる人とは思へない程である。事實、平生の動作といひその臨終時の態度といひ優れたものがあつた。併し、かうした態度には少しも罪惡觀の閃きが無いのであつて眞の自己省察といふものは認められないので野口男三郎が自己以上の自己を認めて「死するも可なり」の結論に到達したと自稱してゐるのと同程度に云ふところはい丶が感心出來ないのである。生れつき悧巧に育つてゐる者や、哲學、宗教の半分どころを嚙つてゐる者の中には得てしてこんなところに我流の哲學を担つちあげ、そこにはまた都合のい丶人生觀をうちたてたがるもので、反面には自己の舊惡に觸れることの恐ろしさの爲めにそんなものは故意に向ふへ押しやつてはゐるもの丶、時に、襲つてくる罪責が强いので、どうしても避難しないでは今日の日が苦しくてたまらない氣持からであることがあり〳〵と分る。Fが死ぬまで口にしてゐた歌に

因緣の果ぞ罪なく科もなき
よし殺すとも殺されるとも

といふのがある。一讀、何もかも因緣にかづけて恩怨を平等にしてゐる態度は悟りきつたものだが、實は、虫のい丶責任轉嫁振である。併し、こ丶が死刑囚心理の着眼點で、自己に徹底した罪惡觀をもたない者にとつては未來に業苦の地獄を想像することは苦痛此上ないことであつて、能ふへくんば現世かぎりで未來は無い方が好ましい。それが、涅槃寂定といつた佛教の理想境をも單なる「虛無の世界」に解して仕舞ひそこに定着して動かないことになるので、つまるところ死の幕の向ふに恐怖を感じないで死に當らうとするのである。死の恐怖に二つありとすれば、一つは現世に對する愛着から起る恐怖、今一つは未來に對する不安から起る恐怖である。死刑囚自身にこの二つの恐怖を絶ち切ることが不可能な場合は混迷の狀態に陷入つて死を怖れ非常な苦痛を感ずるのであるが、現世に對する愛着は相當の期間に於て割合にはやく思ひ切ることが出來るのでそれから起る恐怖は先づとれたとしても、殘る一つの未來に對する不安が恐怖の種になつて苦しめる。それで勢ひ煩悶がつのるので下のやうな結果に自己を落ちつけて安定を得、恐怖を除かうとはからふので、敎誨師としても充分の注意を拂はなければならない點である。

死の關門を通過する一般の方法としては死の恐怖を拂ひ去ることであるが、こんな程度に拂ひのけたのではどことなく無理があつて生々して死線を越へる事は困難なのである。

そこになると何んといつても信仰に目覺めた人は確實性が强い。信に生きた人として廣く世人に熟知されてゐるところの山田憲などはその著るしい例だが、私も最近そうした立派な人の最後を見送つて今更のやうに驚嘆した。詳細は他日に讓るが、信仰に生きて死を越へる人の最後を見送つた度には極めて自然なゆとりがあり、少しも誇張した樣がない。全身是れ懺悔全身是れ感謝といつた形で最後の刹那まで步を亂さない。勿論、フランスの有名なる殺人犯人ラスネールはその「追想錄」の中に「死刑が何だ、生きたものを無にかへすのは刑罰とはいはれない死ねば無にかへる、もと〳〵無であつたではないかと大言して愈々斷頭臺に上つたが、頸差に頭を横へたときにすぐ樣落下する筈の刀に狂いが來てそれを直すのに二十秒ばかりの時間を要した。そこでどうした事かと首をめぐらしたときに、彼の眼には只ならぬ恐怖の色がサツとあらはれたといふことを看守者の言として傳へられてゐるがこれはひとり無信仰者の場合に限つたことでは無い、信仰をもつ場合に於ても時に呈する現象であらうことは否定出來ない。長い間生を愛して來た習性からして本能的に死の恐怖を抱くことは許せることで、强ちに死刑囚の面色や素振を見て心から死を畏怖してゐるもの、姿變に未練の多いものとのみ判ずることは當を得ないことである。併し、信に生きた人の態度ときうで無い人の態度には同し平然さがあるにしても其間格段の相違があるのであつて、精神的に死に對する感想は全然別趣のものである。

ところで死に際してのほんたうの氣持であるが、ロシヤの文豪ドストエフスキーは國事犯人として銃刑に處せられまさに射ち殺されやうとしたとき、皇帝の特赦が傳へられて危機一髮のところで死を免れた。しかし彼はそれを喜ばずして「憎むべき不必要な侮辱」だといつた。彼は、將に殺されんとするときの氣持を深刻に味つたのである。そして彼はその時の氣持を、その作「白痴」の中に次のやうに書いてゐる。

矯正図書館

「まあ考へて御覽なさい、例へば拷問といふ奴を、これを受けるものは身體に傷けられたりなんかして苦しいでせう。けれどそれは肉體の苦しみだから却つて苦しみを紛らしてくれます。だから死んでしまふまで唯傷で苦しむばかりです。ところが一番強い痛みは多分傷ぢやありますまい。今一時間經つたら、三十分經つたら十分經つたら、今直ぐに——魂が身體から飛び出してしまつて、もう人間では無くなるのだといふことを確實に知るといふことです。この確實に——といふのが大切な點です。ね、頭を及の直ぐ下に据えて、その及が頭の上をするく〳〵と滑つてくるのを聞くこの四分の一秒間が何より恐ろしいのです」

とこれなどは死の刹那の感じをよく語つてゐる。併し、斯うした場合に於てもその人の個性、境遇、教養の程度等によつて多少とも心持を異にするものであつて、わたくしの知る範圍の刑死者について見てもそれは充分証明できる。が、程度の差こそあれ用意を余儀なくされる精神的苦痛は、死刑囚ならでは味へない眞劍な体驗である。通例、病氣の爲めとか怪我の爲とか乃至、生活苦、復讐失戀等多分に厭世的氣分の濃厚な死には、恐らく斯うした体驗は無いので、情死の場合に於ては未來で添ふことの滿足さに熱中して、有島氏も「嘻々として小兒の如く」死に面したやうに苦痛がないといふことが氏の口から証明された譯である。

以上、極ざつとではあるが死の心理を考察して見た死刑囚の心理についても、なほ書き足りない點が多いので、遺憾であるが別に稿を起すとして終りの肉體方面に關する事柄は專門家に讓り一先づ擱筆して諸家の教へを待つことにした。（終）

次に、死の肉體方面に及ぼす影響であるが肉體上の感じは死因によつて千差萬別であつて、病氣によつて意識が朦朧としてゐて何の苦痛も感じないものがあり、それかと思ふと死の瞬間まで意識の明瞭なものもあるといふ譯で實に多種多様だが、生理的にいへばいづれも死の刹那に肉體の苦痛はあまりなく、極めて樂なものであるといはれてゐる。最近、死を決行して世間を驚かした芥川龍之介氏の遺書を讀んで自殺者心理の幾分を知らされたので此の一文を草する私にとつてはもつて來いの資料であつたが、肉體的及び精神的に死の苦痛が世人の怖れるほどに無いものであるといふことが氏の口から証明された譯である。

資料

白耳義刑務所に於ける刑事人類學實驗所

泉二新熊報

白耳義は司法制度や行刑制度の良く整頓して居る國である。近代科學の指針に從つて施設する所が少くない。就中一九二〇年五月三十日及同年十月十五日の勅令で設定された刑事人類學實驗所(Laboratoires d'anthropologie péuitentiaire)と一九〇五年の監獄條例に依る權限に基き司法大臣が一九二三年三月十日の省令を以て設置した刑務所附屬精神病所の如きは參考に値するものがある。左に前揭精神病所(Annexes psychiâtriques dans les prisons)に關する省令と前揭勅令に基いて司法大臣の制定せる一九二二年七月十七日省令との內容を抄譯せしめて揭載する

刑務所附屬精神所

(一) 目的

附屬精神病所は精神的疾患に犯されたる又其の疑ある囚人を收容するを以て目的とす

精神的疾患に侵されたる若くはその疑ある者は仝所內に於て看護せられ且つその狀態に適應せる取扱を受くるために附屬精神病所に收容せらるゝ事を許さる

囚人は人類學部醫師 médecin du service anthropologique 又は刑務所中央管理當局 l'Administration centrale des prisons の仲介により或は又司法當局の要求により附屬精神病所に收容せらる

附屬精神病所入所許可は自己の檢診に委せられたる囚人に關してなせる專任醫師(Medecin légiste)の請求に基き與へらるゝ事を得この請求は文書を以てなされざるべからず而してこの請求は刑務所長に提出せらる

附屬精神病所醫師は精神鑑定の終ると同時に直ちに豫

め通告を受けざるべからずその收容期間は如何なる場合と雖も附屬精神病所醫師により認定せらる

專任醫師による診斷は實驗室 la salle d'observation に於て行ふを得ず

（二）病人の取扱

病人の取扱法は刑事人類學部醫師 le médecin du service d'authropologie péuitentiaire により確證せらるべし

看護人は附屬精神病所醫師の與ふる醫療的指示 les indications thérapeutiques に確實に專一的に從ふべし

（三）監視及警備 Surveillaince et sûrete

（a）この役務のために看護人 surveillants-infirmiers 四人を使用す

之等の役員の中三人は醫師の提案に基き刑務所長によりなされたる指令に從ひ二十四時間の間を連續的に監視を分擔す

殘りの一人は他の者の休業又は定期外出日の間之を代理す代理期間外に於ては普通役務の緊急なる必要に基く刑務所長の反對命令なき限り人類學部の業務に使役せらる

この四看護人は皆刑務所法總則第百五十九條に準じて附屬精神病所に近付くの權利を有し且つ全所に監督權を施行する監守長 chef-surveillant に警備に關するすべての事項に於て直接に從屬す

看護人は監視を繼續的に行はざるべからず睡眠又は假眠する事を得ず看護人は最大の保證を呈示する囚人の中より醫師の意見に從ひ刑務所長が選出したる二人の囚人により晝夜を問はず助力せられ又之と共に監視を行ふ

看護人は如何なる鍵をも自己の助手たる囚人に手交する事を得ず

監守人は代理者無くして實驗室を去る事を得ず必要ある場合には該刑務所內の監視人を招求すべし

（b）散步場に於ける散步及びその時間は醫師により規定せらる該散步は他の囚人のそれと全然區別せらる

（c）看護人は如何なる手段を以てするを問はず燐寸小刀、鋏、紐其他すべて危險なる物品を監視區域內に持來さざる樣特別なる方法を以て監視すべし

看護人は危險或は自殺のあらゆる可能性を豫告す

看護人はその責任を保障するため必要と認めたる度數の招求をなす又役務開始或は交代の度每に招求をなすこの場合看護人は招求せるその同僚と共にその役務日誌に現存病人の正確なる數及び扉窓寢台其他の檢視結果を記載す又招求せる同僚にその同僚にとり必要なるべき危險

なる物品を手交し且つ病人に與ふべき特別なる注意を特記して之に與ふ

看護人に助力すべき囚人は職員中の或一員の監視の下に且つ看護人の命令によつてのみ附屬精神病所より他出する事を得看護人は之に對して責任を負ふ

（四）清潔法

看護人は壁、床、調度品の清潔に留意すべし

每日室內を水を以て拂拭すべし窓、扉、床は每日清淨せらるゝ事を要す

（五）接見及び信書

附屬精神病所に收容せらるゝ病人は醫師の特別なる許可あるにあらざれば如何なる接見をもなす事を得ず

接見は醫師により指示せられたる時間內及び方法によりてのみ行ふ事を得接見は普通應接室又は指定せられたる他の場所に於て行はるべし

接見許可はその施行を刑務所長により認可せられたる後にあらざれば效力を有せず

依賴者に對する辯護士の接見許可に關する現行法規は之れにより何等の變改を受けず

總則により刑務所長に歸せられたる囚人信書監督權は醫師により實施せらる

（六）各種の手續

看護人は報告簿を保存し每日之に各病人に就いてなしたる觀察及びその取扱に關して附屬精神病所醫師の與へたる注意を記載す

看護人は役務交代の時この帳簿をその同僚に手交す看護人は醫師の巡診ある每にこの帳簿を之に呈示す

醫師は病人の診察結果を診察表 fiche に記入し且つ取扱法命令を指示すこの表は刑務所內のすべての醫師及びすべての法定醫師にその要求に應じて通達せらる

日錄簿 Le registre journalier 及び診察表は病人及び看護人に助力する囚人の目に觸れざる場所に保存すべし

醫師は制規形式による意見書を刑務所長に提出す所長は被疑者が附屬精神病所に於て鑑定に委せらるゝ度每に之を檢事局に手交す

病舍監守長は病人に與ふべき食料及び藥料を指定せられたる時刻に持來し且つ要求に應じて附屬精神病所の同僚に助勢して醫師の命令に從つて之を病人に分配す

附屬精神病所區域內に於て喫煙する事を堅く禁ず看護人は實驗室に於て食事する事を得ず

室內及び房內の溫度は出來得る限り攝氏十七度內外に保つべし通風換氣は常に之を行ふべし

矯正図書館

下著類は錠を掛けたる押入内に收藏す看護人は之を監守し且つ責任を負ふ

病人に與ふべき藥料は指定せられたる時刻に分配せられ且つ同樣に錠を掛けたる押入内に保存せらる

看護人は病人の汚損せるすべての物品を直ちに取換ふべし看護人は下著類を洗濯場に送致する時之に二重傳票を添附すその一は看護人に返戻せられ看護人は之に傳染病者に關する必要なる記號を記入すこの下著類は常に隔離して存置せられ二十四時間以上押入内に留置する事を得ず

二、刑事人類學實驗所

(一) 實驗所の所在及管轄區域

刑事人類學實驗所は左記の各刑務所内に之を設立するフォレスト、Forest サンジル、Saint-Gilles ルウヴン、Louvain (中央) ガン、Gand (中央) アンウエル、Anvers リエージュ、Liége モン、Mons、ブルウジュ、Bruges、ナムウル、Namur

以上九個所の實驗所中フォレストを除くの外各實驗所は次の如く規定さるゝ地方管轄區域内に含まるゝ刑務所と連絡する

サン―ジルーサン　ジル及びニヴエル　Nivelles の刑務所

ルウヴンールウヴンの中央及び第二刑務所、トングル Tongres 及びアツセル、Hasselt の刑務所

ガン―東フランドル地方の刑務所

アンヴエルーアンヴエル地方の刑務所

リエージュ―リエージュ地方の刑務所

モン―アイノオ Hainaut 地方の刑務所

ブルウジュ―西フランドル地方の刑務所

ナムル―ナムル及びルクサムブウル Luxembourg 地方の刑務所

フオレスト實驗所はフオレスト刑務所に連絡し且つ「刑事人類學部」の中央實驗所を形成する

(二) 職員

是等の實驗所の職員は人類學醫師 médecin anthropologue 一人書記 commis 一人測定監守 surveillant mesurateur 一人を含む

この職員は實驗所の增大するに從ひ必要に應じて增員する事を得

實驗所に於ける人類學醫師は刑事人類學部長の科學的指令に從ふ但し刑務所長の權限に對する法制上の從屬を

妨ぐる事なし

實驗所の人類學醫師は附屬精神病所の醫療的役務及び實驗所の指令權を有し且その屬する實驗所の地方管轄區域内刑務所に於て刑務所法總則 réglement général 第四百十七條及び之に續く條文により精神病醫に與へられたる職權を施行す

人類學醫師は司法大臣に傳達せらるべき臨時提案に添附して條件附放免に關する資料たる囚人に就いての人類學的報告を作製す

人類學醫師はその屬する刑務所内に於て神經的疾患より精神的痴呆に至る迄の特に痙攣的疾患及び神經症に侵されたる囚人の取扱に關するすべての事項を規定す

人類學醫師は同一刑務所内の職員各員に對してのみ且つ精神的及び神經的疾患に就てのみ醫療的手當をなすの義務を有す

前記特定職權以外に人類學醫師は普通醫療役務にあづかる事なし但し緊急の場合はこの限にあらず

實驗所の人類學醫師は毎日實驗所に出所すべし人類學醫師が刑務所内に在勤する時間は一ケ月に就き平均一日三時間以下なる事を得ず

人類學醫師は日曜及び規則により休日と定められたる日中央實驗所に於ける例月集會日、二ケ月目毎に開催さるゝ白耳義精神醫會協會の會期日には休勤する事を得

實驗所の刑事人類學部部員は書記に關する部員としては書記 commis 及び三階級の事務長を有し測定監守に關する部員としては三階級の監守及主監守 surveillants principaux を有す而して之等職員の待遇並に俸給の歩合、手當、增給の期間並に割合は刑務所普通役務職員として決定せらる

この部員の範圍内に於ける進級は規定に定められたる進級試驗による事なく刑務所長又は刑事人類學部長の善意ある報告によりて行はる

普通役務部員より轉職したる刑事人類學部監守及び書記はその刑事人類學部入所後三年間内に規則により定められたる各種の試驗を臨時に受くる事によりてのみ復歸する事を得

刑事人類學部書記及び監守は專ら實驗所の業務に從事し刑務所内の普通役務に干與する事なし

日曜及び規則により定められたる休日を除くの他刑事人類學部書記及び監守は人類學醫師により定められたる時刻に毎日實驗に出勤すその勤務時間は普通役務に從事するその同僚に對して定められたるものと同樣なりとす

矯正図書館

以上に說示せる如く特に定められたる場合を除き刑務所總則は刑事人類學部職員に對しても適用せらる

（三）受刑者の檢診

人類學實驗所所在地に於ける收容者にして累犯受刑人 condamné récidiviste 及び少く共三ヶ月の正刑 peine principale を受くる初犯受刑人 condamnés primaires は人類學的檢診を受くべし

檢診は出來得る限り之等受刑人の囚人名簿登錄の翌月又は受刑の爲の刑務所入所の翌月内に行ふべし

國事犯囚人及び國庫に關する犯罪による受刑人はこの檢診より除外せらる

實驗所に於て檢診せられたる各囚人に就いては犯罪學的記錄 dossier criminologique 及び精神審査表に添附すべき人類學的報告 rapport anthropologique を作製す

是等の書類の雛形は刑事人類學部長之を指定す而して之等の書類は囚人が刑を受けんが爲他刑務所に押送せらるゝ時之に隨伴せしむべし

刑期の滿了せる時該犯罪學的記錄は「フオレスト」中央實驗所に送致せらる

實驗所に於ける人類學的報告は之が對象たる囚人の刑事的取扱法を決定するを目的とす人類學的報告は特にその囚人の職業的指針及びその囚人の陷るべき退化 dégénérative 的教育的缺陷及びその囚人に課すべき適當なる心理的治療法及び又その社會適應性 réadaptation sociale の恢復に關する適當なる手段を明確ならしむべし

前記の人類學的報告は刑務所長に提出せらる刑務所長は該囚人の刑事的取扱法決定に干與すべく召集せられたる左記職員に之を手交す

副所長、(directeur-adjoint) 教誨師 (aumônier) 指導員 (instituteur) 監守長、(chef-surveillant) 主監守 (surveillant principale) 役務長、(chef de service) 又は分域長、chef de quartier) 作業監守、(surveillant des travaux)

實驗所に於ける人類學醫師及び前記職員は每週刑務所長立會の下に會議を行ふ該會議は囚人の刑事的取扱法に關する決定せられたる手段の適用を考究し又その適用に附隨して起る各種の問題を論議する事を以て目的とす

例月職員會議はこの例週會議の一會期に代行せらる

免囚保護協會員 membres du Comité de patronage des condamnés libérés は刑事人類學部の會議に招請せらるゝ事を得

免囚保護協會巡回員の援助をも亦人類學實驗所に於て檢診せられたる受刑人の環境に對する社會的探査に協力すべく願望する事を得、之等巡回員は人類學的報告を見且つ之に自己の觀察及び探査して知り得たる結果又は探査運動の結果を記載する事を得

（四）實驗所の設備なき刑務所内の

受刑人の檢診

前記の如き實驗所の設備なき刑務所内の受刑囚人は入所の翌月中に指定せられたる期間内に地方實驗所の所在地に押送せられて檢診を受くべし押送は豫め押送先實驗所の人類學醫師の了解を得たる原刑務所長の請求によりて行はる

控訴院 Cour d'Appel により求刑せられたる受刑人は受刑せんがために收容せらるゝ刑務所が實驗所の所在地ならざる場合には直ちに現場に於て押送せらるゝに先立つて檢診せらるべし

此の場合に於て犯罪學的記錄は人類學的報告と共に原刑務所長に手交せらる

犯罪學的記錄は受刑人の收容期間中之を普通役務醫師に寄託し普通役務醫師は之に自己の觀察を補足す

囚人の刑期滿了せる時該囚人に關する記錄は「フオレスト」中央實驗所に送致せらる

醫學的檢證及び社會的探査の概要を記載せる人類學的報告は刑務所長により會議員に手交せられ且つ順次的に保護協會員に手交せらる

刑務所に於ける普通醫師は自己の屬する刑務所内に收容せらるゝ受刑人の刑事的取扱法に關して取るべき手段を人類學醫師と評議すべく月に一回地方實驗所に出張すべし

（五）實驗所の情態に關する報告

實驗所の人類學醫師は三月每に一回その役務情態に關する報告を刑事人類學部長に送致するの義務を有す

——（完）——

◉ライオン

姉「お母あちやん、今度動物園へライオンが來たそうですから私見にゆきたいわよ」

妹「ふーん、ライオンなら動物園まで見に行くには及ばないわ、お母ちやん」

姉「そりや、又どうして」

妹「でも、ライオンなら洗面室にのつかつて居る」

常識講座

まつりに就て

栗野鳴人

十月と云へば祭月とも言ふべき月でありますから、祭祀に就てのお話を致しませう。

◇祭祀　祭祀は我が建國の大精神で國初より尊重致して居る、史を讀みますに、天祖の神勅は申す迄もなく光仁天皇寶龜七年の勅に「神祇を祭祀するは國家の大典なり」と宣給ひ、續日本記には建暦二年の宣旨に「吾朝の彝範、敬神を先とし、万機の繁務、祭を愼むにするか、何故に祭祀は斯の様に重ぜねばならないか、と言ふ問題になります。これは神祀上最も研究を必要とする問題であります、そこで先ず其の語義から説明しませう。

◇語義　さてマツリの語義は、古事記傳十八に政事の意義と共に祭事の意義をも説明して、

政は凡て君の國を治坐す万事の中に、神祇を祭賜ふが最重事なる故に、其餘の事等をも括て祭事と云ふは誰も思ふ事にて、誠に然る事なれども、猶熟思に、言の本は、其由には非で奉仕事なるべし、そは天下の臣連八十伴緒の、天皇の大命を奉はりて、各其職を奉仕る、是天下の政なればなり、さて奉仕るを麻都理（マツリ）と云由は麻都流（マツル）を延て麻都呂布（マツロフ）とも云へば、即君に服從て其事を承はり行ふをいふなり

とあります、麻都呂比（マツロヒ）は背向の反對で、心の底から深く恭敬の意を表して上命があれば直に其事を承つて行はふと待ち構へてゐる意でありますから、古事記傳の説の奉仕事の義としてもよいけれども、祭祀は神命を承はつて其事を行ふのではなく神恩の忝さに誠意を盡し、種々の珍物を求め整へて神に捧げ奉り、其恩頼の万分の一にも酬い奉らんとするものであるから服從（マツロヒ）事（ゴト）の義とするは穩當でありません、倭訓栞には、

まつる、祭祀をよめり、待の義なるべし、請待の意なり。

過ぐるはなし」と宣給ひ、壽永二年、源頼朝、朝務に關して其意見を上申せる條項中に、神社に對して「我朝者神國也、恒例神事、守二式目一無二懈怠一可レ令二勤行一由、可レ有二尋御沙汰一候」と云ひ、吾妻鏡の成敗式目にも、其巻頭に「恒例之祭祀不レ致二陵夷一如在之禮奠莫レ令二怠慢一」と戒飭して、古今最も祀典を尊重する事を論じてあります。然らば祭祀を何故に國家の大事と

と云つてある、又桂林漫錄上に月待日待の語義を說明して、「待は祭なり、津利の友、知となれるにて明なり、子待は子祭、己待は己祭、餘は推して知るべし」とあるを併せ考へるとマツリは待の義であると解するのが穩當とします、尚一歩進めまして之を考へると、待のマは眞事眞心等の眞で眞實無妄の意であります。

そこで祭祀に奉仕するものは有るかぎりの誠意を盡し少しの私意邪念をさしはさまず、神靈と同一の境遇に達する事が必要であります、これが昔から祭祀を行ふ時には、先ず第一番に齋戒沐浴して心身を清めて後、事に從つた理であります。

◇本義　祭祀の語義はこの様に、待ち又は請待の意であるとするのを穩當とします、そこで神靈を請待して應し奉らうと思ふ意志は何によつて起るかと靜かに瞑目して、自分の身の現世に在る理を考へて見ますに私を生みしは父母であります、又父母を生んだのは父母の又父母、すなはち祖父母であります、かういふ風にして順次に遡りますと私達の今日在るのは即ち祖神の賜物であります、父母祖先が私達の爲に勞苦せられた理由を追念し、又現に祖先父母が幽冥の裡に在つて朝夕に私達を愛護し給ふことを思ふたならば感謝の念を禁ずる事が出來ないと思ひます、そこで其の高恩に酬ひ奉らうと努めるのは人情の自然でなければなりません、その自然の熱情が溢れ、記念の月日に當つて山海の珍味をあさり求め、之を神靈の御前に薦め、又歌舞音樂を奏して慰め奉り歡ばし奉るのが祭祀であります、それで祭祀は神靈を請待し奉つて、自分の誠意の最上を盡して饗應し奉るのが本義であります、語を更へて申しますれば神祇の恩頼を拜謝する爲に神靈を招き奉りて、海川野山の種々の多米（タメツ）都物を横山の様に置き奉りそして歌舞音樂を奏して神の御心を慰め奉るのが本義であります。今一度換言しますれば孝敬を盡し、報本反始の誠意を表すのであります。現在では神靈は神社に鎭祭するものが多い所から請待の意とする事は適當でないかも分りませんが、古き時代は神籬（ヒモロギ）を建てゝ神靈を招ぎ奉るものが多く、例へて申しますと、神武天皇の丹生ノ川上に天神地祇を祭り、鳥見（トミ）の山中に皇祖天神を祭り給ふた如き又其の他古へから上下一般に行はれた新嘗祭や宅神祭も共に其の日に臨みて神靈を招き奉つて祭祀したものでありました。

◇國家宗祀　次に祭祀は國家の宗祀と申します。これは報本反始の禮を盡すべく國家皇室は勿論、國民全

休が祭祀する神社に就て申します。それも伊勢の兩大神宮を初め、賢所皇靈殿及官國幣社は、國家皇室が直接にお祭をし、府縣鄉村社は府縣鄉村の氏子が、直接にお祭り致します、けれども等しく國家の宗祀でありまして、只直接と間接の差があるばかりであります。これ必竟祖先を同じくするものが、その祖先を崇拜する念には些の差はありませんが、只その關係の如何によつて別たれたに過ぎません。祖先崇拜は禮儀上に於ても當然であり、然もこれが建國の大精神であることは玆に贅する迄もありますまい。昔忌部廣成翁が五十一代平城天皇の御問に答へ奉つた奏文即ち「古語拾遺」の中に

シカレバスナハチアマテラスオホカミハコレ然即天照大神者惟祖ソコレソウタツトキフタツナシジョノショシ官國幣社は、國家皇室が直惟宗尊無二ニ自餘諸神ンハスナハチコスナハチシンイヲレガヨクア接にお祭をし、府縣鄉村社者ク乃子乃臣ク執タヘテコウセンヤシカルニイマジンギノカン能敬抗テ而今神祇官は府縣鄉村の氏子が、直接ペイテリカナタマラノヒショジンノチニイにお祭り致します、けれど班幣之日諸神之も等しく國家の宗祀でありセノジングウヲジョスルハノコルトコロフタ後叙伊勢神宮ニ所レ遺ニフナリ也。

ました、只直接と間接の差があるばかりであります。これ必竟祖先を同じくするものが、その祖先を崇拜する念には些の差はありませんが、只その關係の如何によつて別たれたに過ぎません。祖先崇拜は禮儀上に於ても當然であり、然もこれが建國の大精神であることは玆に贅する迄もありますまい。昔忌部廣成翁が五十一代平城天皇の御問に答へ

と申しました。これは、天照大神は天皇の御祖宗にましますから、此上もなく尊く、其他の神は子孫の神樣でなく、臣下の神々でありますから、孰れの神も御同樣に比べ奉る事は出來ないのであります。そうでありながら神祇官からは諸社に幣帛を班ち給ふ日に、伊勢神宮を後にせられる事を甚だ遺憾に思ふ、との意味であります。伊勢の大神の尊嚴の他の神々に比べ奉る事の出來ないのは、此の言葉にも深く思ひ知る事が出來ます。八十四代順德天皇が御親から記され給ふて、禁祕御鈔、建曆御記と題けられた御典の開卷第一に

凡禁中作法。先神事後他事。旦暮敬神之叡慮無二懈怠一自地以三神宮並內侍所方一不レ爲二御迹一。万物隨二出來一必先被レ奉レ之。云々

と記されました。此御文の意は、すべて宮中の作法の甚だ多い中にも、先ず何事を置いても神事を第一と成し給はれ、次に他の事を行はせられ、旦暮には天神地祇を御崇敬になる御心に懈怠（オコタリ）のない樣にお勤めになり、假初にも伊勢大神宮の御方、並びに內侍所の御方に御寢中も御足を向け玉はず、又何に依らず、万物の出來るに隨ふて、其の御初穗を供進られたといふことで、明治天皇の御製には

とこしへに民やすかれといのるなる我世を守れ伊勢の大神

ためしなく開け行く世を見る事もみちびく神のあればなりけり

とあります。此の樣に曆代天皇の大御祖神を御崇敬遊ばせられる御有樣は誠に辱い次第と申す外はありません。又それは天皇御一人の御つかへごとばかりでなく、天下万民の無事平穩なれと、思召される御心からかやうになし給ふ御事である、以上、臣民たる者は如何にしても、此の大御心を思奉り、敬神の道を怠らない樣にしなければならないと存じます。

◇氏神　それから私達の住居する土地には必ず氏神が祀られてあります。氏神は私達の氏の祖神である、從てその氏子は恰も親子の間柄と同じであります、親として子の不幸を見て悲まない者はなく、幸福を見ては喜ばないものはありますまい、又子として親の幸福を見て喜び、不幸を見て悲まないものはないでせう。それで何事によらず平常から異なつた事柄があれば之を御先祖たる氏神（或は產土神）に御報告申し、現在は元より將來の安全幸福を祈ると云ふ事は然るべき事であります。

氏神と產土神と今は同樣に稱へて居ますか、氏神は內の神と云ふ義であり、氏子は內の子と云ふ義であります。又氏神を、宇夫須那神と申すのは產土の神の義であつて今は共通して、何れにでも申して居ります。

又親と云ひますと私達を生んだ兩親を始め、祖父母、父母より幾代先の遠つ祖もやはり親であります。又子と云ひましても私達が生み子は元より孫から幾代の末もやはり子と云ひます。これは我國の古道の正しい故を以て私達を生み成した親から親へ遡りそして昔の先祖を考へますと其大本の先祖は必ず、神等に止り坐せるのであります。

以上の次第によつて私達の祖先の大本は神等でありますれば伊勢大神宮は皇室の氏神に坐しますと共に恐多けれど又私達國民の大氏神と申し上げる事が出事ます從つて全國有數の神社中氏神と氏子との關係を持たぬ社は無いことになります。その中で尤も深い關係を有つのが府縣鄉村の氏神であると申さねばなりません。それで氏神の盛衰は一鄉一村の盛衰を表徵し之を大にする時は實に國家の盛衰に關係します。それは古くより歷史が證明してゐる處であります

◇例祭　終に例祭につい

て申します。

例祭と云ふのは其神社の祭神に報本反始の誠を捧げ奉る年に一度の大祭を云ひ昔は官命で他國へ行つた人々も、氏神の例祭に當れば官の聽しを待たずして、自由に參拜する事を許された程の重い祭であります。

當日は府縣鄉村社に至るまで供進使が參向して朝廷御指定の神饌幣帛料を奉獻し嚴肅に祭典が執行せられる、それには御初穗と稱へて、耕作して田畑から收獲したもの、又は自ら織上た布帛の類を供へ奉り（弓弦之調手末之調と同じ類であります）御神樂など節面白く吹奏して歌ひつゝ舞ひつつ祭事を盛んにして神靈を慰め奉るものであります。

（完）



讀者のページ

―說　苑―

☒使ふ人と使はれる人

光州　あづま

使ふ人と使はれる人!!その心得は只に個人關係斗りでなく國家存立上重要なことである、堅實な社會を造る吾人の任務！聊か愚見を述べよう、前者の生命とするところは人格後者は服從これによつてその使命は完ふせられる前者の人格は同情と寛容と公平とにある、至誠なる溫情は「人生意氣に感ず」寬仁大度は決して放縱無頓着の意味ではない。唯「己を持す事嚴にして人を待つ事寬大」といふ原則を忘れてはならない公平は平等にあらず公平は力倆ある者を拔擢すると同時に怠惰無能の者を寬免することも許容する。人を使ふ者愛情偏頗なるべからず、誇にも「不公平な厚遇よりも寧ろ公平なる薄遇」といふ事がある、凡そ人を使ふ者自らが模範的人物であらねばならない。安田翁の訓戒に「主人は一家の模範なり、我好く務めば衆何ぞ怠らん、我好く儉ならば衆何ぞ侈らん、我好く公ならば衆何ぞ偏らん」と實に貴く且つ獻身的である、是れ必ずしも世俗の道を追ふて利巧に立廻るものではなく、又自分を廣告しようとするのでもない、只高尙偉大なる信條を奉ずるのみである」と、第二は人間の四大綱目たる禮義廉恥である。第三は克己心の修養、第四は物を大切にすること、古歌にある如く「徒に枕を照らす燈火もおもへば人の油なりけり」と、第五は愉快に働くこと。これには先ず不平不滿の念を去つて「月は秋人は笑顏と定めけり」となつて始めて日々の務めを滿足し得るのである。斯くして服從の根底は築きあげられる。が服從は卑屈や盲從とは意味が違ふ、卑屈や盲從は阿諛追從を意味するもので、服從は敬意と謙遜の美德から來るものである、昔から「能ある鷹は爪を隱す」と言ふ通り、人格あり知識あり才能ある人にして始めて他人に服從することが出來る。

斯くして使ふ人と使はれる人!!人格と服從!!兩々相俟つて現はれたならば、世の中は秩序が根本となつて、平和の世界！文化の世界！として堅實な社會は幸福の道を辿ることが出來る。

▽文章簡明十九字詰三十行以內
▽詩林以外は具体的のものを望む

☒行刑本義の開明

小倉　SN生

敎容受刑者をして行刑の根本義を理解せしめ從來慣行し來つた悉皆秘密主義を一掃して受刑者の所謂「不安なる受刑」を轉じて「安心して服し得る受刑」たらしめることは當に刻下の緊要事である。

今私は乏しき体驗と想像とによつて一二の場合に就いて考察する處を述べて見ようイ、懲罰に於ける開明

懲罰は監獄法第六十條の範圍に依つて言渡されその決裁權は典獄に屬するも先づ犯則あるに當つては宿直看守長或護主任等の調査報告に基いて典獄は單に之が申渡をなすのみなる場合も多いとか聞く、此處に於て私は本年五月刑政誌上正木氏の行刑委員會によつて決定せらるべしとの所說を安當と信ずる。そして尙その上にも彼等被處罰者に對して其罰するところの法の根據並罰する理由を詳細に說明し、從來兎もすれば彼等が有耶無耶の裡に罰を受けしといふが如き不可解なる點を除くことを希望するものである。乃ち罰すべき理由あつて罰せられながら何等せらるべき理由あつて罰せられながら何等被處罰者が改悟することなきのみか只當人の心情を害せしに止まり延いては將來に或禍根を胎すといふが如きは多く之に反した場合に見受けられる。要するに輕微なる過失犯の犯則にしても一度その道理を說明し彼等をして心服せしむることを忘れてはならぬ。古諺に曰ふ「誠は天の道之れを誠にするは人の道」てふことを各自に味得して處置を講ずる時初めて全き處遇をなし得るものではなからうか。

ロ、作業に於ける開明

作業は現時行刑の重要素をなすものにして行刑費の回收及作業訓練等常に私共の研鑽せねばならぬ所が多い。就いては私は刑政本年三月號正木氏所說の刑務作業論究に於ける諸雜費を差引きたる賃金制を以て理想とする。しかして之が實現を助ける爲めには他の場合と等しく現在の遺口を一層受刑者に開示し理解納得せしめねばならぬ。

例へば

一　計算の基づく所を明にすること

製作品の原價、工賃賣價等を明示し科程の據るべき理由を敎へ何程の數量を仕上ぐる時初めて幾何の純利あることを說明すること

一、刑務作業と社會一般の作業との差異

刑務作業は彼等を訓練するを目的とするものなれば後日社會に出で一人前より以上の技術者となり且つ勤勉家とならねばならない。即ち刑務所に於ては二人前をしても社會に於きては飯が食えないと云ふが如き矛盾した作業は所謂刑務所の爲の作業にして訓練の目的を達したりとするものではない。私は此意味から今少し擔當なり技手なりに對して社會一般と同樣作業の實狀を調査して彼等に成品の出來工合又何處に如何なる物品を向くるを要すとか其他の社會と刑務作業の差異を彼等に披瀝して聽て彼等が自營獨立の時に技術に於いて又外交に於いて決して他同業者と競爭するも遜色なき程度まで敎練する事が最後の訓練の目的でなければならない。社會の事情を知らさずして刑務作業のみを繼續するは恰も盲馬を打

鄰するのと異ならない。

以上の點は餘りに當然過ぎる所置なるが更に私は彼等を處遇する上に於いて殆ど自身にも氣付かざる一種の偏見を打破するに非ざれば到底円滑を期し難いと思ふ。それは即ち兎もすれば自由刑の執行といふ觀念に囚はれて殊更に作業賦課の場合に於いても彼等の嗜好に添はざる業種を課するが如きことなきや、特に轉業希望の場合に於いても理由なきに之を抑壓するを以て至當の處遇なりとの即斷を下すが如きことなきや。若しありとせばそれは知らず〳〵の間に處遇被處遇兩者の間に円滿を欠ぐに至るや勿論である。

要するに上述は極めて淺薄單純なるを免れざるも然し行刑は人と人との接觸にして極めて微妙なる作用を以て轉進すべき一道程なるを以て諸種の方法が各方面より考究せらるべきものなるも其基本にして行刑實務家自身先づ如上の意味に於いて彼等をして彼等自身の日々關聯する事柄に於いては十分納得したるところの受刑たらしむる事を尤も肝要なりと考ふるものである。

═茶　室═

☒教化と刑務官

齋藤生

行刑は敎化であると云つて居る。所謂敎化とは刑務職員の受刑者に對する人格的影響を與へることを意味する。行刑の目的は犯罪人を改過遷善せしめて有爲の國民を造り善良の人たらしめ一般社會生活に伍せしむるに在り、卽ち犯罪人の非社會性を根底より奪ひ去ることさらりと投げ棄てさせることであらう。然らば如何にして彼等の非社會性を奪ひ去ることを得るや、再び非社會性の萌芽せざる樣にすることを得るや。それは嚴たる法の力に俟つは言ふ迄もないのであるが眞の法の力は之を運用する刑務官の手腕により發揮し得られるであらう。法の力は冷酷なるものではない溫みのあるものでなくてはならぬ、そこに刑務官の人格的敎養を必要とせられてくるのである。

時代は日一日刻一刻と進化し發展し寫りなく、一日學ばざればそれだけ遲れをとらねばならぬ。斯る時代に二年三年乃至十年以上も活社會を離れて拘禁生活を續け世の進歩と直接することの出來ない彼等には、動もすれば時代の變遷に遠ざかつてゆくのは明かである。之をなるべく時代と相伴ふてゆく樣にしてやらねばならぬ。然らざれば他日釋放の曉眞民生活を營む時、時代後れの人とならねばならない。時代後れの人として世に出すのは行刑の意義に叶ふものではないであらう。活社會を遠ざかつて居る彼等を時代に副ふ樣敎養して行くには直接日夕彼等に附添ふてゐる刑務官吾人の力に俟つもの大なるあり吾人の責任や重である。

☒少年犯罪に就て

熊本京町　久保實

善良なる子女を誘惑し暴威を逞して怖るべき害毒を社會に流しつゝある不良團組織の如きは憎みても尙餘りありで一點の同情すべき餘地がない、然れ共人類の凡てが生れ乍らにして犯罪性を有せざる限り、墮落するには何かの原因が伏在して居るに相違ない。即ち境遇より生ずる者が多い、假令ば貧困のため親に遺棄され繼父母に虐待されて家を出で衣食に窮し餘儀なく罪を犯すに至る實に憐むべき同情に價する人々もある。然らば未だ芽生の少年少女保護善導と云ふ事に目を注ぎ完全なる設備をなさればますます增加する一方で社會政策上由々敷問題であると思ふ。子供は幼い時の躾が一番緊要である。亦母親の無敎育も重なる原因の一つであると云つても過ぎたる言葉ではあるまい。五六才になれば買喰を習はせ親の懷工合良ければ良き程與へると云ふ樣に拾錢弐拾錢甚だしきは五拾錢も母親に泣き訴へて貰ひ之を皆買喰に消費して居ると聞く子供は物に飽滿すると怠慢となり又不良となるのだ、此呼吸の宜しきと否との岐る所で母親の責任の大なる處である。家庭の不注意母親の賢愚善惡は直ちに其の子女に反映するものなれば、家長たるものは母親の子女に對する董陶が適切なるか否かを注意する事が最も必要である。一人の不良少年少女が發生すると、其の害毒は一人一家に止らず幾十人に及すか測り知れない、國家は其の爲に大なる損害を蒙る譯である。されば親たる人は平生子供の敎育に注意が肝要である。

☒杉本支所長を迎ふ

北支　FU生

柴田支所長の後任として近日榮轉就任せらるると聞く

同顧せば七年前嚴正公平無私を以て薰陶を受けたのであるこの恩師に再會し其部下として職務に從事することは恰も遠く離れて居つた子が親に邂逅したやうな心持と同じやうな感じがして嬉しくてならない、獨々逸に

好きと嫌いと一しよに來たら締立てたりこかしたり

と言ふ文句がある。之は巷間で紅裙連がお客に媚びる情歌である。

この好きとか嫌いとか言ふことは人間通有性の弱點とは言へ苟しくも公職に有る我等刑務官吏として其職務上絶對に忌み嫌はねばならない。何となれば多種多樣の性の持主たる敎容者に日常直面するからである。若し失れ刑務官吏にして敎容者に對し甲は從順だから好きだ乙は傲慢だから嫌いだと言ふやうな憎愛の下に過せんかそは誤れるの大なるものにして行刑の本旨に悖るは敢て贅せずもがな。

僕はアノ依估のない恩師の薰陶に反むかないやう職責を全ふしたいと同期生と共に緊張して就任の日を待つて居るのである。

（二、八、七）

═詩　林═

☒鳩

市谷　みのる生

稀らしい暑さだ、漸くそれも過ぎてうすれゆく夕陽を楯に止めて、下界はいま晝の炎熱から次第に遠ざか

矯正図書館

ろうとしてゐる。

鳩一羽。池のほとりに佇んで青い水面を見詰めてゐる。

足元は急な石になつて、僅かに嘴を下すと足は危く辷つて水に浸ろうとする。あはてゝまた元の位置にかえつて可愛い〳〵頭を振つて考へてゐる。

一度。……二度。……三度。嘴は漸くにして水に入つた。

靜かだつた水面に、急に波紋が描かれて次第に池一面に擴がつてゆく。

目のあたりまで水に突込んだ嘴は忙がしく動いて、咽喉はしきりに波打つてゐる。

水にのみ氣を取られて足は急に辷つた。

と同時に、けたゝましい羽音があたりの靜けさを破つて、あとには圓い波紋が、ゆら〳〵と池の面にたゞようてゐる。

◇一日の勤務を了て

大分　生治

夕陽西に沒し晩涼起る。燈端傾け盡す一合酒。心氣陶然煩累なし、忽にして一日の勞を忘る。我れに一愛兒あり。名を愚太郎と命ず。我れ歸宿して我が膝に至る余兒が頭を撫し。指さすに東天の月を以てす。兒幼にして、未だ語を解せず僅に答ふ「ナナサン」の四字聽くにして水に入つた。

靜かだつた水面に、急に波紋が描かれて次第に池一面に擴がつてゆく。

目のあたりまで水に突込んだ嘴は忙がしく動いて、咽喉はしきりに波打つてゐる。

水にのみ氣を取られて足は急に辷つた。

と同時に、けたゝましい羽音があたりの靜けさを破つて、あとには圓い波紋が、ゆら〳〵と池の面にたゞようてゐる。

◇雨上り

米子　碧空生

豪雨沛然地上を叩きつけるような土砂降りの大雨も、一時にして晴れ上つた。西方の山嶺には薄靄が立ち上り、東の天空には淡い虹の橋が懸つてゐる。

宇宙の森羅萬象は悉く洗淨されて一點の塵も埃もなくすつきりとした清淨そのものの姿である。烈しい太陽の直射と咽ぶやうな連日の蒸し暑さに喘ぎ〳〵動めいてゐたあらゆる生物は甦つたかの如くに生氣颯爽として。雨に名殘を惜んでゐるかのやうである。淨化された地上を吹きくる雨後の微風は、青葉をゆすぶつてゆき、晴れ上つた中空には鳶が一羽優長に飛んで恰もこの清い「シーン」を讃美してゐるかの如くである。纔て日も西にかたむけば、何處からともなく思ひ出したやうな蟬の啼き聲が聽えてくる。

爽やかな大空——清淨な大地——夫れは本當に、雨上りの清々しさ、すが〳〵しさをびつたりと吾々の心境へ刻みつけ、そして

悠久な大自然への憧憬をいや增さしめる。

今まで室内に閉ぢ籠つてゐた幼子達はまた屋外に遊ぶべく雨後の庭へ下り行くのであつた。」

◇或る朝

大分　阿部春陽

いつもなら七時近くに成らねば起きない朝寢坊の私が、今朝は珍らしくも五時といふ早起をした。私は齒楊子を使い乍らも附近のそれは猫の額程もあらうかの小畑へ、植ゑつけてある茄子の成長を見やうと家を立ち出でた。畑と言つてもそれは名のみに過ぎぬ畑なのであつて、以前は凹い土地であつたのだが、石炭殻で埋め立てゝ其の上に土を覆たのであるから、五寸ばかり堀り下げれば鍬の先にはカチ〳〵と當る。其の畑へ茄子の苗木を四十本ほど植ゑてからと言ふものは、毎日欠かす事なく水や肥を與えたりして妻と樂しんで居たのである。幾日か過ぎた後に花が咲きそして散つた後には、見事な茄子がついたので私と妻の喜びは一方ならぬものであつた。其の茄子が今朝見れば千切られさうなので私は家に引き返し、妻に庖丁を持つて畑に來いと言つて再び出た、すると襷がけの妻は庖丁と籠とを持つて來て畑をグル〳〵と廻り乍らあれこれと言いつゝ三つ千切つて歸つた。

私はそれをじつと眺めて居た。私が田園生活を遠ざかつてからすでに五ケ年程に成るが土の香はどうしても忘れ得ない。のんびりした田園生活や私の若き日の幻はともすれば靈の如くに湧き出づるのである。

◇秋の景物

岡山　高森原水

秋！待たれし秋！

月出でゝ明るき萩の夜風かな

小夜風に萩の葉末の鮮散りて澄み渡る月の如何に清きよ、山寺に差入る高根の月は山僧の心を照す。

何時までも美人美ならず秋の風

小萩はこぼれて臥猪の夢を破り、尾花小なゆれて雁を驚かす風や如何に。四方の山紅葉してうら吹く風や如何に。

秋雨や寺訪へば唯閑にして

寺院の雨、山里の雨、湖畔の雨、名所の雨、古戰場の雨、その詩趣何れが勝り何れが劣らむ。

城跡に續く一路や女郎花

名を替えて咲けよと高野の山で謠はれた女郎花それはやさしくして美し。

蟲啼くや此所は名高き古戰場

月落ちて、露にむせぶ蟲の鳴く音、その一大悲曲は史家の淚を誘ふなるべし。

◇囚はれ人の前に立ちて

大分　藤原自然

囚はれの人！

お前は知つて居るか？

神聖な法規の征服慾の無限に强大なる事を

お前が眞心に抵抗して世界の顏を傷つけた時

お前は光明から拒絶される

お前は世界と自由とから拒絶される

お前の弱い魂は憂鬱な鐵窓に鎖されるそこは！
悪魔の十字架！
「改悛」それは蟲生を促す太陽である
正義の瞳鉾で未來を見よ
そこには
人間の高貴を證明する「自由」が輝いてゐる
活躍する自由の天地が待つてゐる
そして燃へよ
「正義」と「感謝」とを燃料として

◇夕暮の河原に立ちて

山形　棚黄生

×

萬物を焼き盡す様な暑さと
日を射潰すかと思はれる
熾烈な光とを
地上に投げて居た太陽も
早や西へ沈まうとすると
蝸は急しく
薄暗い樹繁つた
堤防上の樹々に
日暮を告げて廻る

×

水門の前の水溜りには
泳ぐ人が一ぱい居て
其のプールの縫と
岸に立つ人々の濡れた背に
最後の眞赤な、夕陽が
反射してキラ〳〵光る

×

やがて……
陽が西へ沈んで終ふと
穂を孕んだ芒を
そよがせて來る風は
そつと私の頬を撫ですぎて
砂原に咲く可憐な
狐提燈の花を
搖るがして行つた。
向ふ側の堤の上からは
涼しいメロデーの
笛が聞えて來た。

（二、七、二五）

◇夏の一日

豐多摩　すみれ

たらいの中で茂坊が
行水の湯をこぼしながら
キヤツ〳〵とさわいでゐる
それを母親が
片はだぬいで汗だくで
一生懸命すかしながら洗つてやつてゐる
夏の陽は焼け付く様に
上のトタン屋根をにらめてゐる。

◇園碁

福岡　法螢

勝の一手對者やたらに考からせ
今日も亦日が悪るいなと負て行く
一石のいたきを孫は不審がり

◇熊本松風會句稿（菊洲宗匠選）

仙人の鏡にもなれ岩清水　自然
岩を出て草に摩ある清水哉　翠峰
蔭借れば心太賣る小僧かな　驛川
田を撫て椽にも來るや青嵐　猛將
岩間からとつとと出る清水哉　菊洲

◇高知如月吟社句稿

漢浦　蜜寢覺めし兒に洗濯物干殘す
夢跡　起されし蜜寢どこもが灯り居る
芙蓉子　風呂沸きしと兒の言ひに來し蜜寢哉
其通　木肌わたる毛蟲に夕日ありにけり
芙蓉子　時化跡の地に蠢ける毛蟲かな
一草　毛蟲落ちし驚きに庭樹見上げけり
三光　水鐵砲下女にねらゐ定めけり
三光　中天に銀線ゑがく水鐵砲
春陽　庭の竹水鐵砲に切られけり
三光　月に更けて瀧殿塞ぶときしけり
夢跡　瀧音の聞こえて勞れ覺えけり
一風　雨晴れや渭々として瀧の月
其通　山水に米を搗かして蜜寢かな
白山　堺の猫驚かしたる水鐵砲
夢跡　水鐵砲迷惑そうに犬の立つ
星光

◇豐多摩水無月會句稿

涼しさに立つ甲板や月三五
虹峰　芦搖れてふと飛去りし螢かな
雅房　母の背や廻らぬ舌で螢呼ぶ
巢山　簀のかげに水はりてあり心太
ごん坊　一株の松に客あり心太
金龍　兒等は寢て螢は清く光りけり
可笑　渡船場の杭に螢の這ふてけり
巴波

俳句募集

毎月募集

題　晩秋・冬季

名月や今日は酒呑む仲間なり　神戸　瞬生
小坊主の歌面白し今日の月　神戸　兎月
我庵を取巻く虫の世界哉　神戸　堂月
咽喉自慢團扇拍子の音頭哉　神戸　宮兒
青春の迷ふ道ある花野哉　神戸　呑洋
今朝の秋桔梗一輪開きけり　神戸　雪人
萩咲くや筆子の多き刀自が庵　長野　裾花
忠誠の二文字ゆかしき扇哉　西大門　豐
虫干や庭へ持出す領置品　金澤　城
機窓にさし入る月や虫の聲　豐多摩　巴波
柿の花散るや野風呂の薄煙
日盛りや人の集る鷄れ馬
朝顏の唉を被さるや手水鉢　光州　あづま
雨一過月冷やかな大樹かな　仙臺　覺峰
夕立や水無川に水の音　朝鮮　壽々郎
青田吹く風に親しむ夏休み　高・松　松月堂
大川や青田に注ぐ水車　米子　碧空
炊煙や青田に續く移民村　高山　一茂
志遂けて故山の月見かな　熊本　冷泉
風鈴の音をうつゝに午睡哉
雷や走る童に雨の脚
夕立や妹の靴は乾したまゝ
氏神の神秘を添ふる清水哉

刑政第40巻第10号
矯正図書館

家庭



理屈ぬきの日本料理

それが合理的で榮養に叶つてる

今日の新しがりやが論ずる樣に實際の料理といふものは作れるものではありません、勿論科學的の知識も第一ですが、日常司どる副食物の

材料を前に、ヴイタミンやカルシウム、燐、鐵、レチシン、脂肪、蛋白質、或はカロリーが云々と云つてゐては決して料理を美味くつくる事は出來ないのであります、と云つて之等のものを無視していけない事は今更云ふまでもない事ですがこれは一應心得てゐればよいのであります、即ち何ういふ食品には何ういふ榮養分を含むか、魚類ならは何んな處に何んな

成分がある位の事は知らねばなりません、併し料理といふものは外觀の美も香も必要であつて、食品の良否と眞味、喰べる時の消化吸收の點も知らなければなりませんがこゝに注意しなければならないのは最も榮養價の多い食品であるとか又はある學者の一食品についての研究發表に依つて、何々は最も榮養が多いヴイタミンが多いといふ事を

鵜呑みにして、其の食物或は之に類した食品、例へば魚の内臟とか肝臟等にはヴイタミンの含有量が多いといふので、それのみを攝取する事は、食物を一方に偏させ、却て榮養になるべきものが害になるといふ結果を生む事があります、かうした事はさけねばならない事です、日本料理の眞いと思ふ例を述べてみると、ヴイダミンが何ういふものか

蛋白質や脂肪が何んなものであるか等を知らず、又これらの榮養素が發見されない時代から既に合理的な料理がつくられてゐた事で、例へば

キノコの話

朝比奈藥學博士談

キノコ類の毒成分は非常に研究しにくいもので、生産地からこれを採取して來て、一二日を經過すると、早腐敗し始めるので、頗るその研究に困難である。それでハヘトリダケを除いて、日本産のキノコ類は未だ、その毒成分は遺憾ながら不明である。このハヘトリダケは五百メートル乃至一千メートルの高さの、山林に生ずるもので、平原には絶えて見ないタケである。この類の中最も普通なものをベニテングダケと稱し、ムスカリンなる有毒素があつて、その作用は極めて猛烈である。

……◇……

そこでこのキノコを水に浸して破碎し、竹皮などに包べて屋外に放置するときは、蠅が

刺身のつまにかつら大根の採り合せ、鮪や鰹の刺身には必ず卸大根の採り合せがあり、生節の擦し和へにもみ海苔のふりかけた物、或は煮干の大根卸で和へた物、天ぷらの擦し煮、又は天ぷらに卸生姜や大根を添へる事、鯛の

潰燒に卸生姜を取合す事うま煮物の上に青々とした野菜を用ひた事、そばに刻み葱や卸し大根を用ひる事、ほうれん草や其他の野菜のひたしに當り胡麻や花鰹を用ふる事或は鰯や鯖と野菜のぬた等、一々數へる事が出來ないほど澤山に合理的な取合せをもつた料理があります、又カルシウムを攝取する目的の爲に煮干粉もよけれは炒粉もよくこれらは

骨と共に用ふるといふ處から出たものでありませう、この意味で小魚の佃煮類などは當を得たものと云ふべきでありましよう魚や鳥の内臟にはヴイタミンの含有量が多いから捨てぬ樣にとか何んとか此頃云はれてゐますがこれらも今更新しい事ではなく、既に古くから自然其ものゝ味を賞して用ひられてゐたのであります、例へばさんまは

内臟があつて始めておいしく喰べられるのだと、殊に江戸ッ子は喜んでゐたものです、又鮎なども内臟をぬきにしては下品としてあり、鰻の内臟は昔から肝吸物と云つて食通を喜ばし、鳥の内臟は「もつ」燒等と云つて賞味され、鯛や鰹其他魚類の内臟は種々な煮物やつけ燒として用ひられてゐたのです。

（村井政善氏談）

秋の夜長に お茶の風味

見別け方と飲み方

秋の夜長に家族的にお茶を樂しむのはよいものですその

◇お茶の見別け方は形狀、水色、香氣、風味を見分けて眞否を判斷するのが眞い方法で産地で區別するのは感心しません茶の形と云つてもこれは産地及び製造方法によつて一概には云へないが、茶の葉の揃つてゐる色澤が濃い綠色を帶びて居て若芽の多いものが眞いのです、京都、埼玉、の品は靜岡の品に比して形が劣ると云はれますがこれは製造方法が違ふためで必ずしも劣つてゐるとは云へません。最もよく判別出來るのは眞白な茶碗にお茶を入れて茶液がスッキリ透つて黃綠色のもの程よく褐色が多く濁つてゐるのは良くありません

◇お茶の保存法はお茶は乾海苔と同じく濕り氣や香ひの移り易いものですから保存の時は茶壺又は適當の容器に入れて置かねばなりません

◇お茶の飲み方はお茶を飲むには一度熱湯で急須や茶器

を温めた後茶の藥を約二匁位急須に入れて靜かに湯を注いでから飲むと美味しく飲むことが出來ます。急須は萬古燒が適當と云はれてゐます。

抱き方が悪いと 畸形兒になる

子守の心得

赤ちやんの抱き方法が悪いと骨が變曲してしまひます。若しそれが何年も續くと骨が不正な方向に發育して硬くなり同時筋肉も不正になつてついに矯正する事が出來なくなります。即ち之を畸形と云ふのであります。

◎……◎

何故斯やうに畸形になるかと云ふとおんぶし方が悪かつたり、抱き方が悪かつたりした爲でもありますが、なほ背骨が後方に彎曲するのは、赤ちやんにまだ力がない頃から起したり抱いたり、眞直に立たせたりした爲めに起りやすいのであります

◎……◎

又枕を用ひて赤ちやんを全く不自然的の直立の位置を長時間支持させると、缺陷が矯正されないのみか、却つて不結果を招く場合があります、若し子供が此の際氣のつかぬ間に寢れて眠りこむと重い頭は足の前にかゝるやうになります

◎……◎

丁度之と同じ理屈で抱き方が悪かつたり背負ひ方等が悪い場合にも同じ結果を生じます。つまり子守にはよく注意させないと、大事な赤ちやんの姿勢が悪くなり、遂に取りかへしのつかぬ事になるのであります。

どうすれば よく眠れる

一 よく眠れない人を調べてみると便秘してゐる場合がありますが、からいふ人は毎日便通をつける事であります

二 就寢前にアルコール分や濃厚なコーヒー、茶などの昂奮劑をとらぬ事です

三 臥床を整頓して、眠りよい位置に枕をおく事です

四 室内を暗くし、色彩からくる刺戟、音響から來る刺戟を斷つて出來るだけ靜寂にしなければなりません

五 家人は聲を高く出したり又は耳につくやうな私語は愼る事です

六 若發汗した時は下着を取替、又、敷布が濕つた時は敷布も取替ます

七 万一疼痛の伴ふ病氣を持つ者の場合は、その寢具、臥位等に注意する事、又繃帶のかけ方などにも注意する事です

九 頭部を高くし、四肢を輕く擦つてやる事もよい事です

地方便り

福堂會生る

刑務職員幷その遺家族の援護を目的とした嚆矢の事業

豫て京都市内外在住の有力者間に於て計畫せられつゝあつた京都刑務所に在職し又は在職せし刑務官吏又は遺家族の援護を目的とする京都刑務官後援會は、着々その進捗を見、昨年八月三十日名稱を財團法人福堂會とし基本金九萬圓にて設立認可申請をなしたるが、本年七月十三日を以て認可指令に接し、翌月三日設立者總會、引續き八日評議員會を開き、役員の選任を了り、今月十三日愈法人設立の登記を了り、玆に呱々の聲を擧げたが、この種の財團法人設置は吾が刑務界に於ける嚆矢である。その事業とするのは、

一、金圓を贈與すること 二、在職中又は職務の爲め傷痍疾病により其職に堪へずして退職したる後、死亡したる者の祭祀を施行する事 三、住宅を供給する事 四、行刑に關する圖書繪畫等を蒐集し刑務職員の研究に供すること 五、時々演武會、講演會又は慰安會を開催すること 六、前條職員の家族又は遺族にして中等學校以上の學生生徒に學資金の貸與を爲すこと 七、其他

など、顧問は谷田三郎、田中有橋、古賀行倫氏等外五氏、理事は飯田新七、奥村安太郎、菅野松次郎、藤井音次郎、飯田高朗の五氏、その他監事、評議員何れも本會設立上の功勞者を網羅して成つて居る、この企ては、前典獄住江敬義氏の時代に端を發し、現典獄飯田高朗氏その後を繼承し、今日その目的を達成した譯である。事務所は、京都市竹屋町通柳馬場東入土屋町合一番地、本年度豫算は四千五百圓を計上して居る。現に刑務協會主事の職に在る住江敬義氏は語る、

私が京都刑務所長在職當時のこと、大正十二年七月二十五日であつた、藤井音次郎、菅野松次郎の兩氏が、刑務所參觀に來られたので、行刑の實況から刑務官に適材を得ることが行刑の改良進展上肝要であることを說明し、之れを得る方法としては社會の有力なる同情者に依つて刑務官後援會の組織が適當である旨希望を述べ、且つこの當時刑務協會々長から、基本金募集方の要求があつたので、この割當額壹萬五千圓も、この後援會名義で醵金せられるならば一擧兩得である、幸にこれに御贊成を得て此事業を達成せしめたいと懇請すると、兩氏は即座に快諾せられ直に着手することになつたのであるが、その年九月一日に關東の大震火災があつたので、自然實行中止の姿となつた、後一年してこの話は再燃し即ち十三年九月に入り、藤井氏は京都地方裁判所檢事正の協力を請ひ、地方有力者を勸說して、熱心なる二十有餘名の贊同を得たので實行に著手し、爾來谷田控訴院長始め當局者幷各方面の深厚な同情によつてこの結果を見るに至つたのである。福堂會の組織は實に司法部内嚆矢の擧で誠に喜ばしい次第である。」と。

に殘つたキノコの本體は、さほど毒がなくなるのである。

◎……◇……

然るに、他地方の人々が信州に入り込んで、信州人の眞似をして有毒のものを食ひ、よく中毒死亡することがあるが、これは、その料理法を知らないからであつて、注意すべきことである。

◇……◇

又茯苓と稱するものは、松の地中にある根に生するキノコ類の一種であつてこれを探すには、鐵棒で松の根の張つて居るあたりを、づぶ〳〵とつついて探すのである。これは利尿劑、下熱劑などに用ゐられ、古來殊に漢藥としては必要不可欠なものとされて來た。麥角とは麥の穗に生ずるキノコの一種で出産後の止血劑として賞用されるものである。

矯正図書館

○八王子少年刑務所開廳式(口繪)

八月廿日午前十時より八王子少年刑務所開廳式が擧行された。當日來賓の重なる人々は、司法省側より大臣代理岡部書記官、又刑務協會長として松井行刑局長臨席、尚刑務所長としては、有馬豊多摩、佐藤巣鴨、秋山市ヶ谷、赤城川越等で、其他八王子武藤市長代理又北村市會議長代理、八王子市南多摩郡醫師會長、小西氏東京府藥劑師八王子支部長肥沼氏等百四十名であつた。先づ作業主任より一應の報告あり、次で所長渡邊播太郎氏より詳細なる報告を兼ねたる式辭があり、それから司法大臣代理の祝辭朗讀があり之に續いて刑務協會長の祝辭朗讀があつた。尚續いて八王子市長及市會議長の代讀祝辭、醫師會長、藥劑師支部長等の祝辭朗讀もあつた。かくて式を閉ぢ、所長は來賓を案内して所内を一巡し說明した。

本所は、敷地三千三百坪、建坪千百六十坪で、收容少年の作業としては風船玉張り、味噌釀造、養鷄、養兎等である。敎育に就ては東京帝大の低能心理專攻の助敎授を聘し、其の方針を立つてゐる。敎容者に對する大體の規律と待遇は、之を普通刑務所に比して聊か異にしプールの設備もある。工事は奬女監の材木も利用し約七萬餘圓を要した。當日刑務協會長の祝辭は左の通り

祝辭

八王子少年刑務所ノ新築工成リ本日其ノ開所式ヲ擧クルニ至リタルハ洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

晩近犯罪少年ノ增加ニ伴ヒ少年犯罪問題ハ一個ノ重要ナル社會問題トシテ取扱ハルルニ至リ各國ハ競ツテ之ト法制ノ完備ト施設ノ改善トニ努メツツアルノ狀況ナリ我國ニ於テモ大正十二年少年ノ保護ニ關シ特別ノ規定即チ少年法ヲ設ケテ最近ニ於ケル刑事政策ノ理論ニ基キ不定期刑ノ制度ヲ採用シ一面亦同法ノ趣旨ニ則リ澤次少年刑務所ヲ特設シ訓育主義ニ依リ不定期ノ善用ヲ全カラシムルコトヲ期シツツアリ

然ルニ是等犯罪少年中ニハ精神異常ノ爲罪ノ犯スモノ決シテ尠カラス而モ是等異常少年ハ普通ノ敎養方法ヲ以テシテハ到底改化歸善ノ實ヲ擧クルヲ得サルノミナラス一面亦其ノ處遇ハ行刑上最モ困難トスルモノニシテ之等ノ普通少年刑務所ニ拘禁シ他ノ少年ト同一ノ處遇ヲナスハ少年敎化上遺憾ノ點尠カラサリキ是ニ於テカ當局ハ犯罪少年ニ對スル徹底的改善ヲ圖ル爲新ニ特殊少年刑務所ヲ設置シ精神異常少年ヲ集禁シテ之ヲ科學的治療ヲ加フルト共ニ適切ナル敎育授産ヲ爲シ以テ將來獨立自營スヘキ資質ヲ養成セントノ計畫ヲ實施シタルハ洵ニ時宜ニ適シタルモノナリト謂フヘシ惟フニ是等異常少年ハ之ヲ放置スルニ於テハ遂ニ社會ノ落伍者トナリ或ハ社會ニ害毒ヲ流スニ至リ其ノ末路ハ實ニ慘然タルモノアリシニ斯ル特殊行刑施設ノ效果ニ依リ矯正改善ノ實ヲ擧ケ社會有用ノ材タラシムルコトヲ得ハ社會ニ貢獻スル所甚大ナリト謂ハサルヘカラス而シテ斯ル困難ナル事業ハ固ヨリ特質的設備ノ完備ニ俟ツ所アリト雖モ寧ロ其ノ職ニ當ル者ノ誠實熱心ナル敎導ト周到適確ナル處置トニ依リテ其ノ效果ヲ顯スモノナルコトハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ

今ヤ廣舍ノ新築成リ諸般ノ設備完全セリ翼クハ本所職員諸氏此機ニ於テ新進ノ意義ヲ以テ精進努力以テ本所創設ノ目的ヲ達成セラレンコトヲ聊カ所感ヲ陳ヘテ祝辭トナス

會報

○補助

本年春小田原少年刑務所建築工事落成式擧行に付本會よりは特定拘禁場として一般社會に紹介する適當の措置と認め金百五十圓を補助し、又去る八月二十日八王子少年刑務所開廳式擧行に當り同理由の許に金百圓補助した。

○保健幷作業技術官實務講習生

刑務所名	保健技師	保健技手
市谷	豐川良貞	
豐多摩	杉下學人	
横濱	榮田榮穗	
前橋		
靜岡		大谷靜夫
新潟		石橋無事
大阪		笠季人
高松		辻一
名古屋		安藤彌雄

刑務所名	作業技師	作業技手
市谷	内藤武治	
豐多摩	豐田作治郎	
横濱	飯島長治郎	
前橋	皆川松治郎	
靜岡	富島五郎次	
新潟		島山米吉
大阪		岸野春一

○實務講習會

刑務所保健作業の技師技手の實務講習會を九月十五日より十月十四日迄一ケ月間

刑務所の保健並作業の技術官の實務講習會を九月十五日より十月十四日に至る一ケ月間開くことになつた、講習生並科目は左の通りである。

三　重　草野勝之助
山　口　佐々木豐成
岡　山　重信琢雄
福　岡　江口鐵一
大　分　中家楯治
熊　本　龜井龍喜
鹿兒島　廣田四熊
福　島　鈴木仁次郎
札　幌　岡本榮作
網　谷　
久留米（少年）　多田隈久
盛岡（少年）

湯川左右
長谷川兼好

佐藤重吉

○衛生技術官講習科目時間數講師

學科目	時間數	講師氏名
內科學	六	東大教授 島薗博士
〃	六	塩谷博士
〃	四	眞鍋博士
外科學	六	塩田博士
眼科學	六	石原博士
〃	六	増田博士
耳鼻咽喉科學	六	遠山博士
皮膚病花柳病學	六	〃

○作業技術官講習科目、時間數、講師

學科目	時間數	講師氏名
刑事政策	八	行刑局長 松井和義
行刑法規（拘禁及戒護）	六	司法書記官 辻敬助
〃（作業）	六	〃 正木亮
〃（敎化及釋放）	四	〃 岡部常
〃（衛生）	六	司法省衛生官 芥川信
刑事手續	六	司法書記官 池田克

精神病學	八	三宅博士
細菌血清學	六	竹內博士
精神考査學	六	桑田博士
性慾生理學	四	永井博士
工場衞生	四	橫手博士
輓近ニ於ケル結核研究ノ趨勢	四	佐藤博士
行刑衞生	一〇	司法省衛生官 芥川博士
刑事政策	八	行刑局長 松井和義
行刑法規	六	司法書記官 辻敬助
〃	四	岡部常
刑事手續	六	池田克
行刑法規	六	正木亮
司法保護	六	司法省保護課長 岩村通世
行刑實務	二	典獄 有馬四郎助
〃	二	秋山要

（見學四日間）

司法保護	六	司法省保護課長 岩村通世
會計法	四	司法書記官 岡部常
作業實務	四	司法屬 鑓山俊治
會計實務	四	〃 大原虎夫
企劃	四	司法省囑託 前田靜雄
工場管理	八	淺草專賣局技師 神田孝一
勞働能率の研究	六	商工省囑託 高橋醫學博士
敎育原理	四	東大敎授 春山作樹
經濟概論	六	〃 河津暹
職業敎育（指物）	四	東京高等工藝敎授 木檜恕一
〃（金屬）	四	東京高等工業敎授 關口八重吉
〃（染織）	四	〃 齋藤俊吉
〃（印刷）	四	東京高等工藝敎授 伊藤亮次
時間外實地指導	二	典獄 大野數枝
〃	二	〃 佐藤乙二
科外講義	二	東大敎授 牧野英一

（見學箇所は十六ケ所）

○第十九回刑務官練習所

九月十五日より開所

入所生五十四名

第十九回刑務官練習所は、九月十五日より開所し其入所生並科目、時間數、擔任講師及見學場所等は左の通り

刑務官練習生名簿

（昭和貳年度）

着席順	刑務所名	官名	氏名	
1	小菅	看守	矢島國男	16 德島
2	市谷	仝	松浦勇	17 名古屋
3	仝	仝	齊藤清	18 奈良
4	豐多摩	仝	宮城昇	19 金澤
5	仝	仝	内藤惠彰	20 仝
6	巢鴨	部長	島垣潤二	21 廣島
7	千葉	看守	景山守三郎	22 岡山
8	水戸	仝	岡田悌一	23 長崎
9	宇都宮	仝	久保國作	24 福岡
10	前橋	仝	砂邊松峯	25 仝
11	長野	仝	北澤逸司	26 仝
12	京都	仝	山田稻雄	27 三池
13	大阪	仝	芝哲朗	28 熊本
14	仝	仝	城元米吉	29 宮崎
15	仝	仝	上野德	30 沖繩
16	德島	看守	戸村茂樹	31 宮城
17	名古屋	仝	富田兼松	32 福島
18	奈良	仝	本茂	33 秋田
19	金澤	仝	多數隨	34 青森
20	仝	仝	谷尾信次	35 札幌
21	廣島	部長	平林龜吉	36 小田原
22	岡山	仝	高森源一	37 姬路
23	長崎	仝	齊藤清	38 岩國
24	福岡	仝	宮城昇	39 久留米
25	仝	仝	内藤惠彰	40 北海
26	仝	看守	鬼木長平	41 京城
27	三池	仝	岩花辰次	42 西大門
28	熊本	仝	松野岩吉	43 平壤
29	宮崎	仝	大木清市	44 新義州
30	沖繩	仝	平良寬辰	45 晉州
31	宮城	仝	阿部友藏	46 大邱
32	福島	部長	西坂忠次郎	47 光州
33	秋田	部長	小野寺壽雄	48 木浦
34	青森	看守	小泉泰衛	49 臺北
35	札幌	部長	西村孝平	50 臺中
36	小田原	看守	長谷川幹雄	51 新竹
37	姬路	部長	野村賀之	52 名古屋
38	岩國	仝	高本三郎	53 廣島
39	久留米	看守	碇孫市	54 宮城
40	北海	部長	山崎嘉一郎	
41	京城	仝	後藤保治	
42	西大門	仝	白石關太郎	
43	平壤	仝	早川玫近	
44	新義州	仝	李容九	
45	晉州	仝	大石泉	
46	大邱	仝	高波周七	
47	光州	看守	和田義一	
48	木浦	仝	松浦秀雄	
49	臺北	部長	今野四郎	
50	臺中	仝	唐川弘	
51	新竹	看守	板垣康	
52	名古屋	取締	伊藤まさ子	
53	廣島	仝	辻村ふさの	
54	宮城	仝	丸田なべ	

（以上五十四名）

授業科目並擔任講師時間數及見學場所

授業科目	豫定時間數	講師名
刑事政策	二〇	法學博士 林頴三郎
刑法總論	三〇	刑事局長 泉二新熊
刑法各論	四〇	行刑局長 松井和義
行刑法 總則、敎誨、戒護、作業、賞罰、釋放、死亡、敎誨敎育、接見、信書、給與、領置、衛生及醫療	四〇	書記官 辻敬助
	四〇	仝 正木亮
	三〇	仝 岡部常
	二〇	衛生官 芥川信
刑事訴訟法 第一編及第二編第三章迄 第二編第四章以下	三二	書記官 池田克
	三二	檢事 森山武市郎
法學概論 私法概要	一四	判事 藤井五一郎
法學概論 公法概要	一四	仝 垂水克巳
犯罪心理及適性檢査	二〇	文學士 石井俊瑞
會計法	一二	書記官 岡部常
工場管理及能率增進	一四	專賣局技師 神田孝一
社會敎育及成人敎育	一八	文學博士 春山作樹
犯罪社會學	一二	文學士 佐々木英夫
少年法及少年保護	一六	司法省保護課長 岩村通世
釋放者保護	二〇	常務理事 香川又二郎
行刑實務 敎化（被告人處遇法及職制、階級處遇法）	八	刑務所長 有馬四郎助
	八	仝 秋山要
作業	八	大野數枝
	八	仝 佐藤乙二
敎誨	四	敎誨師 武田慧宏
	四	仝 富井隆信
指紋	八	司法省屬 仁科正次
指紋	八	仝 山本作藏
刑務	四	司法省 長山始
仝	四	仝 神本直助
經理一般	一〇	仝 大原虎夫
豫算	四	仝 松岡民五郎
作業及契約	八	仝 鍬山俊治
營繕	四	仝 永原萬吉

思想犯人の處遇

文章構成	一〇	書記官 瀧川秀雄
仝	一四	主事 住江敬義
操練	一〇	仝 近藤亮雅
武術練習（劍道、柔道）	二五	府立一中學校敎師 水谷嘉市
	一五	市谷刑務所囑託 白上留彥
		伊藤四男

外科

國民經濟	一〇	法學博士 小林丑三郎
財政講話	四	法學士 橋田丑吾
修養講話	一四	加藤咄堂
仝	六	香川理事
國民醫察	一〇	法學博士 松井茂
行刑建築	六	司法省 濵野三郎
少年保護實務	八	技師 洋大敎授 勝水淳行

見學ヶ所

1 小菅刑務所
2 市谷刑務所及浴風園
3 母子ホーム（女監）二葉保育園（取締）
4 養育院（板橋又ハ巢鴨）及瀧ノ川學園（女監取締）
5 小田原少年刑務所
6 栃木支所（女監取締）
7 八王子少年刑務所及多摩少年院
8 府中刑務所及多摩陵參拜
9 鐘淵紡績工場
10 王子製紙工場
11 煙草專賣局工場（淀橋又ハ淺草藏前兩所ノ內一ヶ所）
12 橫須賀海軍工廠及軍艦
13 橫濱市社會館及神奈川縣遞信會
14 社（東京朝日新聞社又ハ東京日日新聞社）
15 宮城拜觀及新宿御苑拜觀

○第十九回刑務官練習所開所式

作業並保健技術官講習會も同時に開設

第十九回刑務官練習所は九月十五日午前十一時より刑務官練習所第一講堂に於て開所式を擧げたが、來賓は本省高官はじめ在京刑務所長並に刑務協會職員等賑しく參列盛會であつた。

香川刑務協會理事司會の下に式は開かれ勞頭練習所長松井行刑局長は練習生に對し訓示を述べ、

刑務事業の改善には種々の施設を必要とする。すなはち制度の完備、設備の充實と云ふことをまづ第一にやらなければならぬ。制度け事業をなすの根本であり、いかに設備そのものが十分であつても、制度が惡かつたならば滿足た機能を發揮することが出來ないがまたいかに制度が完備されてゐても、これに伴ふ設備が十分でなかつたならば、事業が具體化して來ない。だからこの二つは非常に必要である。ところがこの二つが如何に完全であつても、それを運用するに人を得なかつたならば、何うにも仕樣がない。幸にして現職にあられる各刑務所長はいづれも識見に富み且つ實務練達の士ばかりであるから長たる人々のみでは出來るものではない。所長の手足となつて働くところの部下に人を得なければならぬのである。現在刑務所の幹部となつて勤務されてゐる人々は、大部分が刑務官練習所の出身であつて、云はゞこの練習所は一人前の刑務官として立たれる爲の資格を得るところであるとも云へるのである、この意味に於て諸君は入所中學ばれるところの學科に勉勵されると同時に、諸種の施設につき見學されて、十分練習の目的を達するやうになされたい。本練習所に講師として出講される方々は、いづれも專門の方々であるが多忙中の時間をさいて出講されるのであるから、その心して聽講されたいと思ふ。

と云ふ意味のことを懇々と訓諭されるところあり、次で香川理事より、注意事項として

諸君は練習生の一人ではあるが、しかし實際は一地方を代表する人であり一刑務所を代表する人であるのだから、まづ健康に注意すると共に、練習中は學科なり見學なりにつき、物見遊山の氣分をさけて眞面目に夫々勉强されたい。講師は所長からお話のあつたやうに非常に多忙中を繰合せ出講になるのだから、時間の變更もあるかも知れぬし、多少遲れる時もあるかも知れぬが、さう云ふ時にノートの準備のないやうなことのないやう、又講堂に出揃はぬやうな不仕末のないやうにしたい。その他講堂の昇降、履物のことにつきても注意し、事務所との連絡の爲代表者を選ばれたきこと、寄宿舍以外に宿泊される人々は屆出をされ且つ變更したる場合は即時屆出をされたい。

次で秋山幹事は寄宿舍のことにつき二三の注意をされた。

なほ午後一時より同時に開かれる保健並作業技術官講習會の開所式を擧行したが、午前中のプログラムと同樣式次にて開會された、松井所長は

普通練習所と異り、高等敎育をうけられたる諸君を講習する必要はなきも、刑務所の事業は一般的の知識經驗のみではなし遂げられるものではなく、矢張り專門的にすべてを取行はねばならぬのであるから、特に一ケ月間諸君を召集して特別の講習を開いたのであること、殊に作業技師方にはその收容者の作業指導に釋放後の保護と云ふ考を加へて貰はねばならぬ。

旨を希望された。

香川理事よりも同樣の注意事項あり、見學箇所については當方に於て相當と認むべきところを指定したのであるが尙御希望のところあれば申出られたい旨をつけ加へた。

* * *

× × ×

釋放者保護事業宣傳デー

——東京と横濱に於ける狀況——

每年全國の釋放者保護會は、九月十三日を以て、保護事業宣傳デーとし種々の方法を考案して宣傳を行つて居るが、本年、東京釋放者保護事業聯盟は、ラヂオ放送と、浪曲大會を以てすることにした。即ちラヂオ放送は當日の十三日に泉二刑事局長の講演に決定して居たが、恰も久宮殿下御降誕に付この御慶事奉祝週間に當つたので、放送局からの交涉により十八日に延期放送した。浪曲大會は浪界の元老吉田奈良丸氏が本事業の援助を申込んだ處より、輔成會は氏を囑託員となし、聯盟は氏と協議の末、十日より三日間青山會館に於て、氏一座の浪曲を興行した。この際講演及ポスター並ビラによつて宣傳に努めた。横濱地方の保護會は、この奈良丸氏一座の浪曲會を十三、十四の兩日開港記念館に於て開催した。

輔成會は本年の宣傳デーの爲に、新にポスター及ビラ數万枚を印行して配付した

× × ×

矯正図書館

叙任辭令

補長野刑務所飯田支所長　看守長　松野八藏（横濱）
依願免本官　　仝　平野宗一郎市谷）
任保健技師命巢鴨刑務所勤務十級俸下賜　保健技手　宮原淳（巢鴨）
任保健技師命熊本刑務所勤務十級俸下賜　仝　龜井龍喜（熊本）
任保健技師命横濱刑務所勤務　眞木修平（横濱）
給五級俸（死去）　典獄補　永鹽徹（鳥取支長）
叙従七位　正八位勳八等　内田德三郎（看守長）
叙従六位　正七位勳六等　渡邊播太郎（典獄補）
叙従七位　成田德太郎（保健技師）
叙勳五等授瑞寶章　從六位勳六等　長山又四郎（典獄）
叙勳六等授瑞寶章　勳七等　山本定次郎（保健技師）
叙勳七等授瑞寶章　勳八等　津金晉太郎（看守）
仝　仝　今林精一（仝）
仝　從七位勳八等　金澤公炳（看守長）
叙勳六等授瑞寶章　從六位　古矢嘉助（保健技師）
叙勳八等授瑞寶章　守田千松（看守長）
仝　境外次郎（仝）
仝　坂本忠國（看守）
朝鮮總督府敎誨師　平野護（新義州）
奏任官ヲ以テ待遇セラル八級俸下賜命新義州刑務所在勤
朝鮮總督府敎誨師　百濟慶勝（全州）
奏任官ヲ以テ待遇セラル八級俸下賜命全州刑務所在勤
朝鮮總督府典獄補　富田艮吉（木浦）
任朝鮮總督府典獄叙高等官五等六級俸下賜補木浦刑務所長
朝鮮總督府看守長兼屬　藤田吉平（京城）
任朝鮮總督府典獄補叙高等官七等六級俸下賜
補公州刑務所清州支所長　朝鮮總督府典獄　小松數馬（大邱）
四級俸下賜
依願免本官　朝鮮總督府典獄　清原孝太郎（開城）
命大邱刑務所長心得　朝鮮總督府典獄　野村光輝（金泉）
補開城少年刑務所長　朝鮮總督府典獄　不動藤太郎（清津）
補金泉少年刑務所長　朝鮮總督府典獄補　力武竹一（清州）
補清津刑務所長　朝鮮總督府典獄補　古賀大藏（西大門）
兼任朝鮮總督府屬命法務局勤務　朝鮮總督府看守長　本山庄一（西大門）
任朝鮮總督府屬兼看守長給月俸七十圓命法務局勤務命京城刑務所在勤　結城孝壽（金泉）
朝鮮總督府看守長給九級俸命西大門刑務所在勤　朝鮮總督府看守長　清水義亮（大邱）
命平壤刑務所在勤　朝鮮總督府看守長　角田林二（平壤）
命大邱刑務所在勤　朝鮮總督府看守長　渡邊豊（西大門）
免本官專任看守長給五級俸　朝鮮總督府屬兼看守長　鈴木磯一（西大門）
命京城刑務所在勤　朝鮮總督府看守長

刑務令規

○司法大臣訓令

（昭和二年八月十日司法省行刑局行甲第一、〇八六號）

大正十三年十一月行甲第一、八〇〇號訓令女受刑者收容區分中左ノ通改ム

右訓令ス

京都宮津支所ノ項「鐵路少年」ノ下ニ「松江」ヲ加フ

○行刑局長通牒

◇受刑者移送ニ關シ注意ノ件通牒

（昭和二年八月六日行甲第一〇七四號）

作業經營上受刑者ヲ移送スル場合ニ於テハ豫メ移送者ノ罪質刑期年齡性行技能ノ良否其他釋放後ノ生活狀態等ヲ充分考査シタル上其移送認可ヲ上申スヘキハ言ヲ俟タサルトコロニ有之候得共往々ニシテ其考査杜撰ナルノ結果又ハ移送ニ應シタル刑務所ニ於テ不良者ヲ厄介拂センニ於テ移送受刑者ヲ豫定ノ業種ニ就カシムルコト能ハサル場合アリ斯クテハ移送ノ爲メニ受刑者ノ改善釋放後ノ生計ニ極度ノ不利益ヲ惹起スル事ト相成候條向後ハ一層此ノ點ニ御注意相成リ移送後ニ於テ原ノ業種ヲ變更スルカ如キ場合ヲ生スルヤ否ニ付テハ特ニ周密ナル調査ヲ爲シタル上移送認可ノ上申相成候樣致シ度

◇不定期刑ニ對スル減刑ノ件

（昭和二年八月十日行甲第一〇八五號）

犯時十六歳未滿ノ者ニ對シ短期ト長期トヲ定メテ言渡シタル刑ニ付テハ昭和二年勅令第十二號減刑令第四條第二項本文ニ依リ短期及長期ニ付刑期ノ三分ノ一ヲ減スヘキモノナルニ拘ラス長期ノミニ對シ減刑ヲ爲シ短期ニ付テハ減刑ヲ爲ササルモノ有之今回假出獄上申ニ於テ二三之ヲ發見致候右ハ前記減刑令第四條第二項ヲ誤解シタルモノト思料致候就テハ貴所ニ於テ右該當ノモノ有之候ハヽ然ル正相成度申進候

◇刑務職員ノ言動ニ關スル件通牒

（昭和二年八月十一日行甲第一〇九三號）

刑務職員ノ言動ハ直ニ收容者ニ反映シ敎化上著シキ影響ヲ及ホスハ勿論濫ニ收容者ノ名譽感情ヲ毀損スルカ如キコトアラハ其ノ結果トシテ行刑ノ公正ヲ謬ル虞アルノミナラス一旦斯ノ如キ處遇ヲ受ケタル者ハ永ク官憲ニ反感ヲ抱クニ至ルナキヲ保シ難ク又刑務職員自身ヨリスルモ權力ヲ恃ミノ之カ行使ニ狎ルル結果ハ不知不覺ノ間ニ世態人情ト遠カリ社會ノ變遷人心ノ趨向ニ對スル理解ヲ失ヒ行刑ノ效果ヲ期シ難キニ至ル虞アリ引テハ刑務所ノ威信ニモ至大ノ關係ヲ及ホス次第ナルヲ以テ此ノ點ニ付テハ平素格段ノ注意ヲ拂ハレ居リ候儀トハ思料候（共最近某刑務所ニ於テ一看守カ收容中ノ水平社同人ニ對シ差別的言辭ヲ弄シタリトノコトヨリ水平社ノ憤激スル所トナリテ重大ナル物議ヲ釀シ又門衞看守其ノ他ノ職員カ往

矯正図書館

々外來者ニ對スル應接若ハ電話ノ應待等ニ不遜ノ態度ヲ示シ或ハ不親切ナル取扱ヲ爲スコトアリトノ非難ヲ屢々耳ニスルコト有之候前者ニ付テハ日下事實調査中ニ屬シ未タ其ノ眞相明ナラス候ヘ共斯ノ如キ事案ノ爲ニ世間ノ物議ヲ買ヒ又ハ非難ヲ受クルニ至リタルハ寔ニ遺憾ノ次第ニ被存候間將來刑務職員タル者ハ深ク其ノ言動ニ留意シ且其ノ職務ノ極メテ重要ニシテ其ノ責任モ亦從テ重大ナルコトヲ自覺シ行刑ノ運用ヲシテ公正ナラシムルコトニ努メ外來者及收容者等ニ接スルトキハ嚴肅ノ態度ト眞摯ノ擧動ヲ保チ常ニ中正穩健ヲ旨トシ傲慢不遜ノ態度又ハ不親切ノ取扱ニ出ツルコトナキハ勿論侮蔑其ノ他卑俗ナル言辭ヲ用フルコトナク總テノ言動ニ於テ非議セラルルカ如キコト無之樣今後共一層御配慮御努力相煩度候

◎保釋取消ノ場合ニ於ケル拘禁刑務所ニ關スル質疑回答ノ件通牒

（昭和二年八月十三日 行丙第一一〇四號）

別紙御參考ノ爲參進候也

（別紙）（甲號）

名刑發第一六二四號 昭和二年六月八日

名古屋刑務所長

司法省行刑局長宛

保釋取消ノ場合ニ於ケル拘禁刑務所ノ件

第一審裁判所ニ於テ近接ノ刑務所ニ拘禁中ノ被告人ニ對シ保釋ヲ許可シ假ニ之ヲ釋放シタル處被告事件控訴裁判所ニ繫屬シ審理中同裁判所ニ於テ保釋ヲ取消スニ至レリ右ノ場合被告人ヲ復歸セシメ拘禁スル可キ刑務所ニ付左ノ二說アリ何分ノ御意見承リ度

甲說 保釋取消ノ場合ニ於ケル拘留ハ保釋許可前ニ發セラレタル拘留狀ノ效力ニ基クモノニシテ然モ該拘留狀ニハ被告人ヲ控訴裁判所々在地ノ刑務所ニ移スヘキ箇所トシテ第一審裁判所々在地ノ刑務所指定シアルハ勿論其ノ他現行刑事訴訟法ハ第三百九十八條第三項ニ於テ控訴ノ場合被告人刑務所ニ在ル時ハ第一審裁判所檢事ハ被告人ヲ控訴裁判所々在地ノ刑務所ニ移スヘキ旨規定シ被告事件控訴裁判所ニ繫屬セハ同裁判所々在地ノ刑務所ノ長ニ執行ヲ指揮シ被告人ヲ同刑務所ニ拘禁シ得ル法意ハ拘留ノ繼續スルト否トニ因リ其歸結ヲ異ニスル可キ謂レナク從テ控訴審ニ繫屬中保釋ノ取消アリタル場合被告人控訴裁判所々在地ニ現在スル時ハ控訴裁判所檢事ハ直接同裁判所々在地ノ刑務所ノ長ニ執行ヲ指揮シ被告人ヲ同刑務所ニ拘禁シ得ルモノトス蓋シ拘留狀ニ指定セラレタル箇所カ第一審裁判所々在地ノ刑務所ナルノ故ヲ以テ同刑務所ノ長ニ

乙說 現行刑事訴訟法ハ第三百九十八條第三項ニ於テ控訴ノ場合被告人刑務所ニ在ル時ハ第一審裁判所檢事ハ被告人ヲ控訴裁判所々在地ノ刑務所ニ移スヘキ箇所トシテ第一審裁判所々在地ノ刑務所指定シアルハ勿論其ノ他現行刑事訴訟法ノ手段ナシト解ス今假ニ乙說ニ從ヒ被告人ヲ拘留狀ニ指定セラレタル以外ノ刑務所ニ拘禁シ得トセハ刑事訴訟法第九十七條第四項ノ規定ハ空文ニ終ル結果ニ至ル可キヲ以テナリ

（昭和二年八月十三日 行丙第一一〇四號）

執行指揮ヲ爲シ更ニ之ヲ控訴裁判所々在地ノ刑務所ニ移スカ如キハ其手續迂遠且ツ煩瑣ニ過キサレハナリ

（乙號）

行丙第一一〇四號 昭和二年八月十三日

司法省行刑局長

名古屋刑務所長宛

保釋取消ノ場合ニ於ケル拘禁刑務所ニ關シ疑義ノ件

六月八日名刑發第一六二四號ヲ以テ御問合相成候標記ノ件了承右ハ貴問乙說ヲ相當ト思考致候條御了知相成度候

◎騷擾其ノ他ノ事件ニ付多數入所者アリタル場合ノ處置ニ關スル件通牒

（昭和二年八月十七日 行甲第一一二四號）

近時勞働小作其ノ他ノ爭議ニ關スル騷擾事件等各地ニ勃發シ送ニ檢擧ヲ見一時ニ多數ノ未決拘禁者ヲ收容スルニ至ルコト往々有之殊ニ設備狹少戒護職員ノ少數ナル支所出張所ニ在リテハ拘禁上不測困難ヲ來スコト可有之ト思料致候此ノ如キ場合ニ於テハ夫々機宜ノ措置ヲ執リ事件審理上支障ナキヲ期セラレ居リ候コト、ハ存シ候ヘトモ中ニハ設備及戒護職員不足ノタメ成ルヘク收容ヲ避ケントセラルヽ向モ有之ヤニ聞キ及ヒ候右ハ事情止ムヲ得サルコト、被思料候ヘトモ斯クテハ檢察當局ニ於テモ充分ナル檢擧ヲ爲スヲ得ス遂ニハ檢カラサル結果ニ立至ルカ如キ場合ナキヲ保セス甚タ遺憾ノ次第ニ有之候就テハ此ノ如キ場合ニハ直ニ本所ヨリ應援ノ爲職員ヲ派シ或ハ檢事局ト協議ノ上審理ニ支障ナキ範圍内ニ於テ本所ニ移送シ自動車其他ニ依リ出廷セシムル等機宜ノ處置ヲ執リ事情ノ許ス限リ檢察當局ノ便宜ヲ計リ拘置場トシテノ職能ヲ充分ニ發揮スル樣特ニ御留意相成候樣致度此段申進候

◎刑務所統計樣式中改正ノ件

（昭和二年八月十九日 行甲第一一二〇號）

大正二年十月司法省訓令第七號刑務所統計第十九表作業ノ收支樣式中左ノ通リ改正シ昭和二年中分ヨリ實施相成度依命此段及通牒候

一、作業支出高ノ項就業費ノ區分ヲ左ノ通リ改ム

作業材料（農業材料、漁業材料、工業材料）器具機械自動車其他 舟馬類 通信運搬費 作業技師技手俸給 勤勉手當 吏員旅費、傭人諸費、雜費 實習費、計

二、作業製品ヲ作業生產品ニ改メ製作品農作品ノ次ニ其他ノ欄ヲ加フ

三、作業成功高、作業收入高ノ各項官司業ノ區分中製品ヲ生產品ニ改ム

四、作業收支ノ進達期日五月十五日ニ改ム

（官報昭和二年八月二十九日所載）

○昭和二年八月廿九日司法省訓令第三號

刑務所非常時要務規程

○仝年仝月仝日司法省告示第三七號

長崎刑務所片淵支所ヲ浦上支所ニ改正

昭和二年四月中入出監並月末在監人員 （△ 減）

Prison Population during the Month of April, 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	37,478	4,019	4.348	37,149	37,478	39,670	△ 329	△ 2,521
刑事被告人	3,533	3,903	3,957	3,479	3,533	3,250	△ 54	229
勞役場留置者	344	427	438	333	344	225	△ 11	108
乳兒	10		2	8	10	15	△ 2	△ 7
總計 男	40,508	8,103	8,492	40,119	40,508	42,225	△ 389	△ 2,103
總計 女	857	246	253	850	857	935	△ 7	△ 85
總計 計	41,365	8,349	8,745	40,969	41,365	43,160	△ 396	△ 2,191

備考　內朝鮮人受刑者男665人　刑事被告人男103人、女1人、支那人受刑者男95人、刑事被告人男17人、女一人、露西亞人受刑者男2人、伊太利人刑事被告人男1人ナリ。

昭和二年四月末在所者人員表

The Number of the Inmates during the Mouth of April, 1927

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced 男 Male	女 Female	計 Total	刑事被告人 Prisoners Accused 男 Male	女 Female	計 Total	勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed) 男 Male	女 Female	計 Total	乳兒 Babies in Prison 男 Male	女 Female	計 Total	合計 Sum Total 男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.116	—	1.116	—	—	—	—	—	—		—	—	1.116	—	1.116
市谷 Ichigaya	239	17	256	803	17	820	24	—	24	—	—	—	1.066	34	1.100
豐多摩 Toyotama	1.007	—	1.007	—	—	—	4	—	4	—	—	—	1.011	—	1.011
巢鴨 Sugamo	1.909	—	1.909	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1.911	—	1.911
橫濱 Yokohama	450	2	452	81	4	85	8	—	8	—			539	6	545
千葉 Chiba	796	1	797	46	2	48	5	—	5	—	—	—	847	3	850
水戶 Mito	382	—	382	42	2	44	2	—	2	—	—	—	426	2	428
宇都宮 Utsunomiya	348	140	488	37	2	39	3	1	4	—	—	—	388	143	531
前橋 Maebashi	958	—	958	65	4	69	10	—	10	—	—	—	1.033	4	1.037
靜岡 Shizuoka	586	—	586	50	2	52	1	—	1	—	—	—	637	2	639

矯正図書館
刑政第40巻第10号

矯正図書館

甲府 Kōfu	629	—	929	22	1	23	3	—	3	—	—	—	654	1	655
長野 Nagano	668	9	677	31	2	33	10	1	11	—	—	—	709	12	721
新潟 Niigata	47	6	477	29	4	30	3	—	3	—	—	—	506	10	510
京都 Kyoto	861	136	997	67	1	68	14	2	16	2	2	3	943	141	1.084
大阪 Ōsaka	2.769	3	2.772	542	10	552	28	—	28	—	—	—	3.339	13	3.352
神戸 Kobe	1.352	1	1.353	112	3	115	32	2	34	—	—	—	1.496	6	1.502
奈良 Nara	607	—	607	28	1	29	5	—	5	—	—	—	640	1	641
滋賀 Shiga	362	—	362	56	2	58	—	—	—	—	—	—	418	2	420
徳島 Tokushima	458	14	472	22	1	23	4	—	4	—	—	—	484	15	499
高松 Takamatsu	772	2	774	15	—	15	4	—	4	—	—	—	791	2	793
高知 Kōchi	626	6	631	31	2	33	12	—	12	—	—	—	668	8	676
名古屋 Nagoya	1.605	71	1.676	118	7	125	9	—	9	—	1	1	1.732	79	1,811
三重 Mie	653	—	653	29	—	29	4	—	4	—	—	—	686	—	686
岐阜 Gifu	467	—	467	43	3	46	5	—	5	—	—	—	515	3	518
金澤 Kanazawa	548	21	569	48	2	50	—	—	—	—	—	—	596	23	619
広島 Hiroshima	1.028	90	1,088	71	1	72	19	—	19	—	—	—	1.118	61	1.179
山口 Yamaguchi	525	—	525	24	—	24	—	—	5	—	—	—	554	—	554

(36)

岡山 Okayama	738	3	741	126	10	146	9	-	9	—	—	—	883	13	896
松江 Matsue	578	17	595	71	2	74	3	—	3	—	—	—	652	19	671
松山 Matsuyama	524	1	525	41	3	44	5	—	5	—	—	—	570	4	574
長崎 Nagasaki	833	—	833	57	—	57	7	—	7	—	—	—	897	—	897
三池 Miike	1.317	—	1.317	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.317	—	1.317
福岡 Fukuoka	1.485	81	1.566	117	1	118	28	—	28	1	—	1	1.631	82	1.713
大分 Oita	341	—	341	20	1	21	—	-	—	—	—	—	361	1	362
熊本 Kumamoto	972	3	975	57	1	58	8	—	8	—	—	—	1.037	4	1 041
鹿兒島 Kagoshima	438	10	448	45	4	47	2	—	2	—	1	1	483	15	498
宮崎 Miyazaki	324	—	324	15	1	16	5	—	5	-	—	—	344	1	345
沖縄 Okinawa	285	6	291	17	—	17	2	—	2	—	—	—	304	6	310
宮城 Miyagi	763	61	824	44	5	49	4	—	4	—	—	-	811	66	877
福島 Fukushima	319	—	319	74	1	75	6	-	6	—	—	-	399	1	400
山形 Yamagata	256	—	256	11	—	11	2	-	2	—	—	-	269	—	269
秋田 Akita	415	—	415	15	—	15	3	—	3	—	—	-	433	—	433
青森 Aomori	259	—	259	26	1	27	3	—	3	—	—	—	288	1	289
札幌 Sapporo	1.074	59	1,133	84	1	85	10	1	11	2	—	2	1 170	61	1.231

(37)

刑政第40巻第10号

矯正図書館

函館 Hakodate	377	—	377	28	3	31	4	—	4	—	—	—	409	3	412
網走 Abashiri	553	—	553	8	—	8	2	—	2	—	—	—	563	—	563
釧路 Kushiro	316	—	316	4	—	4	1	—	1	—	—	—	321	—	321
小田原(少年) Odawara (for juvenil delinquents)	233	—	233	3	—	3	—	—	—	—	—	—	236	—	236
川越(同) Kawagoe (ditto)	281	—	281	—	—	—	—	—	—	—	—	—	281	—	281
姫路(同) Himeji (ditto)	352	—	352	25	—	25	4	—	4	—	—	—	381	—	381
岡崎(同) Okazaki (ditto)	230	—	230	33	—	33	—	—	—	—	—	—	263	—	263
岩國(同) Iwakuni (ditto)	270	—	270	1	—	1	—	—	—	—	—	—	271	—	271
久留米(同) Kurume (ditto)	355	—	355	27	1	28	1	—	1	—	—	—	383	1	384
盛岡(同) Morioka (ditto)	209	—	209	4	1	5	1	—	1	—	—	—	214	1	215
北海(同) Hokkai (ditto)	131	—	131	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131	—	131
總計 Sum Total	26.419	730	37.149	3.370	109	3.479	326	7	333	4	4	8	40.119	850	40.969

拘禁生活ノ衛生學的觀察……芥川信……(二一)

第一表　月名　二月一日　二月二十日

東京市ニ於ケル氣溫及氣濕ヲ中央氣象臺ヨリ得テ、比較シタルモノヲ次ノ如シ。

時	外界溫度 ℃	居室溫度 ℃	外界濕度 %	居室濕度 %	外界溫度 ℃	居室溫度 ℃	外界濕度 %	居室濕度 %
前 〇時	三、三	一二、三	六六、七	九八、八	三、三	一二、三	六八、七	九八、八
二時	三、七	一二、三	六六、二	九七、五	三、一	一二、三	七一、一	九七、九
四時	三、六	一二、六	七一、四	九七、六	二、八	一二、三	七二、五	九七、九
六時	三、四	一二、三	七一、七	九七、五	二、六	一二、三	七二、五	九七、九
八時	三、四	一二、四	七二、三	九七、八	二、七	一二、三	七二、五	九七、九
十時	三、八	一二、九	六六、六	九七、六	三、一	一二、四	七二、七	九七、九
後 〇時	四、三	一三、三	六四、二	九七、五	三、三	一二、四	七二、七	九七、九
二時	四、〇	一三、三	六五、二	九七、五	三、三	一二、四	七二、七	九七、九
四時	三、二	一二、九	六五、九	九七、六	三、一	一二、四	七二、七	九七、九
六時	三、一	一二、四	七〇、二	九七、五	二、九	一二、三	七二、五	九七、九
八時	二、七	一二、三	七一、七	九七、五	二、六	一二、三	七二、五	九七、九
十時	二、七	一二、三	七一、七	九七、五	二、六	一二、三	七二、五	九七、九
平均	三、三	一二、五	六九、四	九七、六	三、〇	一二、五	七二、五	九七、九

第二節　實驗ノ方法

南側ノ壁ニ接シ床面上七尺五寸ノ高サニ釣棚ヲ設ケ、此處ニ中央氣象臺ノ檢定セル正確ナル自記濕度計、及ビ自記濕度計（其他自記氣壓計ヲモ設備セリ）ヲ裝置シ毎時ニ於ケル此ノ記錄ヨリ毎日二時間時毎ノ記錄ヲ拔記シタルモノヲ各月毎ニ平均シ、一面同縱ノ基礎ニナレル東京市ニ於ケル氣溫及氣濕ヲ中央氣象臺ヨリ得テ、比較シタルモノハ次ノ如シ。

刑政第40巻第10号

月												
一月	居室濕度（%）	九五、九	九六、一	九六、四	八二、〇	八一、二	八三、七	九四、七	九四、八	九四、三	九〇、一	
	外界濕度（%）	七八、七	八〇、〇	七九、三	八〇、二	七三、四	六一、八	五七、三	五七、〇	六一、九	七〇、八	
二月	居室溫度（℃）	一〇、八	一〇、五	一〇、三	一〇、四	九、〇	九、三	九、七	九、八	一〇、一	一〇、九	一〇、〇
	外界溫度（℃）	四、九	三、六	二、九	四、九	八、〇	一〇、一	一一、一	一〇、五	八、三	六、七	六、六
	居室濕度（%）	八九、二	八九、八	九〇、四	八七、九	七五、三	七一、二	六八、九	七二、一	八三、二	八四、五	八一、三
	外界濕度（%）	八八、八	七四、〇	七四、四	七五、五	六二、一	五三、一	四九、三	四九、二	五〇、一	五九、二	六二、八
三月	居室溫度（℃）	一五、一	一五、八	一五、七	一四、九	一四、七	一四、一	一五、四	一五、五	一五、八	一五、五	一五、五
	外界溫度（℃）	一〇、四	九、八	八、八	一二、八	一三、一	一六、六	一六、九	一六、八	一五、八	一六、五	一五、五
	居室濕度（%）	八九、一	九〇、四	八七、九	八六、二	八一、六	八三、六	八一、六	八一、〇	八〇、二	八六、七	八一、三
	外界濕度（%）	七四、五	七四、〇	七五、五	六七、八	五九、二	五九、七	五六、八	五九、二	五九、八	七二、二	六二、八
四月	居室溫度（℃）	一五、八	一四、七	一四、九	一二、八	一二、一	一四、七	一四、一	一四、二	一四、九	一四、七	一四、一
	外界溫度（℃）	一二、四	一〇、四	九、八	一二、八	一三、一	一六、六	一六、九	一六、八	一五、八	一六、五	一五、五
	居室濕度（%）	八一、〇	八〇、二	八一、六	八六、二	九三、六	八三、七	八一、六	八四、一	八五、一	九〇、〇	八六、七
	外界濕度（%）	五九、二	五六、八	五九、七	六〇、一	六八、四	七三、五	七二、二	七二、二	七二、一	七二、二	七二、二
五月	居室溫度（℃）	一八、九	一九、一	一九、四	一七、八	一七、二	一九、八	一八、九	一八、六	一八、七	一八、九	一八、一
	外界溫度（℃）	一四、九	一四、四	一三、七	一四、一	一四、二	一五、六	一六、四	一五、六	一六、九	一六、九	一六、九
	居室濕度（%）	八八、三	八六、八	八九、三	八六、四	八五、五	八六、一	八四、四	八四、〇	八四、四	八七、七	八五、五
	外界濕度（%）	八六、七	八六、七	八七、三	七七、〇	七七、六	七七、九	七七、六	七七、〇	八四、六	八四、七	八四、七
六月	居室溫度（℃）	二三、五	二三、八	二三、五	二三、二	二三、九	二三、九	二三、七	二三、七	二三、七	二三、三	二三、二
	外界溫度（℃）	一九、六	一八、七	一八、一	一八、七	二一、六	二一、七	二一、七	二一、七	二一、七	二一、七	二一、七
	居室濕度（%）	八八、三	八七、七	八七、八	九〇、七	八九、二	八六、八	八六、一	八五、三	八六、一	八七、三	八七、三
	外界濕度（%）	八六、五	八六、七	九〇、三	七七、九	七七、九	七七、九	七七、九	七七、九	七七、九	七七、九	七七、九
七月	居室溫度（℃）	二七、一	二七、〇	二六、九	二六、四	二五、八	二五、二	二五、二	二五、二	二五、二	二五、二	二五、二
	外界溫度（℃）	二三、二	二三、六	二三、三	二三、八	二五、二	二五、八	二五、八	二五、八	二五、八	二五、八	二五、八
	居室濕度（%）	九四、五	九三、八	九三、一	九四、五	九四、五	九四、五	九四、五	九四、五	九四、五	九四、五	九四、五
	外界濕度（%）	八九、八	九二、五	九二、八	八一、七	八一、七	八一、七	八一、七	八一、七	八一、七	八一、七	八一、七
八月	居室溫度（℃）	二九、二	二八、八	二七、九	二七、九	二七、九	二七、九	二七、九	二七、九	二七、九	二七、九	二七、九
	外界溫度（℃）	二四、九	二四、五	二四、〇	二四、四	二六、八	二六、八	二六、八	二六、八	二六、八	二六、八	二六、八
	居室濕度（%）	九一、二	九〇、二	九四、三	九三、〇	八五、二	八五、二	八五、二	八五、二	八五、二	八五、二	八五、二
	外界濕度（%）	九〇、〇	九一、〇	九一、〇	七七、〇	六六、〇	六六、〇	六六、〇	六六、〇	六六、〇	六六、〇	六六、〇
九月	居室溫度（℃）	二五、〇	二四、七	二四、四	二三、七	二三、五	二四、九	二五、〇	二四、七	二四、一	二四、一	二四、一
	外界溫度（℃）	二一、七	二一、二	二〇、八	二〇、七	二一、八	二三、六	二四、一	二三、八	二三、六	二三、四	二三、四
	居室濕度（%）	九〇、四	九〇、五	九〇、七	九〇、〇	八九、五	八九、四	八八、五	八九、四	九〇、五	八八、五	八八、五
	外界濕度（%）	八七、〇	八八、〇	八九、〇	九一、〇	八〇、〇	八〇、〇	七七、〇	八四、〇	八八、〇	七九、九	七九、九
十月	居室溫度（℃）	一九、二	一八、八	一八、三	一六、三	一六、五	一七、六	一七、五	一八、四	一八、九	一九、〇	一八、四
	外界溫度（℃）	一四、六	一三、九	一三、四	一三、二	一五、七	一八、七	一八、四	一七、六	一六、五	一六、八	一六、八
	居室濕度（%）	八九、一	八八、一	八七、〇	八八、四	八七、四	八三、九	八二、七	八一、四	八二、七	八六、一	八九、〇
	外界濕度（%）	八七、〇	八八、〇	八八、〇	七七、〇	七八、〇	六八、〇	六八、〇	六四、〇	七〇、〇	八一、〇	八四、〇
十一月	居室溫度（℃）	二九、四	二九、八	二九、七	二九、五	二九、七	二九、七	二九、二	二九、二	二九、四	二九、三	二九、一
	外界溫度（℃）	二四、四	二四、〇	二四、四	二六、四	二七、三	二七、九	二七、六	二七、五	二七、三	二七、四	二七、四
	居室濕度（%）	九一、七	九〇、二	九四、三	九五、〇	九二、九	八九、四	九五、五	九五、八	九三、四	九二、九	九二、五
	外界濕度（%）	八六、七	八四、一	八二、五	六九、〇	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一
十二月	居室溫度（℃）	二九、四	二九、八	二九、五	二九、七	二九、七	二九、七	二九、七	二九、七	二九、七	二九、七	二九、七
	外界溫度（℃）	二四、九	二四、五	二四、〇	二四、四	二六、四	二六、四	二六、四	二六、四	二六、四	二六、四	二六、四
	居室濕度（%）	九一、二	九〇、二	九四、三	九五、〇	九二、九	八九、四	九五、五	九五、八	九三、四	九二、九	九二、五
	外界濕度（%）	八六、七	八四、一	八二、五	六九、〇	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一	七〇、一

ナホ末尾ノ第二表ハ前記ノ表ヲヒル氏ノ溫濕度關係線圖ニ於ケル快感線圖ヲ應用シタルモノニ記入シタルモノニシテ一見溫度ト濕度トノ關係ヲ觀察スルニ便ナルベシ。

受刑者ハ日中ハ工場ニ出役シ夜間ノミ在室シ拘禁生活ハ凡ベテ規定通リニ行ハレタリ。

第三節　實驗ノ期間

大正十年十一月一日ヨリ開始シ大正十一年十月三十一日ヲ以テ終了セリ。

第三章　各月ニ於ケル觀察

第一表及第二表ニ基キ各月ニ於ケル居室ノ溫度、居室ノ濕度及ビ溫度トノ濕度トノ關係ヲ觀察スレバ以下ノ如シ

第一節　大正十年十一月

第一項　居室內ノ溫度　居室內ノ溫度ハ、最高午後八時ノ一四、九度ヨリ最低午前十時ノ一一、九度ノ間ニ

刑政第40巻第10号
矯正図書館

アリ、平均一三、二度ニシテ、コレヲ東京市ノ夫レニ比較スルニ、最高午後二時ノ一五、二度ヨリ最低四、六度ノ間ニアリ、平均九、三度ニシテ、其差實ニ三、九度ナリ。濕度ノ變化ハ、カクノ如ク外界ニ於テ著シキニモ係ラズ、居室内ニ於テハ、變化ニ乏シク、夜間ハ却ツテ晝間ヨリ高濕ヲ示ス點ハ、外界ト全ク反對ノ現象ナリ。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ、最高八七、六%(午前四時)ヨリ最低六七、三%(正午)ノ間ニアリ、平均七九、四%ニシテ、コレヲ東京市ノ濕度ニ、比較スルニ、最高八〇、七%(午前六時)ヨリ最低四八、五%(午後一時)ニシテ平均六七、一%其差二二、三%ナリ一般ニ午前中ハ、其差僅少ニシテ午後ニ於テ著シ。

第三項　濕度ト濕度ノ關係　濕度ハ、一般一五度以下ニシテ、午後六時ヨリ午前六時頃迄ハ、濕度トノ關係甚ダ良好ナル狀態ニアリ。即チ受刑者カ在房スル時間内ハ、濕濕度ノ狀態ヲ保ツヲ見ル。然ルニ晝間ニアリテハ、濕度ノ下降ト濕度ノ下降トハ其間ノ均衡ヲ破リ、過冷ヲ感ズル狀態ニナレリ。外界ノ場合ハ、濕度ノ低下ト濕度ノ僅少トハ寒冷ヲ感ズルコト著シキヲ思ハシメ、殊ニ夜間ニ於テ著シキヲ見ル。

第四項　觀察　收容者ハ、午前六時起床六時四十分出房ス。午後五時入房、五時三十分夜業ニ就キ、九時罷役九時三十分就床ス。窓ハ起床時開放シ、入房時閉鎖ス。扉ハ午前九時三十分ニ開キ、午後三時三十分コレヲ鎖ス。是等諸條件ノ變化ガ濕度ニ及ボス影響ヲ時間的ニ觀察スルニ、午後六時ヨリ午前六時頃迄ハ暑同一濕度ヲ保ツモ、午前六時以後即チ起床出房窓及扉ノ開放等ニ引續キテ濕度漸次下降シ、午後二時最低トナリ、再ビ上昇シ初メテ、午後一時最高トナル。外氣濕ハ午前六時頃ヨリ上昇シ午後十時以後漸減シテ午前六時最低トナル。即チ居房ト外界トノ濕度ノ變化ハ、全ク反對ノ傾向ヲトルコトヲ知ル。而シテ午前十時及ビ午後四時ニ於ケル兩者ノ濕度相一致ス。濕度ノ變化モ、濕度ノ夫レト暑同一型ニシテ、午前六時頃ヨリ漸次減少シテ、正午最低トナリ、漸次上昇シテ、午後六時ヨリ翌午前六時迄ハ、著シキ變化ナシ。外界ニアリテモ殆ンド同一傾向ヲトリ唯一般ニ濕度低キノミ。

第二節　大正十年十二月

第一項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ、最高午後八時ノ一〇、七度最低ハ午前十時及十二時ノ八、五度ニ

シテ平均九、六度ナリ。コレヲ東京市ノ氣濕ニ比較スルニ最高ハ午後二時ノ九、六度最低ハ午前六時ノ一、六度ニシテ平均五、〇度ナリ。故ニ其差實ニ四、六度トナス。即チ居室ノ濕度ハ比較的高クシテ變化ニ乏シク僅カニ二、二度ノ變移アルノミ。夜間ハ晝間ニ比シ僅カニ高シ。外氣濕ハ晝間高ク夜間著シク低シ。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ、最高午前四時ノ九二、〇%最低正午ノ六九、七%ニシテ平均八二、三%ナリ。然ルニ外界ノ濕度ハ最高午前六時ノ七四、四%最低四六、六%平均六四、二%ナルガ故ニ平均數ニ於テ一八、一%ノ差アリ。但シ其變化ノ狀態ハ殆ンド同一型ヲトル。

第三項　濕度ト濕度ノ關係　夜間ハ一般ニ濕度及濕度高ク、濕度ノ割ニ寒冷ヲ感ゼザルガ如シト雖、尙濕度ハ室濕トシテ低キニ過グルモノト云フヲ得ベシ。晝間ハ濕度及濕度共下降シ著シク寒冷ナル狀態ニアルモノヽ、如シ。外界ノ狀態ハ、昇居室ノ晝間ニ於ケル如ク濕度ト濕度トノ均衡ヲ缺クコト著シ。

第四項　觀察　十二月ニアリテハ、收容者ハ午前六時三十分起床シ、七時十分出室午後四時三十分入室五時夜業ニ就キ九時罷役九時三十分就眠ス。窓ハ起床時ニ開キ入室時ニ閉ス。扉ハ十時三十分頃開キ午後三時頃閉ス。コレラノ條件ガ濕度ニ及ボス影響ヲ時間的ニ觀察スルニ、午前六時以降漸次下降シ午前十時ヨリ午後四時頃迄ハ殆ンド同一狀態ニアル居室内濕度ハ、ナルモ一般ニ其變化乏シ。然ルニ外氣濕ハ午前六時頃ヨリ著シク上昇シ午後二時最高ニシテ再ビ下降シテ六時ニ至リ八時ニハ僅カニ上昇シテ更ニ下降シテ午前六時最低トナル。晝間ニ於ケル濕度ノ變化ハ兩者全ク反對ノ成績ヲ示ス。濕度ハ午後六時以後僅カニ上昇ノ傾向ヲ保チテ午前四時ニ及ビ次デ下降ニ移リ正午最モ低ク再ビ上昇シテ午後一時最高トナル。外界ノ濕度ノ變化モ暑同一型ヲトリ夜間高ク晝間低シ。

第三節　大正十一年一月

第一項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ最高午後八時ノ七、六度最低正午ノ五、五度ニシテ平均六、六度ナリ。然ルニ東京市ニ於ケル最高濕度ハ午後二時ノ四、六度ニシテ最低ハ午前七時ノ(一一)二、四三度ナリ。平均〇、六度ニシテ居室ニ於ケル平均數トノ間ニ六度ノ差ヲ有ス。試驗期間中最低濕ヲ示ス。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ最高ナルハ午前四時ノ九八、一%最低ナルハ正午ノ七八、二%ナリ平均八七、九%ヲ示ス。コレヲ東京市ノ夫レニ比較スルニ、最高濕度ハ午前七時ノ七二、三%最低濕度ハ午後一時ノ四四、四%平均五九、八%ナリ。居室内濕度平均數ヨリ二八、一%少シ。

第三項　濕度ト溫度トノ關係　居室ニ於テハ、外界ニ比シ溫度並ニ濕度共ニ高ク稍有利ナル狀態ニアルト云フヲ得ベキモ而カモ尙溫度ノ著シク低キト濕度ノ八〇、〇%以上ナルハ決シテ良好ナル狀態ト言フ能ハズ　室溫平均六、六度ニシテ適溫一五度ヲ隔ルコト一〇度ニ垂ントス。

第四項　觀察　一月ニアリテハ收容者ハ午前六時三十分起床七時十分出室午後五時入室五時三十分夜業ニ就キ九時罷役シ九時三十分就床ス。窓ノ開閉ハ起床及入室時ニ一致シ扉ハ午前十時乃至ハ大差ナク入室以後漸次上昇シ午後八時最其溫度ニ及ボス影響ヲ觀察スルニ出室以後溫度稍下降シ午後四時頃迄ハ大差ナク入室以後漸次上昇シ午後八時最高ヲ示ス。而シテ其變化ノ差ハ僅ニ二、一度ニ過ギズ。外界ニ於ケル七度ノ變化ニ比シテ著シク小ナル數ヲ示ス而シテ居室ニ於ケル晝間ノ最低溫度以上ナルハ他ノ月ニ見ザル處ニシテ夜間外界ハ零下ナルニ係ラズ居室ニアリテハ尙六—七度ヲ保ツコトハ、暖房設備ナキ居室トシテハ收容者ノ爲ニ喜ブベキ現象トイフヲ得ベキカ。（但シ溫度ノミニツキ觀察シクルモノニシテ他ノ有害物ノ蓄積ヲ伴フナキヲ保セズ）濕度ニ及ボス影響ハ署外界ノ濕度ノ變化ニ伴フモノヽ如ク一般ニ濕度高キノミ。

第四節　大正十一年二月

第一項　居室内ノ溫度　居室内ノ溫度ハ、一月ニ比シ四、四度上昇シ最高溫度ハ午後八時一二、〇度最低溫度ハ午前十時ノ一〇、二度ナリ。平均一〇、九六度ニシテ東京市ノ最高溫度ハ午後二時ノ一〇、八度最低溫度ハ午前六時ノ四、二度ニシテ平均七、〇度ナリ。其差ハ四、〇濕度ヲ示ス。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ノ最高ナルハ午前六時ノ九六、四%ニシテ東京市ノ最高濕度ハ午前六時ノ八一、二%ナリ。平均九〇、一%ヲ示シ東京市ノ平均七〇、八%ニ比シ一九、三%高シ。東京市ノ最高濕度ハ午前六時ノ八〇、二%最低濕度ハ午後一時ノ五六、三%ナリ。

第三項　溫度ト濕度トノ關係　居室内溫度ハ午後六時頃ヨリ午前六時頃迄ハ一〇、度以上ナル上ニ濕度モ相當ニ高ク暑可良ナル狀態ニアルモノヽ如シ。即チ溫度ハ低キヲ免レズト雖モ濕度トノ關係ガ適當ナル狀態ニ近キヲ認ム。然ルニ晝間ハ溫度低下シ濕度モ下降シ其間ノ均衡ヲ破ラル。外界ノ溫度及濕度ハ寒冷ニ過クル狀態ニアリ。

第四項　觀察　二月ニアリテハ收容者ハ六時起床六時四十分出室午後五時三十分入室六時夜業ニ就キ九時罷役九時三十分就床ス。窓ノ開閉ハ起床及入室時ニ一致シ扉ノ開放ハ午前十時頃閉鎖ハ午後四時頃ナリ。其溫度ニ及ボス影響ヲ時間的ニ觀察スルニ起床時ナル六時頃ヨリ外界ノ氣溫ガ著シク上昇スル傾向アルニ反シ漸次下降シ外氣溫ガ最高トナル午後二時ニハ、最低トナリテ其間ニ一度ノ差ヲ存ス。其後ハ外氣溫ハ著シク下降シ、午前六時最低トナルモ居室ニアリテハ稍上昇ノ傾向ヲ示シ入室時ナル五時三十分以後ハ稍著シク上昇シ午後十時最高トナリ午前零時ヨリ六時迄ハ署同一狀態ニ止マル。外界氣溫ノ變化ト全ク反對ノ傾向ヲトルコトハ從來ニ同ジ、濕度ニ及ボス影響ハ殆ドナク外界ノ濕度ノ變化ニ伴テ一定ノ間隔ヲ保チツヽ午前六時ヨリ減少シ正午頃ヨリ上昇午前六時最高トナリ以後殆ンド同一狀態ニアリ。

第五節　大正十一年三月

第一項　居室内ノ溫度　居室内ノ溫度ハ二月ニ比シ平均約〇、九度ノ低下ヲ見タリ。外界ニ於テモ三月ハ二月ニ比シ〇、四度ノ低溫ヲ示ス。居室内最高溫ハ午後八時ノ一一、〇度ニシテ最低ハ午前十時ノ九度トナス。平均一〇、一度ニシテ東京市ノ平均溫度六、六度ヨリハ三、五度高シ。而シテ外界ノ最高溫ハ一一、一度ニシテ最低二、五度ナリ。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ最高午前四時ノ九〇、四%最低正午ノ六八、九%ナリ。平均八一、三%ニシテ東京市ノ平均六二、八%ニ比シテ一八、五%高シ而シテ外界ノ最高濕度ハ午前六時ノ七五、五%最低ハ午後二時ノ四九、二%ナリ

第三項　溫度ト濕度トノ關係　三月ハ二月ニ比シ居室ノ溫度約一度低キト濕度約九%低カリシヲ以テ二月ニ

刑政第40巻第10号
矯正図書館

比シテ寒冷ヲ覺エタルベシ。即チ濕度一〇、一度ニ對シ濕度八一、三%ナルヲ以テ尙若干ノ濕度ノ上昇ヲ計ラザレバ寒冷ニ過グル感アリ。殊ニ晝間ニ於テ然リトス。正ニ一月ト二月ノ中間ノ狀態ニアリ。外氣溫ハ正午ヨリ午後四時迄居室溫ヨリ高キモ夫レ以外ノ時ハ著シク低溫ニシテ濕度モ亦低キヲ以テ甚ダ不良ノ狀態ニアリ。

第四項　觀察　三月ニアリテハ收容者ハ五時三十分起床時及入室時ニ一致シ扉ハ午前九時半ニ開キ午後四時三十分ニ閉ス。北溫度ニ及ボス影響ヲ時間的ニ觀察スルニ午後八時頃ヨリ極僅カニ下降シツヽアリシ溫度ハ出室以後急ニ下降シテ午前八時最低トナリ漸次上昇ノ傾向ヲ保チツヽ、午後六時ニ到リ入室ニヨリテ著シク上昇シテ午後八時最高トナル。但シ其溫差僅ニ二度ナリ。外界溫度ハ全ク反對ノ傾向ヲトリ午前六時ヨリ急速ニ上昇シテ午後二時最高トナリ更ニ下降シテ午前六時最低トナリ其溫差實ニ八、六度ナリ。濕度ニ及ボス影響ハ殆ンド認ムル能ハズ。外界ノ濕度ノ變化ニ應ジテ增減スルモノヽ如ク晝間ニ低ク夜間ニ高シ。

第六節　大正十一年四月

第一項　居室內ノ溫度　居室內ノ溫度ハ三月ニ比シ著シク上昇シ平均一五、五度ヲ示シ前月トノ差ハ五、四度ナリ。最高溫度ハ午後八時一六、五度ニシテ最低溫度ハ午前八時ノ一四、七度ナリ。以テ適溫ト言フヲ得ベキカ。然ルニ外界ニアリテハ最低溫度ハ午後五時ニ九、五度ニシテ最高溫度ハ稍高ク午後一時ノ一七、〇度ナリ。平均一三、二度ニシテ其差二、三度ナリ。

第二項　居室內ノ濕度　居室內ノ濕度ハ最高午前二時ノ九四、一%最低正〇ノ八〇、二%ニシテ平均八六、七%ヲ示ス。外界ニアリテハ午前三時最高ニシテ八四、〇%正午最低ニシテ五六、八%ヲ示シ平均七一、二%居室ノ夫レトノ差ハ一五、五%ナリ。

第三項　溫度ト濕度トノ關係　平均溫度一五、五度平均濕度八六、七%ニシテ一見其關係ノ稍良好ナル狀態ニアリ。殊ニ午前六時ヨリ正午頃迄ハ快感狀態ニアリ。午后ヨリ夜間ニ渡リ濕度比較的高キヲ以テ其ノ間ノ均衡ヲ破ラルヽト雖モ而モ其懸隔サホド著シカラザルヲ以テ可良ナル狀態ニアルモノトスベキカ當ニ昨年十月ニ於ケル居

室ノ狀態ト相似タルモノナリ。外界ノ狀態ハ稍可良ナレドモ午前十時ヨリ午后六時頃迄以外ノ時期ニ於テハ溫度低ク居室ニ於ケル狀態ヨリ不良ナリ。

第四項　觀察　四月ニアリテハ收容者ハ五時起床五時三十分罷役九時就床ス。窓ノ開閉ハ起床時及入室時ニ一致シ扉ハ午前五時四十分出室午后五時三十分入室六時三十分夜業就役八時ニ一致シ扉ハ午前五時四十分ニ開キ午后四時三十分頃閉ス。其居室內溫度ニ及ボス影響ヲ觀ルニ一般ニ著シキ影響ヲ見ザルモ午前六時ニハ出室ニヨリテ四時ニ比較シカナリ低溫トナリ夫レ以後ハ僅カツヽ上昇シ入室ニヨリテ著シク上昇シ午后八時ニ一致シ扉ハ午前五時四十分ニ開キ午后四時三十分頃閉ス。其溫差七、五度ニシテ居室ノ溫差一、八度ニ比シ尙五、七度ノ變移アリ。濕度モ居室ニアリテハ變化ニ乏シク僅ニ一三、九%ノ差アルノミニシテ午前四時頃ヨリ漸次減少シテ正午最低トナリ午后八時頃迄異同ノ狀態ヲ保チ以後稍增加シテ午前四時ニ及ブ。外界ニアリテハ晝間ノ濕度ノ減少著シ。

第七節　大正十一年五月

第一項　居室內ノ溫度　居室內ノ溫度ハ、四月ニ比シ著シク上昇シ平均一九、一度ニシテ最高溫度ハ午后六時ノ一九、九二度最低溫度ハ午前六時ノ一七、八度ナリ。以テ適溫トナスベシ。而シテ外界ニアリテハ最高溫度ハ午后二時ノ二〇、六度最低溫度ハ午前五時ノ一三、六度トナス。平均一六、九度ニシテ居室ノ夫ヨリ三度低シ。

第二項　居室內ノ濕度　居室內ノ濕度ハ、最高午前四時ノ八九、三%ニシテ最低午后二時ノ七八、四%ナリ。平均八四、七%ニシテ外界ノ平均濕度七七、%ニ比シ七、七%高シ。而シテ外界ノ最高濕度ハ午前四時ノ八七、三%ニシテ適當ナル濕度ニ對シテ適當ナル濕度ハ、約四五%ナルニ實際居室ノ濕度ハ平均八四、七%ナルヲ以テ既ニ當時ヨリ居室內ニアリテハ過濕ニ感ズルモノナルベシ。外界ニアリテハ午后八時ヨリ午前八時頃迄ハ濕度及濕度ノ干係良ク調整サレテ快感狀態ニアリ。晝間ハ濕度比較的高シ。

第四項　觀察　五月ニアリテハ收容者ハ五時起床五時四十分出室午后五時三十分入室六時三十分夜業ニ就キ

八時三十分罷役九時就床ス。窓ノ開閉ハ起床及入室時ニ一致シ扉ハ午前五時四十分ニ開キ午后五時三十分ニ閉ス。居室内溫度ニ及ボス影響ヲ見ルニ、午前六時即チ出室後可ナリ溫度ノ下降ヲ見ルモ、再ビ上昇シテ午后二時最高トナリ、爾後翌朝四時頃迄ハ殆ンド變化ナク略同一溫ヲ持續ス、入室後ノ溫度ノ上昇ハ殆ンド認ムル能ハズ。一般ニ一日ノ溫差僅ニ二、二度ナリ。外界ノ溫度ハ、午前五時ヨリ漸次上昇シ午后二時最高トナリ爾後再ビ下降シテ午前五時ニ及ブ。濕度ニアリテハ、晝間僅カニ減少スルヲ認ムルモ日差僅カニ一〇、九%ニシテ外界ニ於ケル濕度ノ減少度ニ比シテ甚ダ少シ。

第八節　大正十一年六月

第一項　居室内ノ溫度　居室内ノ溫度ハ、平均二三、二度ニシテ五月ニ比シ四、〇度高ク最高溫度ハ午後十時ノ二四、七度ニシテ最低溫度ハ午前六時ノ二一、五度ナリ。外界ニ於ケル最高溫度ハ、午后二時ノ二五、六度最低溫度ハ午前五時ノ一八、〇度ナリ。平均二一、七度ニシテ居室平均溫度ニ比シ一、五度低シ。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ平均八五、五%ニシテ五月ニ比シ大差ナク僅ニ〇、八%高キノミ。最高ハ午前六時ノ九二、二%最低ハ午后二時ノ七七、二%ニシテ外界ニ於ケル濕度ノ最高ナルハ午前五時ノ九二、二%最低ナルハ午后一時ノ六一、〇%ナリ。平均七七、六%ニシテ居室内平均濕度ヨリ七、九%低シ。

第三項　溫度ト濕度トノ關係　平均溫度二三、二度トナリ比較的高溫トナリタル上ニ、濕度モ平均八五、五%ヲ示スヲ以テ居室ニアリテハ溫暖ニ過グルヤウ感スベシ。外界ニアリテモ溫度ニ比シ濕度高キニ過グルモ夜間ハ比較的可良ナル狀態ト見ルヲ得ベシ。

第四項　觀察　六月ニアリテハ收容者ハ五時起床五時四十分出室午后五時三十分入室六時三十分夜業ニ就キ八時罷役就眠ハ八時三十分ナリ。窓ハ晝間ハ勿論夜間ト雖モ閉鎖セサルヲ常トス。扉ハ午前五時四十分開放シ午后五時三十分閉鎖ス。其溫度ニ及ボス影響ヲ觀察スルニ出室后ナル午前六時ハ四時ニ比シテ可ナリ溫度ノ降下アルモ其後ハ外氣溫ノ上昇ニ影響サレテ漸次上昇ノ傾向ヲトリ午后二時以後ハ入室等ニ影響サレズ。殆ド變化ナク午前八時ニ及ビ十時ニハ最高トナリ午前四時迄稍下降ノ傾向ヲ呈ス。但シ一般ニ變化ニ乏シク日差僅ニ二、一度

ナリ。外氣溫ハ午前四時頃ヨリ上昇ノ傾向ヲトリ六時以後急激ニ上昇シテ午后二時最高トナリ以後再ビ下降シテ午前四時ニ及ブ。濕度ニ及ボス影響ハ午前六時以後漸次減少シテ午后二時最低トナリ再ビ增加シテ午后八時以後ハ略變化ナクシテ翌朝ニ及ブ。外界ニアリテモ略同樣ノ傾向ヲトルモ晝間溫度ノ減少著キヲ見ル。

第九節　大正十一年七月

第一項　居室内ノ溫度　居室内ノ溫度ハ平均二六、九度ニシテ六月ニ比シ三、七度上昇ス。最高溫度ハ午后八時ノ二七、三度最低溫ハ午前八時ノ二五、八度ナリ外界ニアリテハ最高溫度ハ午后一時ノ二八、二度最低溫度ハ二二、二度ナリ。平均二五、〇度ヲ示シ居室内溫ヨリ一、九度低シ。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ平均九二、九%高ク最高濕度ハ午前零時ト八時ノ九四、五%最低濕度ハ午后四時ノ八八、三%ニシテ其間僅ニ六、二%ノ差アルノミ。外界ニアリテハ最高濕度ハ午前五時ノ九三、〇%最低濕度ハ午后一時ノ六八、六%平均八二、三%ニシテ居室ヨリ一〇、六%低シ。

第三項　溫度ト濕度トノ關係　居室内ハ平均溫度二七度平均濕度九三%ナルヲ以テ溫度高キノミナラズ濕度ニ對スル濕度モ異常ニ高キヲ以テ收容者ハ可ナリ暑氣ヲ覺ユベシ。外界ニアリテモ濕度一般ニ高ク溫度ハ夜間可ナリ低クナルモ溫度ト濕度トノ均衡ヲ保タズ。

第四項　觀察　七月ニアリテハ收容者ノ入室其他六月ニ同ジ。而シテ其溫度ニ及ボス影響ノ如キハ出室後僅少ノ溫度ノ下降ヲ認ムル外殆ンド變化ナク日差僅カニ一、五度ヲ示スノミ。外界ニアリテハ依然トシテ夜間低ク晝間高ク日差六度ヲ示ス。濕度モ居室ニアリテハ殆ンド變化ナク晝間僅カニ減少シ午后二時最低トナリ以後增加ス。

第十節　大正十一年八月

第一項　居室内ノ溫度　居室内ノ溫度ハ平均二九、二度ニシテ七月ニ比シ二、三度上昇ス。最高溫度ハ午后二時ノ二九、八度ニシテ流石ニ夜間ノ室溫ヨリ高シ。最低溫度ハ午前六―八時ノ二七、九度トナス。日差僅カニ一九度ナリ。外界ニアリテハ午後一時―二時ノ三一、一度最高ニシテ午前五時ノ二三、九度ヲ最低トナス。平均二

刑政第40巻第10号
矯正図書館

七、三度ヲ示シ居室内平均濕度ヨリ一、九度低シ

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ平均八九、五%ニシテ七月ニ比シ三、四%低ク最高濕度ハ午后八時ノ九五、五%ニシテ最低濕度ハ午后二時ノ八二、五%ナリ。日差僅ニ一三%ナリ。外界ニアリテハ午前四—六時最高ニシテ九三%ヲ示シ最低ハ午后〇—二時ノ六五%ナリ。一日平均七九、九%ニシテ居室内濕度ヨリ九、六%低シ。

第三項　溫度ト濕度トノ關係　居室内ハ平均溫度二九、二度平均濕度八九、五%ニシテ溫度ノ上昇ニ比シ濕度ノ下降少ク爲ニ溫度ニ對スル濕度ノ關係ハ前月ヨリモ高ク室内ノ暑氣ハ可ナリ著シキモノト想像サル。外界ニアリテハ夜間ノ溫度比較的低キモ溫度濕度共ニ高ク其間ノ均衡調整ヲ失スルヲ以テ暑氣カナリ著シ。然レドモ夜間ノ溫度ハ居室ニ比シテ可ナリ低キヲ以テ外界者ニ比シ在室者ノ若痛ハ可ナリ大ナルベシ。

第四項　觀察　八月ニアリテハ收容者ノ入出室其他七月ニ同ジ。而シテ其溫度ニ及ボス影響ハ午前八時迄ハ外界ノ濕度ノ下降ト在室者ノ出室ニヨリテ漸次下降スルモ外界ノ溫度ガ六時以後上昇スルヲ以テ八時ニハ外界ノ溫度ト略同一溫度ヲ示シ其後漸次上昇シテ午后二時最高トナリ爾後外界ノ溫度ハ著シク下降スルモ居室ニアリテハ六時頃迄僅ニ下降スルモ五時三十分受刑者入室スルヲ以テ爾後溫度ハ却ツテ上昇ノ傾向アリ。コレ晝間壁間ニ吸收サレシ溫ノ放出ト在室者ノ体溫拡散ニヨルハ言フヲ俟タズ。コレヲ外界ノ溫度ト比較スルニ夜間ニ於テ室内溫度高ク午前八時ト午后四時ヲ境トシテ外界ノ溫度ハ室内ノ暑氣思ヒヤルベシ。濕度ニ及ボス影響ヲ見ルニ午前六時迄ニアリテハ僅ニ一、九度ナルコト前述ノ如シ。室内ハ外界ト略同成績ヲ示スモ六時以後外界ノ溫度ガ著シク減少スルニ係ハラズ居室内ニアリテハ在室者出室後ニ於テモ其濕度容易ニ減退セズ。十時十二時頃ニ到リテ漸ク僅少ニ低下スルモ尙八二、五%ヲ示シ四時以後外界ノ濕度ノ上昇ト伴ヒ入室者ノ影響ヲモ受ケテ漸次上昇シ午后八時最高トナル。即チ濕度ノ變化ハ外界ノ濕度ノ變化ト略同一傾向ニ進ムモ絶エズ外界ヨリ高キヲ認ム。

第十一節　大正十一年九月

第一項　居室内ノ溫度　居室内ノ溫度ハ平均二四、七度ニシテ八月ニ比シ四、五度低シ。最高溫度ハ午後二—四時ノ二五、三度ニシテ最低溫度ハ午前八時ノ二三、五度ナリ。外界ニアリテハ午后一—二時最高ニシテ二七、一度ヲ示ス最低ハ午前五—六時ノ二〇、七度ナリ一日平均二三、四度ニシテ居室内平均溫度ヨリ一、三度低シ。

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ平均八八、五%ニシテ八月ニ比シ一%低ク最高濕度ハ午前八時ノ九二、六%最低濕度ハ午後二時ノ八三、三%ナリ。外界ニアリテハ午前六時ノ九一%最高ニシテ午后一—二時ノ六四%ヲ最低トナス。一日平均七八、五%ニシテ居室ノ夫ニ比シテ一〇%低シ。

第三項　溫度ト濕度トノ關係　居室内ノ平均溫度二四、七度平均濕度八八、五%ニシテ濕度ノ下降ニ比シ濕度始ド變化ナク八月ニ比シ稍凌ギ易ク稍暑氣ヲ去リタルモノト言フベシ。外界ニアリテモ溫度ノ下降ニヨリテ溫度ト濕度ノ關係ハ稍均衡ニ接近シ殊ニ夜間ハ凌ギ易キヲ思ハシムルモ居室ニアリテハ夜間ニ於ケル溫度ハ外界ヨリモ三度位高ク而モ濕度ハ外界ヨリ寧ロ高キヲ以テ收容者ハ尙暑氣ニ苦シムヲ想像シ得ベシ。

第四項　觀察　九月ニアリテハ收容者ノ入出室其他ニ變化アリ。收容者ノ起床時ハ三十分遲レテ五時三十分トナリ出室時ハ六時十分トナス。扉ハ午前六時十分開放シ午后五時三十分閉鎖ス。窓ノ開放ハ起床時ヨリ入室時ニ及ブ。入室時夜業就役時ハ夫々五時三十分及六時三十分ニシテ就床ハ九時ナリ。溫度ニ及ボス影響ヲ見ルニ八月ト殆ンド同一傾向ヲ示シテ午前八時迄ハ外界ノ溫度ノ下降ト在室者ノ出室ニヨリテ漸次下降シテ外界ニ於ケル六時以後ノ溫度ノ上昇ニ室内ニアリテハ八時以後ニ現ハレ午後二時迄稍ド不變ノ狀態ニテ未明ニ及ブ。即チ外界ニアリテハ日差六、四度ヲ示シ夜間著シク溫度ノ下降ヲ認ムルニ係ラズ室内ハ依然晝間ノ最高ト大差ナク朝間最低トナリテ日差僅ニ一、三度ヲ示スノミ。室内尙暑氣去リ難キモノアリト言フベシ。濕度ニ及ボス影響ハ甚ダ僅少ニシテ六時以後外界ノ濕度ノ下降ニ伴ヒテ僅ニ減少スルノ外大ナル影響ヲ認ムル能ハズ。日差僅ニ九、三%ニシテ常ニ外界ヨリ高率ニアリ。

第十二節　大正十一年十月

第一項　居室内ノ溫度　居室内ノ溫度ハ平均一八、四度ニシテ九月ニ比シ六、三度ノ下降ヲ見最高溫度ハ午後六時ノ一九、三度ニシテ最低溫度ハ午前六時ノ一六、三度ナリ。外界ニアリテハ最高溫度ハ午後二時ノ二一、五度ニシテ最低溫度ハ午前六時ノ一三、二度ナリ。一日平均一六、八度ヲ示シ居室内平均溫度ヨリ一、六度低シ

第二項　居室内ノ濕度　居室内ノ濕度ハ平均八六、〇%ニシテ九月ニ比シ二、五%低シ。最高濕度ハ午前零時ノ八九、一%ニシテ最低濕度ハ午後二時ノ八一、四%ナリ。日差僅ニ七、七%ナリ。外界ニアリテハ最高ハ午前四時―五時ノ八九%ニシテ最低ハ午後一―三時ノ六〇%トナス。平均七七、三%ニシテ居室ノ夫ニ比シ八、七%低シ。

第三項　溫度ト濕度トノ關係　居室内平均溫度ハ一八、八四度ニシテ平均濕度ハ八六、〇%ナルヲ以テ溫濕度ハ稍調整サレタレドモ溫度ノ適溫ナルニ反シ濕度不相變高キハ遺憾トスル處ナリ。外界ニアリテハ溫濕度殆ンド平行シテ昇降シ然モ適溫ニアルヲ以テ最モ吾人ノ快感ヲ覺ユル候ナリ。而シテ又收容者ニアリテハ居室ノ濕度比較的高シト雖モ其溫度ハ適溫ニ止マルヲ以テ最モ暮シ易キ狀態ニアルト言フヲ得ベシ。

第四項　觀察　收容者ノ起居入出室等九月ニ同ジ。溫度ニ及ボス影響ヲ見ルニ外界ニ於ケル午前六時迄ノ溫度ノ下降ニ伴ヒテ漸次下降セル室内溫が在室者ノ出室以後六時ニハ可ナリ著シク下降シ爾後外溫ノ著シク上昇ニ從ツテ漸次上昇シ午後六時最高ヲ示シ以後殆ンド變化ナシ。即チ午後二時ニ最高溫ヲ示セル外界溫カ其後著シク下降スルニモ係ラズ室内ニアリテハ下降ヲ示サズ。收容者ノ入室ニヨリテ更ニ僅ニ上昇シテ未明迄略同一溫度ヲ保ツ。濕度ニ及ボス影響甚ダ僅少ニシテ八時以後僅ニ低下スルモ十時以後殆ンド變化ナク午後四時ニ至リ更ニ上昇シテ夜間ニ及ブ。日差僅ニ七、七%ナリ。外界ノ濕度ハ夜間コトニ午前零時ヨリ六時ニ至ル間ハ室内ハ殆ンド同一ヲ示スモ六時以後著シク減少シテ午後二時最低トナリ再ビ上昇シテ午後六時以後漸次室内濕度ニ接近ス。

第四章　結　論

以上縷述スル所ヲ總括シ、次ノ結論ヲ得タリ。

第一節　溫度

一、一ケ年ヲ通シテ午後六時ヨリ翌朝午前八時迄ハ居室内ノ溫度ハ必ズ氣溫ヨリ高シ。而シテ夜間居室ノ溫度ノ氣溫ニ比シテ高キハ火氣全ク存在セザルニヨリ收容在室者ノ休溫ノ放散ニ基クモノナルベシ。

二、各月ノ居室ノ月溫ハ夫々各月ノ外界ノ月溫ヨリ高シ。而シテ其差ノ最大ナルハ一月ノ五、九八度ニシテ最小ナルハ九月ノ一、二六度ナリ。而シテ居室月溫ノ最高トナレルハ八月ニシテ二九、一度ヲ示シ最低ナルハ一月ノ六、六度ナリ。高溫ヨリ順次ニ擧グレバ八月七月九月六月五月十月四月十一月二月三月十二月一月ノ順位ニシテ外界ニ於ケル變化ト同一ノ傾向ヲトル。

三、一日中ニ於ケル居室ノ最高溫度ハ夏期八月九月ヲ除ク外ハ氣溫ノ低下セル午後六時（五月十月）以後主トシテ午後八時ニシテ時ニ、午後十時（二月六月）ナリ。然ルニ氣溫ノ最高ハ一年ヲ通シ午後一―二時ナリ。

四、一日中ニ於ケル居室ノ最低溫度ハ氣溫ノ最低溫度ヲ示ス時ヨリ必ズ一―數時間遲レテ來リ五月、六月、八月、十月ハ午前六時最低トナリ四月七月九月ハ午前八時其他ハ午前十時―十二時頃ニ至リテ漸ク最低トナル。

五、受刑者ハ主トシテ夜間ノミ在室スルヲ以テ一年ヲ通シテ室内ニテハ攝氏六、六度以下ニ曝露サル、コトナシ

第二節　濕度

六、居室内ノ濕度ハ一年ヲ通シ一般ニ氣溫ヨリ高ク殊ニ晝間及午後ノ夜間ニ於テ著シ。曾五月ヨリ十月迄ハ氣溫上昇スルヲ以テ午前中ノ夜間ハ略ボ同價ヲ有ス。

七、各月平均濕度ヲ見ルニ室内濕度ト氣濕ノ差ノ最モ大ナルハ一月ニシテ二八、一%ヲ示シ最モ小ナルハ十月ニシテ六、六%ヲ示ス。而シテ各月平均濕度ノ最高ナルハ七月ニ於ケル九二、九%ニシテ最低ナルハ十一月ニ於ケル七九、四%ナリ。コレヲ高位順ニ擧グレバ七月、二月、八月、九月、一月、四月、十月、六月、五月、十二月、三月、十一月、一月ノ順序ナリ。之ニ反シテ氣濕ハ七月、八月、九月、六月、十月、五月、四月、二月、十一月、十二月、三月、一月ノ順位ニアリ、

八、一日中ニ於ケル居室ノ濕度ガ最高トナル時刻ハ多クハ（十一月、十二月、一月、三月、五月）午前四時ニシテ二月六月八月ハ午前六時、七月九月ハ午前八時ニ、四月ハ午前二時ニ十月ハ午前〇時ニ最高ヲ示ス。之レニ反

シテ氣濕ハ多クノ場合居室内濕度ノ最高トナル時ヨリ稍遲レテ最高トナルヲ常トス。主トシテ午前六時ニ最高トナル。

九、最低濕度ハ居室内ニアリテハ主トシテ正午或ハ午後二時ニ來リ七月ノミ午後四時最低ヲ示ス。而シテ氣濕ハ多クハコレニ一―二時間遲レテ最低トナル。十一月、十二月、一月、二月、六月、七月、八月、九月、十月ハ午後一時ニ最低トナリ四月、八月、ハ正午ニ五月ハ午後二時ニ最低トナル。

第三節　溫度ト濕度トノ關係

十本邦ニ於テハ空氣ハ概シテ冬期乾燥シ夏期濕潤ナリ。東京市ニ於ケル成績モコノ事實ヲ證明シ一月ニ於テ最モ低ク七月ニ於テ最モ高キハ既ニ前述ノ如シ。而シテ最高ナル七月ニ於テモ僅カニ八二、三%ニシテ其他ハ皆八〇%以下ニシテ夏期ニ於テモ特ニ氣溫ニ比シテ氣濕ノ高キヲ憂フルヲ要セズ又冬期ニ於ケル濕度モ差程低シトナス能ハズ、最低ナルハ一月ノ七九、八%ナリ。然レ氏外界ニアリテハ十二月、一月、三月ハ一般ニ氣溫甚ダ低キヲ以テ濕度ノ低キト相俟チテ寒冷ニ過キ不良ナル影響ヲ人体ニ齎ラスベシト雖居室ニアリテハ濕度ノ最低ナルハ十一月ノ七九、四%ニシテ他ハ凡ヘテ八〇%以上ヲ示シ殊ニ七月ノ如キハ九二、九%ヲ示シ室内溫ノ高キト相俟チテ暑熱ニ過キテ人体ニ惡影響ヲ及ボスベク其他八月、九月、六月モ亦濕度ノ溫度ニ比シテ著シク高キヲ以テ室内生活ニ不良ノ影響ヲ來タスベシ。然レ氏冬期ニ於テハ室内濕度ガ氣濕ニ比シテ著シク高ク室内溫モ亦稍高溫ヲ示スヲ以テ室内生活ハ火氣ヲ絶對的ニ有セスト雖寒氣ヲ凌クニ足ルベシ。唯ダ溫度ト濕度ノ高キ原因ガ室内生活者ノ放散セル溫度ト水蒸氣ノ蓄積ヲ意味スルトセバ同時ニ人体ヨリ排泄サル、有害物ノ畜積ヲモ想到セザルベカラザルヲ以テ理學的ニ比較的可良ナル狀態ヲ導キ得ルト同時ニ化學的ニ不良ナル狀態ニ陷レルヤヲ考慮セザルベカラズ。

而シテ外界ニアリテハ五月十月ヲ以テ溫濕度ノ關係ガ吾人ノ最モ快感ヲ覺ユル時期ナルコトハ顯著ナル事實ナリ。然ルニ受刑者ノ居室ニアリテハ四月ヲ最モ有利ナル溫濕度ノ狀態トナスベク五月十月ハ稍過溫ノ狀態ニアリ十一月、二月ハ稍過冷ノ狀態ニアリ。故ニ受刑者ノ最モ生活ニ適當トナスハ四月五月十月ノ三ケ月間ナルベ

比企の屋敷

―梗概―

◇……◇

江戸川端は隆慶橋の袂、向ふに大名屋敷を見晴して、かなり貧弱な葭簀張の茶見世が出てゐる。類の仇名を持つ中間勘八、貸本屋の荷を脇へ置た和助、小間物の包みを持た九四郎と、茶見世の婆お虎、いづれもギロ〳〵眼を光らかして、いゝ鳥かゝれかしと待構へてゐる。惣張り共を陰富へ引張り込んで、財布ぐるみ捲上げやうといふ、それでも小惡黨どもである。折柄

澁い着物に黒の羽織、小さな脇差をさして雪駄を引摺つた、見受くるところ大店の若旦那と思はれる優男が、僧に介抱されてこの茶見世に休んだ。お虎婆から湯を貰ひ、紙入れから万金丹を取出しのんで胸を撫で下した。持病の疝がやゝ落付たらしい。

お虎婆は、この体を打眺め、

「お見受け申せば湯島へでも、お出での樣子でございますが、万金丹でございますか、よい見德でございます落付くとは、よっぽどお金儲けをなさるので、それで知つておりますのサ」

「どうして湯島へ行く事を御存じで

本篇は河竹默阿彌劇作の「河内山と直侍」中の、直侍化け込みの一幕です　（e生）

◇……◇

本邦は隆慶橋の袂、向ふに大名屋敷を見晴して、かなり貧弱な葭簀張の茶見世が出てゐる。類の仇名を持つ中間勘八、貸本屋の荷を脇へ置た和助、小間物の包みを持た九四郎と、茶見世の婆お虎、いづれもギロ〳〵眼を光らかして、いゝ鳥かゝれかしと待構へてゐる。慾張り共を陰富へ引張り込んで、財布ぐるみ捲上げやうといふ、それでも小惡黨どもである。折柄

澁い着物に黒の羽織、小さな脇差をさして雪駄を引摺つた、見受くるところ大店の若旦那と思はれる優男が、僧に介抱されてこの茶見世に休んだ。お虎婆から湯を貰ひ、紙入れから万金丹を取出しのんで胸を撫で下した。持病の疝がやゝ落付たらしい。

お虎婆は、この体を打眺め、

「お見受け申せば湯島へでも、お出での樣子でございますが、万金丹でございますか、よい見德でございます落付くとは、よっぽどお金儲けをなさるので、それで知つておりますのサ」

「ヘエ……それぢやア富の見德で儲ける御仁がございますかな」と少し乘出した。

「どざいますとも〳〵、此所においでの衆達は、富で儲けた御客樣、マアあなたもやつて御覽なさいまし」

「どざいます」と若旦那不審がる、

「イエ只今あなたが紙入れからお藥をお出しなさる時、富の札が見えましたから、それでお察し申しました」

婆さん商賣氣を出して鼻うごめかす。若旦那きまり惡る氣に、

「イヤもう、下手の横好きでついに當つた事もない癖に、どこの富にでも出かけますが、万金丹で落村たのをよい見德と云はれるからは、こなたも富の方では、苦勞人と見えますな」

「イエ私は存じませんが見世へお寄りのお客樣が、いつでも富の見德でお金儲けをなさるので、それで知つておりますのサ」

「ヘエ……それぢやア富の見德で儲ける御仁がございますかな」と少し乘出した。

「どざいますとも〳〵、此所においでの衆達は、富で儲けた御客樣、マアあなたもやつて御覽なさいまし」

時分をはかり雷の勘八、一寸前へ出た。

「さう仰しやりやア この旦那は富の場所で二三度お見掛け申した様だがあなたは何方でございます」

「ハイ私は藏前にをります、伊勢屋清三郎と申して、藏宿稼業でございます」

「おゝ逢ひねえ、代地でお見掛け申した事があつたつけ」といやに人なつつこく、

「時に旦那、さう又富がお好きぢやア定めてあなたも臺附をお附けなさるでございませうね」と持掛けると、清三郎は、始めて聞きましたと云ふ顔付、

「どういふものか一向に存じません」と應揚に答へると勘八は、こういふ面白い事はないとばかり熱心に說立てる

（一體富は無盡の一種で神社佛閣が祠堂金を集めるにこの富を用ゐた天保頃は盛んに流行したもので湯島天神の富もその一つである。一時江戸市中丈で十何ケ所あつた。富札一枚が一朱で何萬枚と賣出す。一番當りは千兩とか五百兩、二番百兩、三番五十兩といふ具合に定め富突きの當日社寺の太鼓聞で寺社奉行の目代立會の上、大箱に木札を入れ、からゝとかき交ぜ、一方の小穴から錐で突き其先に附いたのを一番當りとする。そこでその當つた者から金高の一割とか二割かを社寺に奉納させる事になる。次にお話しと出るが、これは此富の當り番號を瓦版に摺つて賣つてあるく者を云ひ、又一番當りの丁半を賭けて置きこの番付を買つて勝負するのが陰富で、臺附けは、一番當りは千臺か二千臺かを賭けるのて、一朱出せば一兩取れるといふ。蔭富も臺附もこれは無免許、御禁制のものである。）

清三郎は臺附けに興味を持ちかけた「さうしてそれを附けますには、どこへ參つて附けますか。定めて場所がございませう」

「その臺附の扱ひなら、わしが勤めてゐるお屋敷の、御主人樣が内々にお道樂にお世話をしてをります」といふと、この連中が、

「御身分のある旗本が、元方をしてゐるでゆえ」

「どんなに大きく當つても、元の潰れる氣遣ひなし」

「ほんに無盡の堅いのより、もつと慥かで御座います」と口を揃えて棚ぼたらしく勸めあげる。若旦那は思ふ壺に這入つた、

「どうかさうゆふお屋敷なら、お近附きにあがつて置きたうございますがお連れなされて下さりませぬか」と來た。一同〆たと顏見合せ、勘八はニコ〳〵して、

「それぢやわしが懇意な人のつもりにして旦那へ話してあげるから、後から婆さんと一緒に來なさい」と急いで出かけた。小間物屋も貸本屋もこれから臺附をつけて置てお話し賣の來るのを樂みに待つ積りといふので、清三郎も一緒に出かける約束をする。

「僅か四文で大目小目の相場が分り、臺附で十六割の儲けを見るとは、實

に一度すると忘れられません」

などと調子つけられると若旦那もさすがにぢつとしてゐられぬ見得で、居眠つてゐる小僧を起し、みんな一緒に押出す。

◇……◇

舞臺が廻ると比企東左衛門の屋敷、旗本屋敷とは云へ、ひどく貧乏くさく古ぼけた住居で藤富などやるにはふさはしく見える。座敷には一見一筋縄ではゆかぬらしい强慾面の主人東左衛門が机の前に坐り込んで、何か帳面を繰つてゐる。その前に娘のお貞が坐つて頻りと父の惡業を諫めて居るが馬耳東風と流して居る。硯でなしの御家人、彌九郎、伊四郎の兩人が立出でお貞を無理やりに奥へ逐ひやり、好い鳥がかゝればと噂する所へ、勘八が飛込んで云々と掠鳥の注進に及ぶと三人は相伴崩して嬉しがる。

間もなくお虎婆を先に立てゝ貸本屋、小間物屋、清三郎の三人が現はれ、清三郎は、いひ附た金を持つて來るやうと小僧を返しておづ〳〵と座敷へ上り込む。でも穢ないのに氣附いて一寸驚いた樣子をする。

挨拶型の如く、早速酒が出る。臺附の話ばかりで四方八方から若旦那は煽りたてられる。連中が臺附の金を出すと清三郎も早速十兩出して、よろしい樣にと如何にも若旦那らしいやり方に、なんてまがいゝんでしよと云ひたげな東左衛門の素振、清三郎が「して殿樣へ何ひますが臺附は富の日でないと出來ぬものでござりますか」といふに、「さればサ富のある日を樂しみに附るゆゑ、突日でなければ……」と返せば、「さうで御座いませうが、これが毎日出來ましたら、よい慰みで、私なぞ毎日でも……」と出るので渡りに船と蔭富のことを匂はす（ここは富の賣ひ物を毎日やつてゐる）、すると飛立つばかりに喜んで是非入れて呉れと清三郎がせがむ、誠に世話のやけぬ掠鳥である、然らばお出でと一同奥へ繰込む。

後に東左衛門と勘八が殘つて、首尾上々吉、金子が後から來るといふから太く短く捲上げやうと北叟笑む所へ、黑鴨仕立の氣の利いた供男が金を屆けて來た。しかも五百兩だといふ、主人は益々機嫌がよい、一杯飮ませろと合圖して直と臺所へ連込ませた。

そこへ用人の山住多九藏がぼんやり歸つて來た。湯島の富へ行つたが札ぐるみ財布を掏られたといふ譯、東左衛門は自慢の鼻をひこつかせつゝ掠鳥がと話す。然らばどんな奴かちよと覗て參りませうと、一間に用人は入つたが、すぐ慌てゝ飛出した。

「御主人々々あれが伊勢淸でございますか」

「オゝ藏前の札差で、伊勢淸といふ大家主だ」

「それではあなたはまだ御存じがない、あれは駒込片町で惡と噂の御家人あがり、直侍といふ奴で、太い名代の河内山とは兄弟分——また供の男も直侍の弟分、下谷切つての遊び人暗闇の丑松といふ奴で」に東左衛門も腰をぬか

矯正図書館

さん許りに驚き、今迄ののぼせもスッカリ下り、とんだ奴を――と自嘲ふんだが、そこは悪旗本のことなれば袴の紐をしめ直して典に行く。

◇……◇

座敷では毛氈敷いて、伊四郎が富の箱を前に直し、錐で富札を突いて居る。彌九郎、九四郎、和助、お虎、清三郎に化けた直侍が、周圍を取巻て、札を捻へ勝負を爭つてゐる。始めは例の手で直侍に勝たせる、愈大きく張賭けやうと云ふ處へ、苦り切つた東左衛門立出でゝ「もうその勝負は止めろ」と一聲、譯を知らねば連中はあつけにとられる直侍は金も届いたので大きくやらせて呉れと出る。東左衛門窮鳥を隱し、

「小石川から牛込かけ、砂利に等しい旗本の、小祿取は二腰の、扶持方棒を禮にかひ、町家へ出ては暴れ廻り、悪と名のつくその中でも、水道端の比企といつては五本の指に折られて居る、おれの屋敷へ手前達が化けてくるのは氣が知れぬ。腹から匹夫のびいつくならこのまゝ只は歸さぬが、一合取つても侍の、扶持をけがした奴だけに、見逃がしてやるから早く歸れ」

「ムウ――それぢやア わつちの實名をこなたは知つてゐなさるか」

「その名は片岡直次郎……いくら化けても知つてゐるわえ」そこへ、多九藏も現はれたので若旦那は直侍に變つた。

「そちで歸れといはねえでも、小ツ旗本の貧乏屋敷、普請の工面も出來ぬかして、がたびしとしたたてつけに、破れ障子の風穴から、吹込む北風が、身に浸みちやア、所詮長居は出來ねえが、とてもの事にモシ殿樣、歸るやうにして下せえ」

「ナニ歸るやうにしてくれとは」

「からだは化けても着物まで、化かした物は着て來ねえ、仕立下しで來たからは縫目の口のあくやうな頓馬な仕事と違ふから只此まゝぢやア歸られねえ」と啖呵を切ると供男に立つた丑松も入れ來り、「またそれ許りの事ぢやアねえ、この黒鴨のこしらへも更にときえこみ、元手をかけて來たからは、端金で追拂はれちやア引合はねえ……」と腰を押す。

（直々郎が化込んだのは素讀の師匠寺田幸兵衛の妻お元の弟半七が奉公先の金二百兩を、この比企屋敷の藏富に引かゝつて奪はれたその取返しにやつて來たのである）

東左衛門も、眞向から本筋に出られては、如何悪徒も一言もなく、客來にかこつけて集へ逃込む、その後へ堀田原に道場を持つ金子市之亟が出て、スツパリと二百兩耳を揃へて直侍に渡したのでこの場は納まつた。

◇……◇

水道端の川緣でしよんぼりと半七が立つてゐる。直侍と丑松が來て二百兩を渡し、涙にくれる半七を丑松に奉公先迄送らせる。

直侍が歸りかけると戀敵である最前の金子市之亟が呼止めて、先刻器用に二百兩返したかはりに、ここで命を受取らうとつめ寄ると直侍は、大方そんな事だらう命は進ぜる、スツパリやつて呉れと悪びれぬ。市之亟も刀は抜いたが度胸に感じてこの場の命は預けて置かうと臺詞あつて別れやうとすると「お話し々々」とお話し賃が怒鳴り乍ら飛出して花道へ駈込む、これを兩人見送つて、

「誠に話の」

「種だなア」

――幕――

編輯後記

十月の聲を聞くと、秋も半ばであるが、後記を書いてゐる現在は九月の半ばです。

しかし秋が來たと云ふ感じは、晴れた日のすがすがしきにも、また啼く百舌鳥のこゑにもわかります、乃至は九月に入るとすぐ催される竹の塞の美術展――二科會、帝展の入選發表が新聞に出ると、そら美術の秋が來たと、ピンと來る。が實はこの夏は暑かつたせいか秋に入りてもまだなか〳〵の暑さだ。

◇

無刑錄の第一卷もやつと製本出來お届濟みとなり、續々臨時の申込もある、そして、今は次の卷にとりかゝつてゐる。

刑政研究資料第二輯も製本出來しました。各地方部へも個人購讀の御依頼狀を出しました。實費でお頒ちするのですからお申込下さい。

第三輯も目下校正中であります。第三輯は米國紐育州刑務法と佛國行刑法規、英國刑務法の三つを合本して出しますから第二輯よりは、ずつと頁數が增加いたします。

第二輯は上製クロース裝幀にして實費金壹圓貳拾錢送料實費で御頒ちすることになりました。（表紙第二面廣告）

◇

九月十五日からは刑務官練習所と作業技師講習會保健技師講習會とが、同時に開かれました、それに來月は所長會同や演武大會で、忙がしいプログラムが連續します。その間に敎化資料調査部が確立して、書籍、映畫、レコードの審査がその間を縫ふて催されますでせう。

◇

芥川博士の論文は先月の本誌にけ第三輯郵便の都合で揭載を見合すの殘儀なき次第でありましたが本號から前通り連載いたします。こゝに著者及讀者諸君にお詫いたします。

◇

秋が深められてゆくと段々讀書の時期にもなり意見の發表もしたくなります。風凉しき夜の窓にそぞろに物したき時は御感想なり何なり御認めの上お送り下さい。（K生 九・一七）

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金二十錢	五號活字半段一行	金一圓
六冊（稅共）	金一圓二十錢	一等一頁	金五十圓
十二冊（稅共）	金二圓四十錢	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

注文
- ●御注文は總て前金のこと
- ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
- ●御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

規定

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年九月二十日印刷
昭和二年十月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人 香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、二八二五番

刑政第40巻第10号

矯正図書館

Volume XL Number 10

THE KEI SEI

The Journal of the Japanese Prison Association

October 1, 1927

PRINCIPAL CONTENTS

When Sword is Love . . . . . (*Editorial*)

On the Chéf-system of Prison Officers . . . . . S. Arima

The Criminal Anthoropological Service in Belgian Prisons . . . . . Dr. Motoji

Education and Moral Instruction in Prison . . . K. Tsuji

Henry Ford Conquers Russia . . . . . Maurice Hindus

Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi.
Tokyo, Japan.